

# 第52回 横浜市発達障害検討委員会 次第

【日時】令和2年8月21日（金）10時00分～12時00分

【場所】保土ヶ谷公会堂1号会議室

## 1 開会

(1) 事務局あいさつ

## 2 議題

(1) 令和2年度 横浜市発達障害検討委員会の進め方について

(2) 発達障害児・者に係る施策の取組について

ア 地域療育センターの抜本的な見直しについて

イ ペアレント・トレーニングについて

ウ 「特定相談日」に関する検討について

エ 特別支援教育の取組状況について

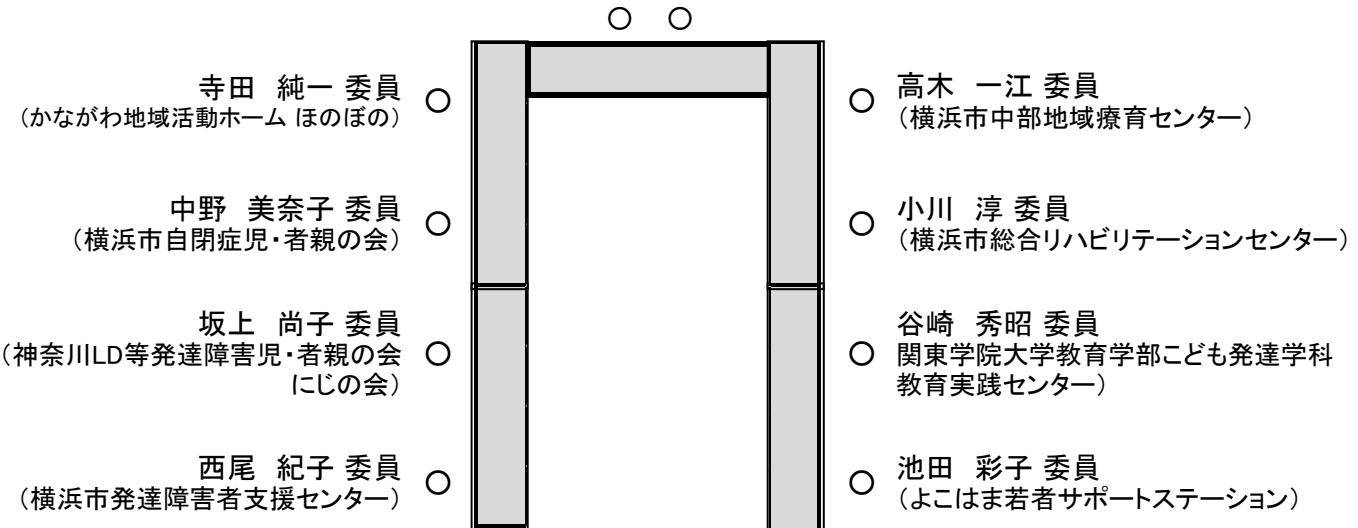
(3) 第4期障害者プラン素案について

## 3 その他

## 第52回 横浜市発達障害検討委員会 座席表

平田 幸宏 委員 渡部 匡隆 委員

(東洋英和女学院大学人間科学部) (横浜国立大学 大学院教育学研究科高度教職実践専攻)



司会

●  
障  
害  
施  
策  
支  
援  
推  
進  
課  
長  
相  
談  
施  
策  
支  
援  
推  
進  
課  
長  
係  
担当  
課  
長  
特別  
支  
援  
教  
育  
課  
長

事務局

事務局

●  
障  
害  
兒  
福  
祉  
保  
健  
課  
長

●  
障  
害  
施  
策  
推  
進  
課  
長  
●  
イ  
ン  
ク  
ル  
ー  
シ  
ブ  
教  
育  
担  
当  
部  
長

●  
医  
務  
担  
当  
部  
長  
企  
画  
調  
整  
課  
長

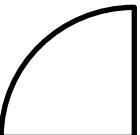
●  
企  
画  
課  
長

●  
障  
害  
自  
立  
支  
援  
課  
長  
●  
障  
害  
施  
設  
サ  
ー  
ビ  
ス  
課  
長  
●  
特  
別  
支  
援  
教  
育  
相  
談  
課  
長

●  
保  
育  
・  
教  
育  
人  
材  
課  
長  
子  
育  
て  
支  
援  
課  
長

●  
青  
少  
年  
タ  
ー  
所  
長  
青  
少  
年  
タ  
ー  
相  
談  
セ  
ン

傍聴席  
○  
○  
○



令和2年度 横浜市発達障害検討会委員名簿

(敬称略)

		氏 名	所 属
1	学識経験者	渡部 匡隆	横浜国立大学大学院 教育学研究科高度教職実践専攻
2	学識経験者	平田 幸宏	東洋英和女学院大学人間科学部
3	学識経験者	谷崎 秀昭	関東学院大学教育学部こども発達学科 教育実践センター
4	医療従事者	高木 一江	横浜市中部地域療育センター
5	障害児・者の福祉に関する事業に従事する者	小川 淳	横浜市総合リハビリテーションセンター
6	障害児・者の福祉に関する事業に従事する者	寺田 純一	かながわ地域活動ホーム ほのぼの
7	障害児・者の福祉に関する事業に従事する者	西尾 紀子	横浜市発達障害者支援センター
8	障害児・者の福祉に関する事業に従事する者	池田 彩子	よこはま若者サポートステーション
9	障害児・者やその家族	坂上 尚子	神奈川L.D等発達障害児・者親の会 にじの会
10	障害児・者やその家族	中野 美奈子	一般社団法人横浜市自閉症協会

令和2年度 横浜市発達障害検討委員会事務局名簿

	局名	補職名	氏名
事務局	健康福祉局	障害福祉保健部長	上條 浩
		企画課長	粟屋 しらべ
		障害施策推進課長	佐渡 美佐子
		障害自立支援課長	渡辺 文夫
		障害施設サービス課長	宮嶋 真理子
		精神保健福祉課長	榎本 良平
	こども青少年局	こども福祉保健部長	武居 秀顕
		医務担当部長	岩田 真美
		企画調整課長	谷口 千尋
		障害児福祉保健課長	内田 太郎
		青少年相談センター所長	高田 裕子
		子育て支援課長	田口 香苗
	教育委員会事務局	保育・教育人材課長	甘粕 亜矢
		インクルーシブ教育担当部長	佐藤 祐子
		特別支援教育課担当課長	藤原 啓子
		特別支援教育相談課長	畠山 重徳
事務局	健康福祉局	障害施策推進課計画推進担当係長	田辺 興司
		障害施策推進課相談支援推進係長	根岸 桂子
		障害施策推進課担当係長	川上 俊輔
		障害自立支援課就労支援係長	奈良 茜
		障害施設サービス課地域施設支援係長	黒米 健一
		障害施設サービス課共同生活援助担当係長	品田 和紀
	こども青少年局	精神保健福祉課精神保健福祉係長	岡田 由起子
		障害児福祉保健課担当係長	畠下 陽介
	教育委員会事務局	障害児福祉保健課整備担当係長	田島 絵美
		特別支援教育課担当係長	伊藤 亜希
		特別支援教育課指導主事	加藤 守昭

令和 2 年 8 月 21 日

横浜市発達障害検討委員会

## 令和 2 年度 横浜市発達障害検討委員会の取組について

### 1 「軽度の知的な遅れを伴う、あるいは知的な遅れを伴わない発達障害児・者」への具体的施策の展開に係る答申について

令和元年 5 月 27 日付で、横浜市長から「軽度の知的な遅れを伴う、あるいは知的な遅れを伴わない発達障害児・者への具体的施策の展開」について、横浜市障害者施策推進協議会（以下「推進協」と表記）あてに質問を受けました。

これに対し、推進協の専門部会である発達障害検討委員会（以下「検討委員会」と表記）にて検討を進めることとなり、令和元年度の検討委員会にて協議の上、答申（案）をまとめました。

令和 2 年度第 1 回推進協（令和 6 月 29 日開催）にて答申（案）が承認され、同日付で横浜市長へ答申しました（資料 2・3 参照）。

### 2 令和 2 年度 検討委員会における検討内容

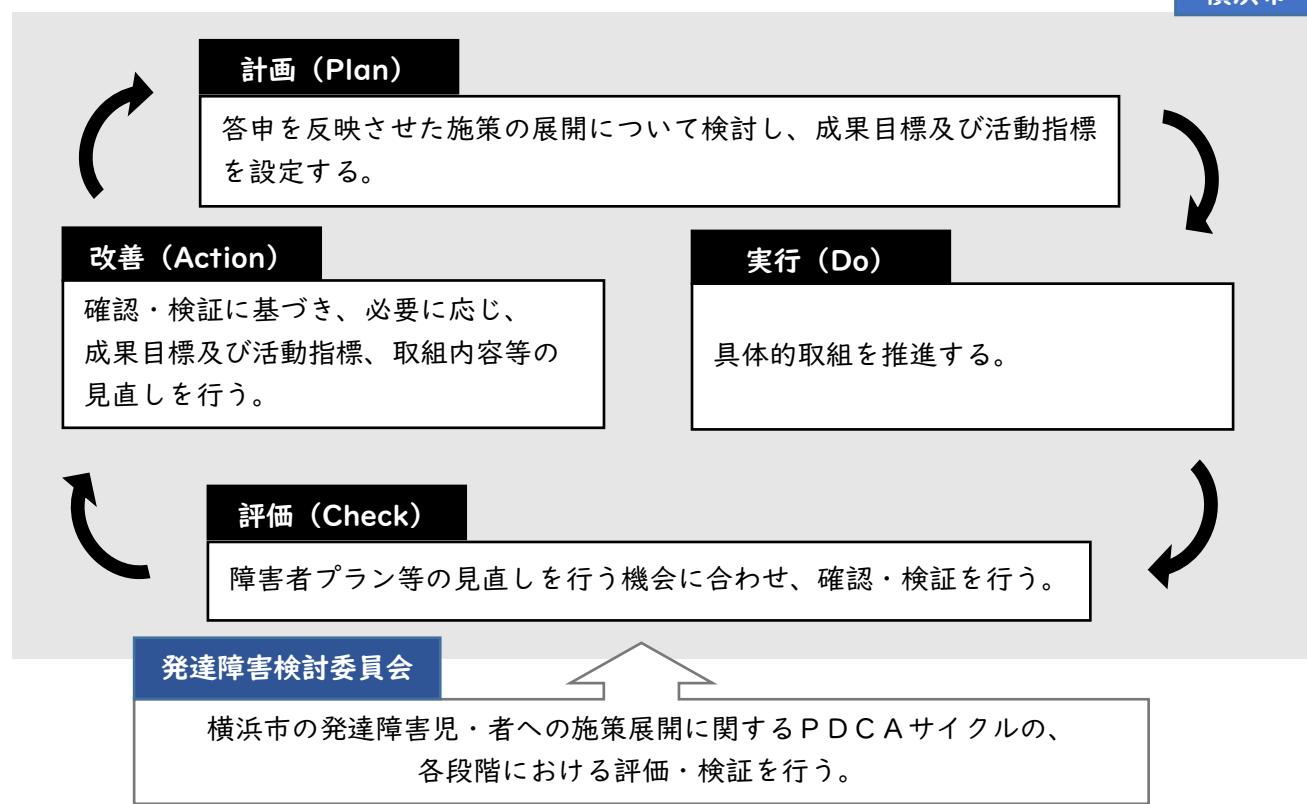
答申に記載した内容については、横浜市が具体的な施策として展開するとともに、地域社会の様々な主体がそれぞれの取組を進めることができます。

また、取組状況や取組による効果等について、定期的な確認・検証を行うことが重要です。本検討委員会においても、確認・検証を行うことが必要と考えます。

そのため令和 2 年度の検討委員会では、横浜市の発達障害児・者への施策展開に関する P D C A サイクルの、各段階における評価・検証を中心とした議論を行います。

【イメージ】 横浜市の発達障害児・者への施策展開に関する P D C A サイクルと、  
検討委員会における確認・検証について

横浜市



### 3 令和 2 年度 検討委員会の開催日程

【第 52 回】 令和 2 年 8 月 21 日（金） 10 時～12 時

【第 53 回】 令和 3 年 2 月 19 日（金） 10 時～12 時

## 軽度の知的な遅れを伴う、あるいは知的な遅れを伴わない発達障害児・者に対する施策に係る答申について

### I 趣旨

令和元年5月27日付で、横浜市長から「軽度の知的な遅れを伴う、あるいは知的な遅れを伴わない発達障害児・者への具体的な施策の展開」について、横浜市障害者施策推進協議会（以下「推進協」と表記）あてに諮問を受けました。

これに対し、推進協の専門部会である発達障害検討委員会（以下「検討委員会」と表記）にて検討を進めることとなり、令和元年度の検討委員会にて協議の上、答申（案）をまとめました。

令和2年度第2回推進協（令和6月29日開催）にて答申（案）が承認され、同日付で横浜市長へ答申しました。

### 2 答申概要

#### (1) 構成

第1章 検討の背景

第2章 平成30年度 横浜市発達障害検討委員会の取組

第3章 具体的な施策の展開について

第4章 今後の展開

#### (2) 内容（要点を抜粋）

##### ア 気づきの促進と未来につながる支援（Right time & Bright life）（14ページ）

今回対象とする発達障害児・者は、幼少期には本人・周囲とも障害に気づかないことも多くあります。そのため、早期発見・早期療育だけでなく、その人にとって適切な時期に適切な支援につなげることが重要だと考えます。この理念を「気づきの促進と未来につながる支援（Right time & Bright life）」と表します。

##### イ 地域社会全体の、包括的な支援体制を構築（23・24ページ）

今回対象としている発達障害児・者は、必ずしも障害児・者への相談支援機関に相談するとは限りません。むしろ、発達障害の特性についての理解や合理的配慮を得られないことに起因する生きづらさを、障害児・者を主たる支援対象としない機関等（保育所、幼稚園、学校、就労先等）に相談することが多いと考えられます。そのため、地域社会全体で包括的な支援体制を構築する必要があります。

##### ウ 「<sup>ゼロ</sup>0次支援」の重要性（23ページ）

障害児・者への相談支援機関（主に指定特定相談支援事業所・一次相談支援機関）等による適切な対応につながるために、障害児・者を主たる支援対象としない機関（保育所、幼稚園、学校、就労先等）が、身近な地域の中で、本人や家族が抱える生きづらさに気づき、受け止めることが重要です。

軽度の知的な遅れを伴う、あるいは知的な  
遅れを伴わない発達障害児・者への  
具体的施策の展開について【答申】



「世界自閉症啓発デー in 横浜」より

令 和 2 年 6 月

横浜市障害者施策推進協議会



## 目 次

● はじめに	・・・ 2
--------	-------

### 第1章 検討の背景

1-1 国の取組	・・・ 3
----------	-------

1-2 横浜市の取組	・・・ 4
------------	-------

### 第2章 平成30年度 横浜市発達障害検討委員会の取組

2-1 平成30年度 横浜市発達障害検討委員会の検討内容	・・・ 6
------------------------------	-------

2-2 横浜市発達障害施策の再構築に係る方向性	・・・ 7
-------------------------	-------

2-3 喫緊に取り組むべき課題	・・・ 8
-----------------	-------

2-4 横浜市長からの諮問	・・・ 10
---------------	--------

### 第3章 具体的な施策の展開について

3-1 「発達障害」の定義と、本答申における対象児・者について	・・・ 11
---------------------------------	--------

3-2 前提となる考え方	・・・ 12
--------------	--------

3-3 本答申の構成について	・・・ 15
----------------	--------

3-4 6大項目・15小項目に関する視点	・・・ 16
----------------------	--------

【大項目Ⅰ】 本人がその人らしく生きるための支援の充実	・・・ 16
-----------------------------	--------

【大項目Ⅱ】 保護者及び家族への支援	・・・ 21
--------------------	--------

【大項目Ⅲ】 支援機関の連携と役割分担	・・・ 23
---------------------	--------

【大項目Ⅳ】 支援体制の強化・充実	・・・ 29
-------------------	--------

【大項目Ⅴ】 人材育成	・・・ 34
-------------	--------

【大項目Ⅵ】 障害理解の促進・普及啓発	・・・ 36
---------------------	--------

### 第4章 今後の展開

4-1 今後の施策展開に向けて	・・・ 40
-----------------	--------

● 資料編	・・・ 41
-------	--------

## はじめに

ここに、「軽度の知的な遅れを伴う、あるいは知的な遅れを伴わない発達障害児・者への具体的な施策の展開」について答申します。

平成17年の発達障害者支援法施行から、横浜市では、発達障害児・者の支援体制の整備に取り組まれてきました。これまで、長く制度の谷間に置かれていた発達障害児・者に対する支援は着実に進展し、発達障害に対する市民の理解も広がってきました。しかし、同法施行から10年以上が経過し、新たな取組が強く要請されるようになりました。平成28年の発達障害者支援法の改正は、その代表的な動きと考えられます。

この法改正の最も大きな背景の一つが、発達障害児・者、特に、「軽度の知的な遅れを伴う、あるいは知的な遅れを伴わない発達障害児・者」の大幅な増加があります。しかも、生後間もなくから50歳代を超える成人まですべてのライフステージにおいて増加が認められています。また、支援を必要とする場面の多くが、専門的な支援が届きにくい、地域の人々があたりまえに生活している日常的な環境で生じています。加えて、一時的、あるいは断続的に支援を必要とする状態から恒常的に支援を必要としている状態まで、必要な支援は個別性が高く内容も様々となっています。

残念ながら、従来の障害福祉・教育等の考え方や施策では、それらの支援の必要性に対して、十分に対応できない現状も生じています。発達障害児・者や保護者・家族に生きづらさがあっても、適切な支援によって大きく改善すると考えると、適切な時期を捉えて本人や家族が望む支援を柔軟に、よりきめ細かに提供することが求められています。

ところで、平成26年に、「障害者の権利に関する条約」、いわゆる「障害者権利条約」が批准されました。障害のある人たちが積極的に参加・貢献していくことができる社会、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える社会を目指すことになりました。

また横浜市では、2020年に開催される予定のオリンピック・パラリンピックに向けた「共生社会ホストタウン」への登録をはじめとした取組も進められています。

今後は、これらの時代の変化に対応した支援が求められており、今回の「軽度の知的な遅れを伴う、あるいは知的な遅れを伴わない発達障害児・者への具体的な施策の展開」を検討する上でも、多様性の尊重と地域社会における共生が、議論における大きなテーマの一つになりました。

本答申を作成するにあたり、横浜市発達障害検討委員会委員の皆様に熱くご議論を頂きました。また、横浜市発達障害検討委員会での検討内容を深めるため、発達障害支援に関わる皆様から貴重なご意見を頂きました。横浜市障害者施策推進協議会委員の皆様をはじめ、本答申の作成にご尽力を頂きました皆様に心からお礼を申し上げます。

横浜市においては、本答申をもとに具体的な施策を展開するとともに、地域社会の様々な主体が身近な存在として発達障害児・者を理解し、支援を担って頂けるようにあらゆる取組を推進していくことを期待しています。

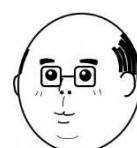
本答申では、横浜市における「軽度の知的な遅れを伴う、あるいは知的な遅れを伴わない発達障害児・者への具体的な施策の展開」の基本的な考え方として、その人にとって適切な時期に適切な支援につなぐことができれば、その人にとって明るい人生・未来につながるとして、「気づきの促進と未来に繋がる支援（Right Time & Bright Life）」という理念を提案しました。

発達障害のある人やその保護者・家族を含めたすべての市民が、「生きてて楽しい」と心から思える人生と社会を、オール横浜で構築されることを願っています。

令和2年6月

横浜市障害者施策推進協議会

会長 渡部匡隆



## I - I 国の取組

平成 17 年に発達障害者支援法が施行され、この中で、長く制度の谷間に置かれていた発達障害の定義が明確化し、障害福祉等に関する法制度上の位置づけが確立しました。

また同法では、それぞれの障害特性やライフステージに応じた支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を定め、これに基づき、発達障害児・者への支援体制整備が行われてきました。

### (1) 発達障害者支援法の改正

同法が施行されてから、発達障害児・者に対する支援は着実に進展し、発達障害に対する国民の理解も広がってきました。

しかし、同法の施行から 10 年が経過し、乳幼児期から高齢期までの切れ目のない支援など、時代の変化に対応した、よりきめ細かな支援が求められるようになったことから、発達障害者の支援の一層の充実を図るために、平成 28 年に法改正が行われました。

「改正発達障害者支援法」では、次の三点をポイントとしています。

- 1 ライフステージを通した切れ目のない支援
- 2 家族なども含めた、きめ細やかな支援
- 3 地域の身近な場所で受けられる支援

### (2) 家庭と教育と福祉の連携「トライアングル・プロジェクト」

文部科学省及び厚生労働省が連携し、家庭と教育と福祉のより一層の連携を推進するための方策を検討する「トライアングル・プロジェクト」が発足し、平成 29 年度にプロジェクト会議が開催されました。

この検討を踏まえ、平成 30 年 5 月 24 日付で「教育と福祉の一層の連携等の推進について（30 文科初第 357 号・障発 0524 第 2 号／資料編 5（50 ページ）参照）」が通知され、教育と福祉の連携、及び保護者支援を推進するための方策に関する積極的な取組の展開を、各指定都市市長等に求めています。

### (3) 「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」

（平成 18 年厚生労働省告示第 395 号）

障害者総合支援法第 88 条及び児童福祉法第 33 条の 20 では、「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を市町村が定めることを義務付けており、計画においては、障害福祉におけるサービスごとに必要な利用の見込み量を定めることとしています。

「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」の作成にあたって則すべき事項を定めた上記指針が、平成 30 年度から令和 2 年度までの両計画策定にあたり改正され（平成 29 年）、「発達障害者等に関する支援」が、相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方として明確に位置付けられました。

また計画の中で、「発達障害者等に対する支援」についての事項を指標として設定し、取り組むことが適当であるとされました。

## I - 2 横浜市の取組

国の指針を受け横浜市でも、発達障害児・者への支援体制の整備に向けた取組を推進してきました。

### (1) 計画・プラン

障害福祉・教育等に関する市の計画・プランにおいて、発達障害児・者への支援の推進に係る方向性が掲げられています。

名称	概要	発達障害児・者支援に関する主な取組内容
<b>横浜市中期4か年計画 (2018~2021年度)</b>	2030(令和12)年を展望した中長期的な戦略と計画期間の4年間に重点的に推進すべき政策を取りまとめた計画。	<p>■ 政策25「未来を創る子どもを育む教育の推進」</p> <p>▽ 主な施策(事業)「特別支援教育の推進」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援学校のセンター的機能等の活用による学校支援</li> <li>・通級指導教室の指導体制の強化</li> <li>・特別支援教育に携わる教員の専門性の向上</li> <li>・特別支援学校の教育内容の充実</li> </ul> <p>■ 政策31「障害児・者福祉の充実」</p> <p>▽ 主な施策(事業)「障害児支援の拡充」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域療育センターにおける地域支援の充実・待機期間の短縮</li> <li>・児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所等における支援体制の拡充</li> </ul>
<b>横浜市障害者プラン (第3期: 2015~2020年度)</b>	障害者基本法、障害者総合支援法及び児童福祉法に定める「障害者計画」、「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」として位置づけている、障害福祉施策に関わる中・長期的な計画。	<p>■ テーマ1「出会う・つながる・助け合う」</p> <p>▽ 取組1-1「普及・啓発」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・持続的な普及・啓発</li> <li>・学齢期への重点的な普及・啓発</li> </ul> <p>▽ 取組1-2「相談支援」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談支援体制の再構築と充実</li> </ul> <p>■ テーマ4「生きる力を学び・育む」</p> <p>▽ 取組4-1「療育」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・早期療育体制の充実</li> <li>・学齢障害児の支援の充実</li> </ul> <p>▽ 取組4-2「教育」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・療育と教育の連携による切れ目のない支援</li> <li>・教育環境・教育活動の充実</li> <li>・教育から就労への支援</li> </ul> <p>▽ 取組4-3「人材の確保・育成」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害福祉従事者の確保と育成</li> </ul> <p>■ テーマ5「働く・活動する・余暇を楽しむ」</p> <p>▽ 取組5-1「就労」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般就労の促進と定着支援の充実</li> </ul>

<b>横浜市子ども・子育て支援事業計画</b> (第Ⅰ期： 2015～2019年度)	子ども・青少年施策に関する基本理念や各施策の目標・方向性などを定める計画。 (子ども・子育て支援法及び次世代育成支援対策推進法に基づく法定計画)	<b>■ 基本施策3 障害児への支援</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域療育センターを中心とした支援の充実</li> <li>・療育と教育の連携による切れ目のない支援を進める</li> <li>・学齢障害児に対する支援の充実</li> <li>・市民の障害への理解を促進するための取組を進める</li> </ul>
<b>横浜市教育振興基本計画</b> (第3期： 2018～2022年度)	「横浜教育ビジョン2030」(平成30(2018)年策定)の具現化に向けたアクションプランとして、5年間で進める施策や取組を定めた計画。 (教育基本法に基づく法定計画)	<b>■ 柱Ⅰ「主体的な学び」</b> <p>▽ 施策3「特別支援教育の推進」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全ての子どもが安心して学べる多様な学びの場の構築</li> <li>・一般学級在籍の特別な支援が必要な児童生徒への支援の充実</li> <li>・障害特性に応じた個別支援学級における教育の充実</li> <li>・特別支援教育相談システムの充実</li> </ul> <b>■ 柱Ⅳ「切れ目のない支援」</b> <p>▽ 施策Ⅰ「福祉・医療との連携による支援の充実」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉との連携強化</li> </ul>

## (2) 横浜市発達障害検討委員会

発達障害者支援法施行と同時期の平成17年度に、横浜市障害者施策推進協議会の部会として「横浜市発達障害検討委員会」を設置しました。

これまで同検討委員会では、乳幼児期・学齢前期・学齢後期・青年期ごとに検討を行い、各ステージの課題や、ステージ間の切れ目のない支援等について議論を行ってきました。

これらの議論を踏まえ、様々な提案が施策化され、事業として実現しました。

## 第2章

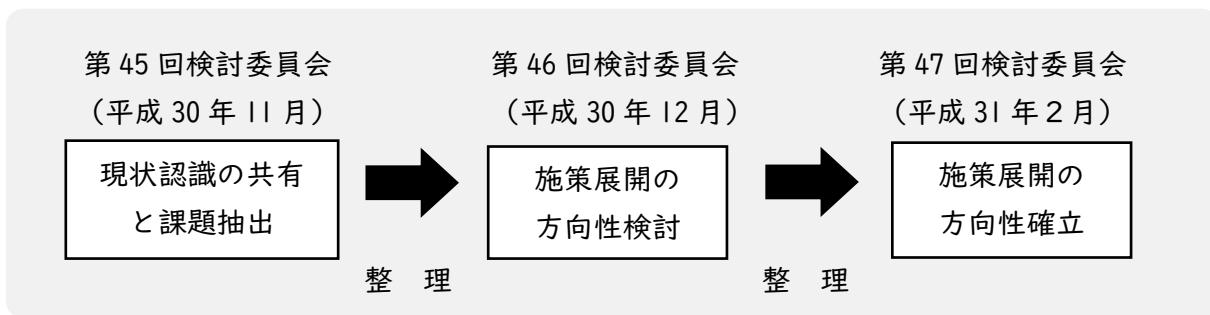
## 平成30年度 横浜市発達障害検討委員会の取組

## 2-1 平成30年度 横浜市発達障害検討委員会の検討内容

近年、発達障害、特に「軽度の知的な遅れを伴う、あるいは知的な遅れを伴わない発達障害児・者」の大幅な増加に対し、従来の障害福祉・教育等施策では、十分に対応できていない現状があります（資料編4（46ページ）参照）。

こうした現状認識に基づき、平成30年度の横浜市発達障害検討委員会では、「軽度の知的な遅れを伴う、あるいは知的な遅れを伴わない発達障害児・者」について、改めてライフステージ全般に渡る課題整理と、施策の方向性に関する議論を行いました。

## ★ 検討の経過



## 2-2 横浜市発達障害施策の再構築に係る方向性

「平成30年度 横浜市発達障害検討委員会報告書」では、横浜市における、発達障害に関する医療・福祉・教育等施策を、次に掲げる6大項目・15小項目の方向性に基づき、再構築を行うべきであると整理しました。



### 横浜市発達障害施策の再構築に係る方向性

#### I 本人への支援

- 1 本人がその人らしく生きるために支援の充実
- 2 当事者の居場所の充実
- 3 二次障害（ひきこもり等）への対応力向上
- 4 成人期の課題に対する、本人支援の充実

#### II 保護者及び家族への支援

- 1 保護者及び家族に対する支援の充実

#### III 支援機関の連携と役割分担

- 1 支援機関の役割分担の明確化等による、効果的・効率的な対応
- 2 ライフステージを通し、切れ目のない支援を行うための、コーディネート機能の強化
- 3 医療と福祉の連携強化とネットワークの拡充
- 4 サービス情報提供システムの充実

#### IV 支援体制の強化・充実

- 1 就学前の対象者数増加に対する、支援体制の拡充
- 2 教育と福祉の連携等による、学齢期支援の強化
- 3 学齢後期における、支援の量的拡大と質的な向上

#### V 人材育成

- 1 発達障害に関する支援力を身につけた支援者の養成

#### VI 障害理解の促進・普及啓発

- 1 地域社会における共生の実現に向けた、社会全体の意識醸成
- 2 特に教育・就労の場面における、本人を取り巻く周囲への理解促進

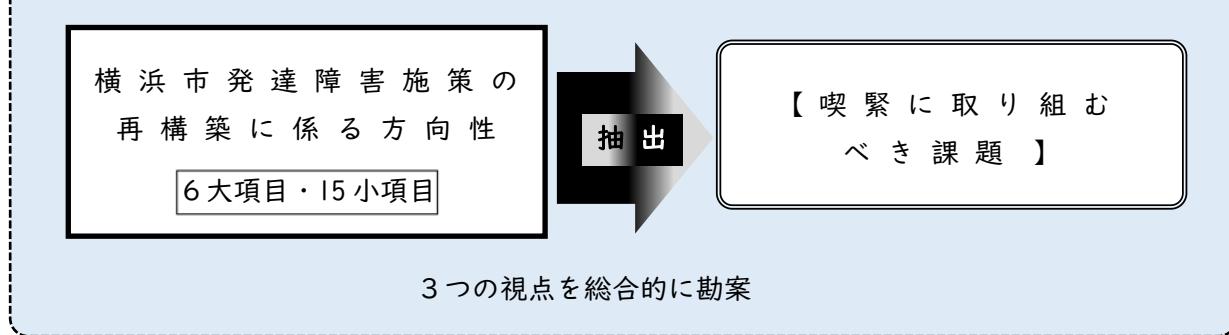
## 2-3 噴緊に取り組むべき課題

2-2で示した6大項目・15小項目は、いずれも極めて重要であると考えます。

また、これらは相互補完的、かつ連続的・一体的であり、全てが実現することにより初めて、完成したシステムとなります。

しかし、全ての施策を一挙に実現することは現実的に困難であるため、【①重要性】【②緊急性】【③難易度（マンパワー・費用・時間の側面から）】の3つの視点を総合的に勘案した上で、次のページに掲げる項目については、特に噴緊に取り組むべきであると整理しました。

<「横浜市発達障害施策の再構築に係る方向性」と「噴緊に取り組むべき課題」の関係図>



「平成30年度 横浜市発達障害検討委員会報告書」では、これら「噴緊に取り組むべき課題」については、再構築に向けて令和元年度に検討を開始するとともに、令和3年度からの第4期障害者プラン等に反映させることが望ましい、としています。

また、それ以外の課題についても、順次検討を進め、可能な限り第4期以降の障害者プラン等に反映させることが望ましい、としています。



## 喫緊に取り組むべき課題

### II 保護者及び家族への支援

#### I 保護者及び家族に対する支援の充実

発達障害の支援には、「本人」支援と並んで保護者及び家族支援が有効であり、重要である。

このため、保護者等の交流の場等を促進するために、新たにメンター制度の創設や、ペアレンツプログラム（ペアレンツトレーニング）の充実などを検討すべきである。

### III 支援機関の連携と役割分担

#### I 支援機関の役割分担の明確化等による、効率的・効果的な対応

支援の実施主体ごとの役割分担を明確にし、相互に連携し補完し合うことで、効率的・効果的な支援体制を構築する必要がある。

また、支援体制の中で中心的な役割を果たす機関を明確化し、その上で連携の仕組みを考えることが重要である。

#### 2 ライフステージを通し、切れ目のない支援を行うための、コーディネート機能の強化

ライフステージごとの接続期において、切れ目なく、適切な支援に繋がることができる仕組みの整備が必要である。併せて、支援機関ごとの連携強化が重要である。

また、必要な情報がタイムリーに提供されるシステムの構築等とともに、本人及び保護者・家族に対し、適切な時期に、確実に支援が届くような仕組みづくり等の検討も必要である。

### IV 支援体制の強化・充実

#### I 就学前の対象者増加に対する、支援体制の拡充

就学前の発達障害児支援体制の拡充を行うべきである。

それに際しては、地域療育センターの機能見直しを抜本的に行うとともに、関係する地域の支援機関が担うべき役割と方向性を明確にすることにより、効率的・効果的な支援体制の再構築及び必要な拡充を検討すべきである。

#### 3 学齢後期における、支援の量的拡大と質的向上

学齢後期障害児支援事業等それぞれの支援組織が担うべき役割と方向性を明確にした上で、効率的・効果的な支援体制の再構築および必要な拡充を検討すべきである。

### V 人材育成

#### I 発達障害に関する支援力を身につけた支援者の養成

今回対象とした児・者への支援に特化した、専門性の高い人材の育成が必要である。

また、専門性のあり方についても、改めて検討が必要である。

同時に、福祉・教育等関係者、企業、学校、地域社会など身近な支援者全般が、発達障害に関する適切な理解と対応を身につけることも求められている。

## 2-4 横浜市長からの諮問

「平成30年度 横浜市発達障害検討委員会報告書」を受け、令和元年5月27日付で、横浜市長より「軽度の知的な遅れを伴う、あるいは知的な遅れを伴わない発達障害児・者への具体的な施策の展開」について、横浜市障害者施策推進協議会あてに諮問を受けました。

これに対し、本協議会の部会である、横浜市発達障害者検討委員会にて検討を進めることとなり、令和元年6月から令和2年2月にかけ、検討を行ってきました（資料編I（42ページ）参照）。

## 3-1 「発達障害」の定義と、本答申における対象児・者について

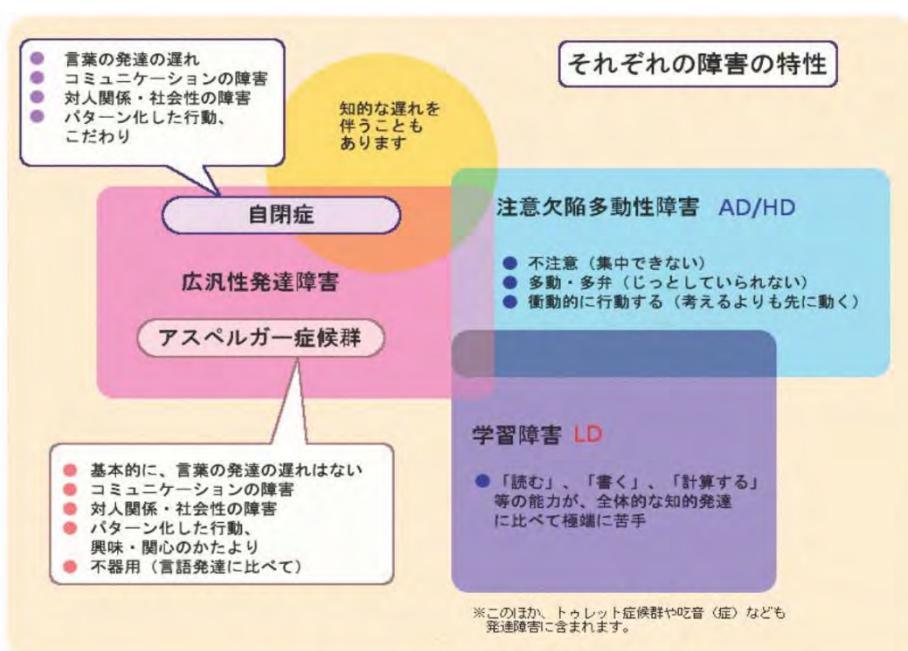
## ■ 「発達障害」の定義

発達障害者支援法では、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であり、その症状が通常低年齢において発現するもの」と定義されています。

また同法では、「発達障害者」について、「発達障害がある者であって発達障害及び社会的障壁により日常生活又は社会生活に制限を受けるもの」と定義しています。

## 【参考図】主な発達障害の特性

※ 発達障害情報・支援センター（国立障害者リハビリテーションセンター）ウェブサイト「発達障害を理解する」より引用



- ✓ 平成25年に米国精神医学会が発行し、翌年日本語訳された「DSM-5（精神障害の診断・統計マニュアル第5版）」では、自閉症・アスペルガー症候群等が「自閉スペクトラム症」という言葉に統合されました。また、AD/HDの日本語訳が「注意欠如・多動症」とされました。
- ✓ 障害の特性は人によって様々で、複数の障害が重なって現れることがあります。また、発達段階や生活環境等によっても状態像は異なります。
- ✓ 知的な遅れを伴うことも、伴わないこともあります。

## ■ 本答申における対象児・者

本答申は、2-4（10ページ参照）に記載したように、横浜市長からの諮問を受け検討した内容をまとめたものであり、その対象は「軽度の知的な遅れを伴う、あるいは知的な遅れを伴わない発達障害児・者」としています。

なお、発達障害の診断を受けている人だけではなく、診断を受けていなくても日常生活や社会生活に生きづらさを抱えている人を含みます。

## 3-2 前提となる考え方

ここでは、本答申における対象児・者への具体的な施策の展開について検討するにあたり、前提となる考え方について示します。



### (1) 多様性の尊重と、地域社会における共生

#### ■ 本答申における対象児・者と「生きづらさ」

発達障害児・者は、定型発達と異なる認知・学習スタイルを持つことから、社会の中で少数派となりがちです。

また、物事の理解の仕方や興味関心等に偏りがあり、そのために「得意なこと」と「苦手なこと」の差が大きい、コミュニケーションが苦手といった特性が見られ、社会生活に柔軟に対応できない場合があります。

このように、発達障害の特性と社会の仕組みとの双方の関係性から、本答申における対象児・者が社会生活の中で「生きづらさ」を感じることが少なくありません。

さらに、こうしたことからストレスを感じたり、自己肯定感の低下を招いたりして、抑うつ症状や不登校・ひきこもり等の二次障害を引き起こすこともあります。

#### ■ 発達障害児・者を取り巻く社会の変化

現代の日本社会においては、コミュニケーション能力や効率性、また協調性や共感性などを一律に求められる場合が多くあります。それらは発達障害児・者が苦手とする領域であることから、そこに大きなギャップが生じやすく、結果として生きづらさの増大につながっていることが考えられます。

また、社会の価値観も画一化してきていることから、異なる認知・学習スタイルを持つ発達障害児・者が、いわゆる定型発達を軸として形作られた社会から孤立しやすい状況も生じやすくなっていると考えられます。

#### ■ 地域社会における共生の実現に向けて

現代の日本社会における発達障害児・者の生きづらさを解消するためには、本人や保護者・家族への支援と並んで、それらを取り巻く社会全体の意識変革が必要です。このことは、ICF（国際生活機能分類）(13ページ参照)において、「環境因子」も含めた視点が必要であると示されているとおりです。発達障害は、その特性が一般社会の中に十分に浸透していないが故に、社会全体の一層の努力が必要と言えます。

地域社会における共生<sup>※1</sup>の実現に向け、様々な多様性を尊重し、受け入れていく社会風土の醸成を進めていくことが重要となります。



## ICF（国際生活機能分類）について

「ICF（国際生活機能分類）」とは、世界保健機関が平成13年に採択した、人間の生活機能と障害に関する状況を記述することを目的とした分類です。

※「ICF」は「International Classification of Functioning, Disability and Health」の略。

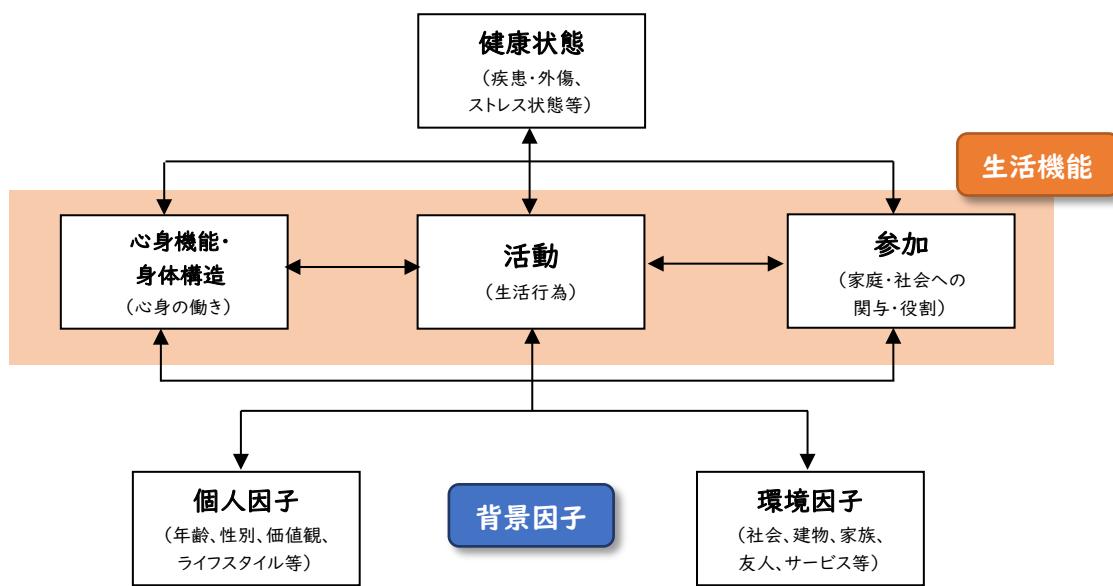
前身のモデルでは、障害のレベルを「機能障害」、「能力障害」、「社会的不利」の3つに分類し、「機能障害→能力障害→社会的不利」という一方向の流れで捉えていました。

一方 ICFでは、機能障害は「心身機能・身体構造」、能力障害は「活動」、社会的不利は「参加」と、プラスの言葉を用いています。

また「環境因子」と「個人因子」から成る、「背景因子」という新しい観点を加えています。このことにより生きづらさの原因を、その人を取り巻く環境や、その人の特徴（機能障害・能力障害に由来しないもの）等にも関連づけて捉えるようになりました。

例えば、健康状態が悪化して身体機能が低下しても、環境を整えることで活動や社会参加が可能になるなど、生活機能と障害を、健康状態と背景因子の相互作用として考えます。

### ★ 図：ICFの構成要素と相互作用



### ※Ⅰ 地域社会における共生

地域社会の中で、障害の有無によって分け隔てられることなく、誰もがそれぞれの人格と個性を尊重し合い、多様性を認めながら生きていくこと。また、誰もが積極的に地域社会に参画できること。



## (2) 気づきの促進と未来につながる支援 (Right time & Bright life)

横浜市では、発達障害を含む障害施策全般に関して、ライフステージの早い段階で障害を発見し、療育に結び付ける「早期発見・早期療育」の理念を掲げてきました。

しかし、本答申における対象児・者は、その障害特性が一見して分かりにくいため、ライフステージの早い段階では、本人や周囲の人々が、本人の発達障害に気づかない場合があります。結果として、その後のライフステージで、本人が生きづらさを感じてもその原因が分からず、また周囲からの理解を得られず、社会の中でつまずいてしまうことがあります。

そのため、いかなるライフステージにおいても、本人の生きづらさが生じる前、あるいは生じたときに、保護者・家族や周囲の人々が早期に本人の発達障害に気づき、必要に応じ適切な支援につなぐことができる体制の構築が必要です。

その人にとって適切な時期 (Right time) に適切な支援につながることができれば、その人にとって明るい人生・未来 (Bright life) につながっていくと考え、この理念を「気づきの促進と未来につながる支援 (Right time & Bright life)」と表します。

本答申における対象児・者への施策の再構築を検討するにあたっては、「早期発見・早期療育」と併せて、この考え方にも留意しました。

これらを前提としながら、対象児・者への具体的な施策の展開が検討されることを期待し、以降で、今後の施策展開のヒントとなる視点を述べていきます。

### 3-3 本答申の構成について

本答申では、横浜市が対象児・者への施策を展開するにあたりヒントとなる視点を、2-2（7ページ参照）で「横浜市発達障害施策の再構築に係る方向性」として掲げた6大項目・15小項目ごとにまとめて示します。

#### 【再掲】 横浜市発達障害施策の再構築に係る方向性（平成30年度 横浜市発達障害検討委員会報告書より）

##### I 本人への支援

- 1 本人がその人らしく生きるために支援の充実
- 2 当事者の居場所の充実
- 3 二次障害（ひきこもり等）への対応力向上
- 4 成人期の課題に対する、本人支援の充実

##### II 保護者及び家族への支援

- 1 保護者及び家族に対する支援の充実【喫緊】

##### III 支援機関の連携と役割分担

- 1 支援機関の役割分担の明確化等による、効果的・効率的な対応【喫緊】
- 2 ライフステージを通し、切れ目のない支援を行うための、コーディネート機能の強化【喫緊】
- 3 医療と福祉の連携強化とネットワークの拡充
- 4 サービス情報提供システムの充実

##### IV 支援体制の強化・充実

- 1 就学前の対象者数増加に対する、支援体制の拡充【喫緊】
- 2 教育と福祉の連携等による、学齢期支援の強化
- 3 学齢後期における、支援の量的拡大と質的な向上【喫緊】

##### V 人材育成

- 1 発達障害に関する支援力を身につけた支援者の養成【喫緊】

##### VI 障害理解の促進・普及啓発

- 1 地域社会における共生の実現に向けた、社会全体の意識醸成
- 2 特に教育・就労の場面における、本人を取り巻く周囲への理解促進

※【喫緊】は、「2-2 喫緊に取り組むべき課題（9ページ参照）」に掲げた項目

## 3-4 6大項目・15小項目に関する視点



## 本人への支援

## ● この項目の視点（ポイント）

- ✓ 本人の抱える生きづらさを解消し、持てる力を活かすための支援が必要です。
- また、多様性を認め合うことができる社会としていくことが必要です。

## I-1 本人がその人らしく生きるための支援の充実

## (1) 現状と課題

- 社会生活の中でつまずいたり否定されたりした経験や適切な発達障害の理解に基づいた支援を受ける機会に恵まれなかったこと等により、本人の自己肯定感が低下していたり、十分に育まれていなかったりすることがあります。
- 現代社会の仕組みの中では、画一性が求められることが多く、本人が持てる力を活かすことができないことがあります。
- 自己選択、意思決定の場面では、自らが主体的に選択・決定し、表明することが求められますが、発達障害児・者は、情報を整理して意思を形成すること、自分の意思を表出することが苦手な場合があります。

## (2) 求められること

## ■ 自己理解の促進と、自己肯定感の形成

本人が、自分の「得意なこと」、「苦手なこと」を理解し、肯定的に捉えられるようになることが重要です。このためには、自己肯定感を形成し、持てる力をどのように社会生活に活かしたらよいか学ぶ機会が確保されていることが必要です。

## ■ 本人の持てる力を活かす機会の確保

社会の中に、本人が主体的に、持てる力を活かすことができる機会や場所が確保されていることが重要です。

そのためには、本人を取り巻く社会の側も、発達障害の特性を理解し、発達障害児・者も含めた人それぞれの多様性を認め合い、多様な社会参加の仕方を受け入れることができるように、意識を変えていくことが必要です。

## ■ 本人の自己選択、意思決定に向けた支援

本人が自己選択、意思決定する場面で、情報の整理が難しければ、本人の希望を確認し、気持ちや考えに寄り添って、本人が選択・決定しやすくなるような支援が必要です。

支援にあたっては、本人の障害特性を総合的に見立てた上で、支援のタイミングや方法などを考える必要があります。

## I-2 当事者の居場所の充実

### (1) 現状と課題

- 本人が、社会生活の中で困り事が生じたとき等に、身近に相談できる人や場所がなく、あるいはその存在を知らず、適切な支援を受けられずに困り事が解決できない状態が続くことがあります。
- 現代社会の仕組みの中では、画一性が求められることが多く、本人が持てる力を活かすことができないことがあります。

### (2) 求められること

#### ■ 本人が必要とするときに支えとなる場所

身近な地域の中に、本人が必要とするときにすぐに相談でき、必要に応じて適切な支援が受けられる、精神的な支えとなる人や場所が必要です。

#### ■ 本人の力を活かすことのできる場所

社会の中に、本人が主体的に、持てる力を活かすことができる機会や場所が確保されていることが必要です。

## I-3 二次障害（ひきこもり等）への対応力向上

### (1) 現状と課題

- 本人が、社会生活の中でつまずいたとき、適切な支援を受けられずに困り事を解決できない状態が続くと、社会生活から距離を置いて社会との接点がなくなり、どこにも相談できなくなることがあります。
- 本人が社会生活から離れてしまった場合、その期間が長期化するに連れ、社会生活に戻ることが難しくなります。
- 発達障害児・者の保護者や家族が、本人への対応に悩みを抱えていても、どこにも相談できず、困り事を解決できない状態が続いたり、社会的孤立を感じたりすることがあります。

- また、本人に自己肯定感が十分に育まれずに成長した場合、社会生活の中でつまずきが生じたときの、不登校・ひきこもり等の二次障害発生のリスクが高まります。

## (2) 求められること

### ■ 地域の中で本人や保護者・家族を継続的に見守る体制の構築

本人や保護者・家族が困り感を感じているときもそうでないときも、本人や保護者・家族に継続的に寄り添うことができるよう、地域全体が見守りの「目」を育てることが必要です。

また、本人や保護者・家族がどこにも相談できず、あるいは、本人が社会から距離を置いて、困り事を解決できない状態にあることに「気づく力」をつけ、本人や保護者・家族の困り感をキャッチし、必要な支援機関等につなぐことができるようになることが望されます。

### ■ 支援機関のアウトリーチによる、本人や保護者・家族へのアプローチ

支援機関には、アウトリーチの展開による、本人や保護者・家族への支援が求められます。

支援機関は、本人や保護者・家族に対し、その役割やどのような支援が可能かを周知し、顔の見える関係を築くとともに、本人や保護者・家族が社会との接点を失う前に、「支援の種」を蒔いておくことが重要です。

例えば、ひきこもり状態に至った場合には、支援機関が直接本人の生活の場に出向く、家庭訪問等のアプローチが有効な場合があります。ただし、本人の状態をアセスメントするなど、十分な準備の上に実施しないと、逆に本人のひきこもりを強めてしまうことに留意する必要があります。

また、アウトリーチには専門的技術が求められるため、複数の支援機関が連携・役割分担し、支援を展開することも求められます。

### ■ 多様性を認め合い、多様な社会参加ができる社会

生きづらさを抱えた発達障害児・者が、少しずつでも社会に参加し、成功体験とともに「安心して失敗する体験※2」を重ねることで、自己肯定感を形成することが必要です。また、発達障害児・者が持てる力を活かすことができる、多様な社会参加の仕方が社会に用意されていることが必要です。

そのために、社会の側にも、発達障害の特性を理解し、発達障害児・者も含めた多様性を認め合うことが求められます。

### ■ 自己肯定感や自己表現力を身につけるための支援

本人が、自分の「得意なこと」、「苦手なこと」を理解し、自己肯定感を維持するとともに、自分自身の気持ちや考えを表明できるように支援し、二次障害の発生を防ぐことが必要です。

#### ※2 安心して失敗する体験

失敗は悪いことや怒られることではなく、失敗したらまたチャレンジできることを本人が理解し、次に失敗しないように対策を考え試行錯誤することで成長すること。

## I-4 成人期の課題に対する、本人支援の充実

### (1) 現状と課題

- 成人期においては、例えば就職や親元を離れて自立するなどで環境が大きく変わる場合、「社会にスムーズに参加すること」が課題となります。
 

社会参加に向けて、自己理解を深めること、様々な体験を通して新たな生活に向けた準備をすること、日々の生活上の課題に対応できる力を身につけることなどが必要です。

発達障害児・者は、これらが十分に身についていない場合があるため、必要に応じて学ぶ<sup>※3</sup>ことが必要です。

また、家族も、本人が社会参加するにあたって必要な情報が把握できていなかったり、本人への関わり方が分からなかったりする場合があるため、支援が必要なことがあります。
- 一方で、社会参加に向けた準備を行う中で画一性が求められ、過度に周囲に合わせようとするあまり、本人が疲弊したり、自己肯定感が低下したりする場合があります。特に、これまでの生活でつまずいたり否定されたりした経験等により、自己肯定感が低下している場合などは、社会参加がより難しいこともあります。
- 就労系障害福祉サービスを提供する事業所の増加や、「横浜市障害者就労支援センター」の整備等により、発達障害者に対する就労支援は広がりつつあります。
 

一方で成人期には、「親元を離れての生活」、「社会的役割の変化」、「余暇の過ごし方」、「結婚・子育て」、「家族の不測の事態」、「親亡き後」等の生活面の課題にも直面することとなります。

しかし、こうした成人期特有の生活面の課題等に対応するための支援は、まだ十分ではないのが現状です。
- 本答申における対象児・者は、その障害特性が一見して分かりにくいことが特徴的です。そのためライフステージの早い段階では、本人や周囲の人々が、本人の発達障害に気づかず、成人期になって様々な課題に直面する中で、社会の中で生きづらさやつまずきに気づき、初めて発達障害があることが分かる場合があります。

### ※3 学ぶ

他者との関わり方など社会生活を送る上で必要な力は、一般的に、成長の過程で無意識のうちに身につくものと考えられている。しかし、発達障害児・者は、抽象的なものや相手の気持ちを理解することなどが難しい場合があるため、これらの力を、それぞれの認知スタイルに合わせた学習方法により学ぶことが必要である。既に社会生活に生きづらさを感じていれば、認知スタイルに合った学び方で、改めて学ぶ機会を確保することが必要である。

## (2) 求められること

### ■ 社会参加に向けた支援

成人期までの間に、本人が自己理解を深め、「社会に出ること」、「自立すること」が具体的にどのようなことかを学ぶ機会の提供や、日々の生活上の課題に対応できる力を身につけるための支援が必要です。

また、家族に対しては、本人が社会参加をするにあたりどのような取組が必要か、本人が社会に出た後に受けられる支援などについて、情報提供が必要です。

### ■ 本人の自己肯定感の形成に向けた支援

本人が、自分の「得意なこと」、「苦手なこと」を理解し、肯定的に捉えられるようになることが重要です。このためには、自己肯定感を形成し、持てる力をどのように社会生活に活かしたらよいか学ぶ機会が必要です。

### ■ 多様性を認め合い、多様な社会参加ができる社会

生きづらさを抱えた発達障害児・者が、少しづつでも社会に参加し、成功体験とともに「安心して失敗する体験(18ページ参照)」を重ねることで、自己肯定感を形成することが必要です。また、発達障害児・者が持てる力を活かすことができる、多様な社会参加の仕方が社会に用意されていることが必要です。

そのために、社会の側も、発達障害の特性を理解し、発達障害児・者も含めた多様性を認め合うことが求められます。

### ■ 生活面の支援の充実

就労面の支援と併せて、生活面の支援の充実が求められています。本人の日々の生活に「伴走」し、成人期に直面する「親元を離れて生活すること」、「社会的な役割の変化」、「余暇の過ごし方」、「結婚・子育て」、「家族の不測の事態」、「親亡き後」等の生活面の課題への対応を支援すること、また困り感が生じたときにスムーズに対応できるよう、準備しておくことが必要です。

### ■ 成人期まで発達障害が見過ごされた人への支援

ライフステージの早い段階では発達障害があることに気づかれず、成人期に生きづらさやつまずきに直面した人に対しても、支援が必要です。

また、成人期に限らずいかなるライフステージにおいても、本人の生きづらさが生じる前、あるいは生じたときに速やかに、保護者・家族や周囲の人々が本人の発達障害に気づき、適切な支援につなぐことができる体制の構築が必要です。

## ● この項目の視点（ポイント）

- ✓ 本人だけでなく、保護者や家族も悩みを抱えていたり、社会的に孤立していたりすることがあります。そのため、保護者や家族への支援も重要です。

## II-1 保護者及び家族に対する支援の充実 【喫緊】

## (1) 現状と課題

## ○ 「家庭と教育と福祉の連携」に基づく取組

平成30年5月24日付で「教育と福祉の一層の連携等の推進について（30文科発第357号・障発0524第2号／資料編5（50ページ）参照）」が通知され、次の項目に取り組むよう求められています。

- 保護者支援のための相談窓口の整理
- 保護者支援のための情報提供の推進
- 保護者同士の交流の場等の促進
- 専門家による保護者への相談支援

発達障害児、特に事業所で長時間の療育を行うことが難しい未就学児の成長には、日頃接している保護者への支援が有効であると考えられます。しかし、支援機関において上記の取組の一部は実施されているものの、市としての取組が十分ではなく、体系的な支援を提供できる体制にはありません。

## ○ きょうだい児など家族全体への支援

地域療育センター等による未就学児から小学校低学年までの保護者支援と比較して、小学校高学年以降の児童の保護者への支援は量的に少なく、その充実が求められています。

また、本人や保護者への支援を行うにあたって、きょうだい児への影響について配慮するなど、より広い視点から家族全体への支援が求められています。

青年期、成人期においては、家族からの相談で支援が始まることが多く、家族が見通しの立たない事態に大きな不安を抱えている場合があります。ともすれば、家族全体が孤立することがあるため、家族の相談を継続的に受け止める仕組みが求められています。

## ○ 学校における保護者支援

小学校の通級指導教室では、保護者が、保護者担当教員から学校での指導内容について説明を受ける環境が整っています。

しかし、保護者のニーズに十分対応していくには、保護者が相談できる機会や環境をより一層整えていく必要があります。

## (2) 求められること

### ■ 保護者や家族への有効な情報提供

保護者や家族が、相談したり障害福祉サービス等を利用したりするために必要な情報を適時入手できるよう、ICTの活用等も視野に入れた情報提供の方法について検討する必要があります。

### ■ 保護者への共感的な相談支援の提供

保護者同士の交流の場を設けるピアサポートの推進や、ペアレントメンター<sup>※4</sup>を養成する研修の実施等により、保護者が身近な場所で相談を受けることができるような環境を整えることが求められます。

### ■ ペアレント・トレーニングの提供

ペアレント・トレーニング<sup>※5</sup>を実施するファシリテーターを養成する研修の実施等により、保護者が発達障害の特性を踏まえた本人への接し方を学ぶ機会を提供できるようにすることが求められます。

### ■ 本人の年齢や家族構成に応じた保護者への包括的支援の提供

保護者支援の具体的な実施方法について議論する際は、小学校高学年以降の保護者支援やきょうだい児支援等、家族構成に応じた多角的な視点からの支援を検討することが必要です。

### ■ 保護者・家族支援の充実

障害福祉サービス等事業所の支援者には、本人だけでなく、保護者や家族を含めた支援の必要性を理解し、本人や保護者・家族が置かれている状況を含めてアセスメントする技術を身につけることが求められます。

また、小中学校においては、保護者・家族と教員が本人の障害特性等について共通理解を持ち、必要な時に適切な支援を受けられる保護者支援体制づくりが必要です。

#### ※4 ペアレントメンター

発達障害者の子どもを持つ親で、その経験を活かし、子どもが発達障害の診断を受けて間もない親などに対して助言を行う者。

#### ※5 ペアレント・トレーニング

発達障害児の保護者が、子どもの行動を理解したり、ほめ方やしかり方を学んだりするための支援。

# 大項目 III

## 支援機関の連携と役割分担

### ● この項目の視点（ポイント）

- ✓ 支援機関が、それぞれの強みを生かして役割分担・連携し、効果的な支援を行うことにより、地域社会全体で包括的な支援体制を構築することが必要です。
- ✓ 縦軸の連携（ライフステージごとの切れ目のない連携）、横軸の連携（支援機関ごとの連携）の両方が必要です。

### III-1 支援機関の役割分担の明確化等による、効果的・効率的な対応 【喫緊】

#### (1) 現状と課題

- 平成17年に発達障害者支援法が施行され、発達障害児・者に対する支援体制や障害福祉サービス等は重層的に整備されつつあります。一方で、本人や保護者・家族が、どの相談支援機関やサービスを選択すればよいか分からず、あるいは知らず、それらを十分に活用できていない場合があります。

【参考】「横浜市相談支援事業実施要綱」に基づく、地域の相談支援機関：資料編6（54ページ）参照

- 障害児・者を主たる支援対象としない機関（保育所・幼稚園、学校、就労先、地域ケアプラザ等）でも、発達障害児・者（発達障害の可能性のある児・者を含む）が多く見られます。その中で本人が、発達障害の特性についての理解や合理的配慮を得られず、生きづらさを抱えている場合があります。

#### (2) 求められること

##### ■ 地域社会全体の、包括的な支援体制の構築

障害児・者を主たる支援対象としない機関による「<sup>ゼロ</sup>0次支援<sup>※6</sup>」も含め、地域社会全体で包括的な支援体制を構築することが必要です。

#### ※6 ゼロ0次支援

障害児・者を主たる支援対象としない機関が、身近な地域の中で、発達障害児・者やその保護者・家族が抱える生きづらさに早期に気づき、受け止めること。また、それを抱え込まず誰かに相談すること。このようなことが、障害児・者への相談支援機関（主に指定特定相談支援事業所・一次相談支援機関）等による適切な対応につながるきっかけとなる、との意味で、本答申では「0次支援」と称することとする。

包括的な支援体制の構築にあたっては、次のようなものが必要と考えられます。

#### ア 身近な地域における、気軽に相談できる場所

相談支援機関の利用に抵抗感や「敷居の高さ」を感じている本人や保護者・家族が、身近な地域※<sup>7</sup>の中に気軽に相談できる場所があることが重要です。

こうした場所を増やすためには、発達障害の特性が理解され、発達障害児・者を含めた人々の多様性が、地域社会の中で理解、尊重されるようになることが必要です。

#### イ 気づく力とつなぐ力の育成

本人や保護者・家族は、生きづらさを感じていることもあれば、困り感を感じていない、あるいは困り感を表出できない場合もあります。

障害児・者を主たる支援対象としない機関には、こうした生きづらさや困り感に早期に気づき、本人や保護者・家族に寄り添う視点を持って受け止めることが求められます。

また、その気づきをその後の適切な支援につなげるために、抱えこまず誰かに相談し、次につなぐことが求められます。

これらの「気づく力とつなぐ力」を育成するためには、発達障害への専門性の高い相談支援機関が、障害児・者を主たる支援対象としない機関に対して研修を実施する、発達障害に気づいた際の相談先となる窓口を明確化する等の取組が必要であり、その具体的な内容を検討していくことが必要です。

#### ウ 支援者に対する支援の拡充

地域社会全体で包括的な支援体制を構築するためには、横浜市の相談支援体制の重層性（資料6（54ページ）参照）を生かした、「支援者に対する支援」の拡充が求められます。

---

#### ※7 身近な地域

本答申では、行政区域や物理的な距離の近さだけではなく、心理的な距離感や親和性、アクセスのしやすさなど、多面的に捉えている。

### III-2 ライフステージを通した切れ目のない支援を行うための、コーディネート機能の強化【喫緊】

#### (1) 現状と課題

- III-1で記載したように、発達障害児・者に対する支援体制や障害福祉サービス等は重層的に整備されつつあります。一方で、本人や保護者・家族が、どの相談支援機関や障害福祉サービス等を選択すればよいか分からず、あるいは知らず、それらを十分に活用できていない場合があります。
- ライフステージを通した切れ目のない支援を実現するためには、従前の支援機関で把握した支援内容や情報が、次のライフステージの支援機関に適切に引き継がれることが大切です。  
しかし、ライフステージの変化に伴い支援機関が変わる際、支援内容や情報が適切に引き継がれなかったり、支援機関の連携がスムーズにいかなかったりする場合があります。
- 学校においては、保育所・幼稚園から小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校へのつなぎ役を、特別支援教育コーディネーター<sup>※8</sup>が担っています。また、乳幼児期から学校卒業後までの長期的な視点で作成される計画により、情報共有と引継ぎを行っています。しかし、これらが組織的に行われていないなど、十分ではない状況もあります。
- 本人に学校や就労先でつまずきが生じた場合、特に、退学・退職した場合は、学校や就労先を通じて実施していた支援が途切れるだけでなく、本人と社会との接点も途切れ、相談先がなくなることがあります。  
本人や保護者・家族が相談支援機関や障害福祉サービス等の利用を望まない場合、そのリスクはさらに高まります。
- なお、個人情報保護の観点から、本人や保護者・家族の同意がない場合、従前の支援機関で把握している支援内容や情報を引き継ぐことができないことに留意する必要があります。また、支援機関の都合による情報共有とならないよう、注意が必要です。

#### ※8 特別支援教育コーディネーター

校内や福祉、医療等の関係機関との間の連絡調整役として、あるいは、保護者に対する学校の窓口として、校内の関係者や関係機関との連携協力を図る役割を担う教員。

## (2) 求められること

ライフステージを通した切れ目のない支援の実現のために、重層的な支援の仕組みの中から、本人の障害特性や困り感に応じた、適切な支援機関や障害福祉サービス等をコーディネートする機能が必要です。

### ■ ライフステージごとの特徴を捉えた、切れ目のない支援

発達障害に起因する生きづらさが表面化する時期は、人によって異なります。また、それまで大きな生きづらさを感じなかった場合でも、ライフステージの変化により周囲との関わり方が変化する中で、生きづらさが生じることがあります。

それぞれのライフステージに特徴的な困り事を捉えつつ、切れ目のない支援を行っていくことが重要です。

### ■ 接続期における、「のりしろ」を捉えた連携

ライフステージが変化しても切れ目なく支援を行うためには、ライフステージが変化する前の段階から、本人や保護者・家族と支援機関、あるいは支援機関同士が顔の見える関係を構築し、次のステージに向けた準備を行うことが重要です。

また本人や保護者・家族が希望する場合に、それまでの支援内容や情報を、必要に応じて新たな支援機関に提供できる仕組みが求められます。

### ■ 特別支援教育コーディネーターの機能の強化

保育所・幼稚園から高等学校まで切れ目なく支援を行うためには、関係機関、学校間、校内で情報共有や情報交換がしやすい仕組みづくりが必要です。

切れ目のない支援に特別支援教育コーディネーターの果たす役割は大きいと言えます。特に小中学校、義務教育学校においては、特別な支援を要する児童生徒に対して、一人ひとりに寄り添ったきめ細かな教育を推進するために、特別支援教育コーディネーターを中心としたチームで対応する組織力を高める必要があります。

### ■ 所属先を失う手前での、支援機関へのつなぎ

本人に学校や就労先でつまずきが生じ、退学・退職する場合は、その手前で、必要な支援機関につなぎ、支援や見守りが途切れないような体制を構築することが必要です。

### ■ 障害福祉サービス等の利用を望まない本人や保護者・家族を支援する仕組み

本人や保護者・家族が相談支援や障害福祉サービス等の利用を望まない場合にも支援や見守りができるよう、“0次支援”(23ページ参照)を含めた、地域社会全体による包括的な支援が必要です。

このために、地域社会全体が支援力を身につけることができるよう、発達障害への専門性の高い相談支援機関からの支援が求められます。

### III-3 医療と福祉の連携強化とネットワークの拡充

#### (1) 現状と課題

- 発達障害への関心が高まり、自身や子どもの発達障害を疑うなどして、医療機関の受診を希望する人が増加しています。しかし、発達障害に対応できる医療機関は増加しているものの、ニーズに対し十分ではありません。
- また、精神科以外の診療科でも、発達障害児・者が安心して受診できる医療機関が少ない現状があります。

なお、専門医療は、本答申の対象児・者に留まらず、知的障害や知的に遅れのある発達障害（特に青年期以降）についても不足しており、抜本的な対策が求められます。

- 適切な支援を見極めるために、医療的な支援は重要です。しかし、社会生活の中でどのような生きづらさがあるか、その解消に診断をどのように活かしたいか、本人や保護者・家族の認識や見通しがないまま受診に至ると、発達障害の診断を受けても自己理解が深まらず、その後の支援につながらないことがあります。

#### (2) 求められること

##### ■ 医療につながる前後の、十分なニーズ整理

支援機関等は、医療機関を受診する前に、本人や保護者・家族の生きづらさの原因を整理し、なぜ診断を必要とするのか、診断結果に基づきどのような支援を希望するのかアセスメントを十分行うとともに、それらを本人や保護者・家族と共有しておくことが必要です。

##### 【参考】 発達障害における診断とは（「横浜市発達障害検討委員会 平成24・25年度のまとめ」より抜粋）

発達障害における「診断のニーズ」は、医学的な診断だけではなく、なぜ診断を必要としているのかというその手前のことや、診断を受けることによるメリットなどもある。双方の理解には時間を要するため、そこをある程度相談支援機関が整理をした上で医療機関に繋ぐこと、あるいは、医療機関に来た方を一度相談支援機関に帰して、協力しながらしていくことなどが、「発達障害の診断」なのではないかと考えられる。

##### ■ 本人の自己理解の促進と、地域社会全体の支援力向上

発達障害の診断がなくても、支援機関が適切な支援を行うことで、本人や保護者・家族の障害理解が促進され、生きづらさが解消される場合があります。

診断は支援のきっかけの一つであることを認識し、支援機関のみならず地域社会全体の発達障害への支援力を高めることにより、本人の生きづらさを解消していくことが求められます。

## ■ 医療機関の連携の検討

発達障害に対応できる精神科の医療機関が、地域療育センター等の支援機関と地域における発達障害に関するネットワークを構築し、診断、困難ケースへの対応、安定期の継続医療等について役割分担するなどして、発達障害児・者が必要な時に必要な医療を提供できるような体制作りを検討する必要があります。

また、精神科以外の診療科に発達障害の特性やその対応について情報提供するなどの支援を行い、発達障害児・者の受け入れを拡大していくことが必要です。

## III-4 サービス情報提供システムの充実

### (1) 現状と課題

- 平成17年に発達障害者支援法が施行され、発達障害児・者に対する支援体制や障害福祉サービス等は拡大・重層化しており、ライフステージごとに多様な選択肢が用意されています。  
一方で、本人や保護者・家族が、今後のライフステージにおける支援の仕組みを把握したり、障害福祉サービス等の利用について見通しを立てたりすることができず、その選択や決定に難しさを感じる場合があります。
- また、本人や保護者・家族が、相談支援機関の利用に抵抗感や「敷居の高さ」を感じて敬遠する場合、必要な情報を入手できないことがあります。

### (2) 求められること

#### ■ 効果的な情報提供の仕組み

本人や保護者・家族が、必要な情報を適切な時期に手軽に入手できるよう、ICTの活用等も視野に入れた効果的な情報提供の仕組みについて検討する必要があります。

● この項目の視点（ポイント）

- ✓ 支援機関が役割分担を明確にし、連携を図ることにより、効果的な支援を一層充実させていくことが求められます。

### IV-1 就学前の対象者数増加に対する、支援体制の拡充 【喫緊】

#### (1) 現状と課題

- 発達障害児の増加に伴い、地域療育センターの利用希望者は10年前の1.9倍となっており、発達障害を専門的に診断できる医師も不足していることから、「医師の診断を経て利用が開始される」従来の仕組みでは、十分な支援が困難となっています。  
このため、利用申込みの後、ソーシャルワーカーや心理職などの専門職が速やかに保護者と面談を行い、支援を開始できる仕組みを試行し、保護者の不安解消などに一定の成果を上げています。
- 保育所や幼稚園など、障害児を主たる支援対象としない機関でも、発達障害児やその可能性のある児童が増加しており、研修などにより発達障害について学んでいるものの、園によってはその対応に苦慮しています。発達障害があることに保護者や家族等が気づいていない場合は、障害児保育の支援策が利用できず、園の負担が非常に大きい場合もあります。
- 児童発達支援事業所の増加、保育所や幼稚園での障害児の受入の拡大に伴い、これらの機関と地域療育センターを並行して利用する児童が増加しており、地域療育センターに求められる役割が変化しています。

#### (2) 求められること

##### ■ 地域療育センターにおける療育体制の抜本的な見直し

地域療育センターは、これまでも、利用希望者の増加やニーズの多様化に応じ、学校支援事業や児童発達支援事業など、新たな取組を実施してきました。しかし、昭和59年の「障害児地域総合通園施設構想（以下「総通構想」という。）」に基づく、通園療育を中心とした組織体制の枠組みの中では、これ以上の変化に対応した取組を行うことは困難となっています。本答申における対象児も含めた障害児の療育体制の充実を図るために、総通構想を刷新して新たな地域療育センター像を構築し、その実現に着実に取り組むことが必要です。

なお、見直しにあたっては、本答申の範囲を超える内容も含まれることから、本答申の内容及び次の点を考慮し、別途、検討の場を設けることが必要です。

- 「医療前置」の支援から、相談等の福祉型支援を拡充した「総合的なチームによる支援」への転換
- 保育所や幼稚園等との並行通園児が利用しやすい集団療育の提供  
(多様な集団療育の頻度や内容設定、並行通園先へのアウトリーチによる支援等)
- 総合評価機能に基づく、専門性の高い障害児相談支援の拡充
- 関係機関等の対応力向上につながる支援の充実とそれに対応できる職員の確保・育成
- きょうだい児を含む家族への支援の充実

## ■ 保育所や幼稚園における対応力の向上

保育所や幼稚園職員が発達障害への理解を深め、保育・教育の質をさらに高める必要があります。なお、発達障害児への個別対応を行うだけではなく、周囲の子どもを含めた保育・教育全体の質を高めるという視点が必要であり、保育・教育の現場での学びが必要です。

また、進学時には、保育所等と小学校の違いを踏まえた丁寧な移行支援が求められています。

## ■ 発達障害児に関わる関係機関の理解促進

障害児支援の専門機関だけでなく、障害児を主たる支援対象としない機関等でも、発達障害への理解を深め、それぞれの専門性の中で適切な配慮を行うことが必要です。

小学校期までの発達障害児については、地域療育センターの専門職による実践的な事例検討や研修など、関係機関支援の充実が求められています。

## IV-2 教育と福祉の連携等による、学齢期支援の強化

### (1) 現状と課題

- 市立小中学校では、「横浜型センター的機能<sup>※9</sup>」による学校支援の活用により、子どもの理解や対応等への助言を受け、対象児童生徒が他の児童生徒と同じように学校生活が送れるよう支援しています。地域療育センター等による支援の充実もあり、様々な場面で特別支援教育に係る支援を利用しやすくなっていますが、活用方法が全ての学校に浸透しているとは言えません。
- 小中学校では、「特別支援教室<sup>※10</sup>」、「通級指導教室<sup>※11</sup>」など、多様な学びの場を用意していますが、「特別支援教室」については、運営方法や指導内容・方法が確立されていないなどの理由から、全ての学校では活用しきれていません。「通級指導教室」についても、支援を必要とする児童生徒の増加に伴う過大規模化により、十分な指導回数が確保できていません。また、「個別支援学級<sup>※12</sup>」においても、児童生徒の障害の状態が多様であるため、個々に応じた指導が十分に行えない状況です。
- 学校と放課後等デイサービス、保育所等訪問支援や障害児相談支援などを行う障害福祉サービス等事業所で、互いの制度理解、取組内容の共有等の連携が十分ではありません。

#### ※9 横浜型センター的機能

市立学校における幅広い支援ニーズに対し、教員等に対する助言や援助を行うこと。「特別支援学校によるセンター的機能」、「通級指導教室による支援センター機能」、「地域療育センターや学齢後期障害児支援事業による学校支援」、「専門家支援チーム（医師、臨床心理士等）による指導・助言」をまとめたものを指す。

#### ※10 特別支援教室

児童生徒が、在籍する学級（一般学級、個別支援学級）を離れて、特別の場で学習するためのスペース。在籍学級で学習や学校生活を送る上で困難さを抱える児童生徒に対し、「教科指導」、「登校支援」や「自立活動の視点を取り入れた指導」を行う。

#### ※11 通級指導教室

小中学校の一般学級に在籍している弱視、難聴、言語障害、情緒障害、自閉症、LD・ADHDなどの障害がある児童生徒のうち、一般学級の学習に概ね参加できる児童生徒に、各教科等の指導は主として一般学級で行いつつ、個々の障害の状態に応じた特別の指導を特別の指導の場で行う教育形態。通常、在籍する小中学校ではなく、通級指導教室のある学校へ通い、指導する。

#### ※12 個別支援学級

学校教育法第81条の規定に基づき、「知的障害」、「自閉症・情緒障害」、「弱視」それぞれに設置する学級。児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じて、身に付けさせたい資質・能力を明確にし、指導・支援する。

## (2) 求められること

### ■ 地域療育センターとの連携

各児童生徒の状態像を的確に把握するために、地域療育センター等との連携が必要ですが、昨今では「横浜型センター的機能」による支援の充実により、学校が活用できる支援の選択肢が広がっていることから、連携のあり方について、適宜見直すことが必要です。

### ■ 「横浜型センター的機能」の活用促進と様々な学びの場の活用

一般学級に在籍する発達障害のある児童生徒への適切な支援や、その周囲をとりまく児童生徒の障害理解・気づき力アップのため、引き続き、「横浜型センター的機能」の活用について、学校への周知を図り、更なる活用を促すことが求められます。

また、発達障害から引き起こされる二次障害により不登校になる児童生徒もいることから、特別支援教室を柔軟に活用し、支援の幅を拡げていく必要があります。

### ■ 特別支援教育コーディネーターの機能強化とスクールソーシャルワーカーとの連携の充実

学校において、教育と福祉の連携強化のために特別支援教育コーディネーターの果たす役割は大きく、その機能強化を図ることが必要です。また、学校と福祉の橋渡しとなる、スクールソーシャルワーカーと特別支援教育コーディネーターの連携強化による支援の充実が必要です。併せて、それぞれの役割の明確化と連携の仕組みづくりを行い、実践につなげていくことも必要です。

### ■ 学校と障害福祉サービス等事業所との連携の推進

小中学校では、児童生徒の支援に関する本人や保護者の意向、将来の希望、関係機関等における支援の状況等を記載した「個別の教育支援計画」を作成しています。一方、障害児相談支援事業所では「障害児支援利用計画」を、障害児通所支援事業所では「個別支援計画」を作成しています。必要に応じ、これらの情報を共有し、互いに方向性を確認しながら支援を行う必要があります。

このため、互いの行う支援への理解を深め、連携を強化する取組が必要です。

## IV-3 学齢後期における、支援の量的拡大と質的な向上 【喫緊】

### (1) 現状と課題

#### ○ 学齢後期障害児支援事業の体制

学齢後期の障害児及びその保護者や家族を対象とした専門機関による相談、診療等の場を確保し、思春期における諸問題の解決に向けた支援を行う「学齢後期障害児支援事業」では、相談・診療の件数ともに増加の一途をたどっています。

発達障害児の増加に伴い、地域療育センターの利用申込みが増加しており、今後、学齢後期における相談・診療のニーズも増加していくと予想されるため、体制の強化が課題となっています。

なお、学齢後期障害児支援事業に関するこれらの課題については、既に平成28年2月に横浜市発達障害検討委員会から横浜市に提言を行っており、その後の相談件数の推移からも、課題解決に向け早期に取り組む必要があります。

## ○ 高等学校への進学後の支援

高等学校への進学後は、「自分が支援を必要としている」ことを発信できなかったり、自身に発達障害があることに気づいていなかったりして、学校生活に悩む生徒もいます。

また、高等学校を退学する等で学校との関わりが途切れた後に、支援機関とのつながりが乏しくなり、支援や見守りの目が途切れてしまう場合があります。

## ○ 社会参加に向けた準備

社会参加に向けて、自己理解を深めること、様々な体験を通して新たな生活に向けた準備をすること、日々の生活上の課題に対応できる力を身につけることなどが必要ですが、発達障害児は、これらが十分に身についていない場合があります。また、社会参加に向けた準備を行う中で画一性が求められ、過度に周囲に合わせようとするあまり、本人が疲弊したり、自己肯定感が低下したりする場合があります。

また、家族も、本人が社会参加するにあたって必要な情報が把握できていなかったり、本人への関わり方が分からなかったりする場合があるため、支援が必要なことがあります。

## (2) 求められること

### ■ 学齢後期障害児支援事業の体制強化について

平成28年2月の提言を踏まえ、次の項目に早期に取り組むことが求められます。

- 事業拡大の方法について、早急に検討を開始すること
- 検討を行うにあたっては地域療育センター・発達障害者支援センターとの役割分担について議論を行うこと
- 当該事業での支援のあり方を改めて検討し、医療・福祉の機能について見直しを行うこと
- 検討の結果、学齢後期障害児支援事業の拡充を図ることとした場合、現在の3箇所の立地に鑑みて、市域におけるバランスを考慮した配置とすること

### ■ 高等学校への進学後の支援

高等学校への進学後、支援を必要とする生徒や、自身に発達障害があることに気づかないと学校生活に悩む生徒などのために、自己理解につながる支援を実施することが必要です。支援にあたっては、特別支援教育コーディネーターやスクールソーシャルワーカーとの連携や保護者との連携、支援に対する保護者や家族の理解も重要です。

また、高等学校を退学する等で本人と学校との関わりが途切れた後に、支援や見守りが途切れないような体制の構築が必要です。

### ■ 社会参加に向けた準備のための支援

成人期までの間に、本人が自己理解を深め、「社会に出ること」、「自立すること」が具体的にどのようなことかを学ぶ(19ページ参照)機会の提供や、日々の生活上の課題に対応できる力を身につけるための支援が必要です。

また保護者に対しては、本人が社会参加をするにあたりどのような準備が必要か、本人が社会に出た後にどのような支援を受けられるか等について、情報提供が必要です。



## 人材育成

### ● この項目の視点（ポイント）

- ✓ 地域社会全体で包括的な支援体制を築くために、支援機関全般が、発達障害に関する適切な理解と対応を身につけることが必要です。

### V-1 発達障害に関する支援力を身につけた支援者の養成 【喫緊】

#### (1) 現状と課題

Ⅲ-1に記載した、地域社会全体による包括的な支援体制の構築にあたっては、支援機関全般が、発達障害に関する適切な理解と対応を身につけることが必要です。

発達障害への専門性の高い相談支援機関（主に二次相談支援機関）が限られる中にあっては、身近な地域の、障害児・者への相談支援機関（主に指定特定相談支援事業所・一次相談支援機関）でも発達障害に関する相談に対応することが求められます。また、障害児・者を主たる支援対象としない機関（保育所・幼稚園、学校、就労先、地域ケアプラザ等）による“0次支援”（23ページ参照）の充実も期待されます。

しかし、身体障害や知的障害に比べ発達障害は新しい概念であることから、発達障害への専門性の高い相談支援機関が中心となり、人材育成を実施することが必要です。

なお人材育成にあたっては、特化した支援方法がまだ十分に確立されていない部分も大きいため、従来からの支援方法に加え、本答申における対象児・者に特化した支援に焦点を当てた取組が必要です。

#### (2) 求められること

##### ■ 支援機関の特性に応じた支援力の養成

支援機関の特性に応じた、発達障害に関する適切な支援力を養成することが求められます。

###### ア 障害児・者を主たる支援対象としない機関

###### ● 発達障害の特性に配慮したコミュニケーション力

発達障害の特性について正しく理解するとともに、それぞれの認知特性に合わせ、発達障害のある人たちが理解しやすく、安心感を覚えることができるようなコミュニケーションを図る力が必要です。

###### 【例】

- ・曖昧さを苦手とする人に簡潔に分かりやすく伝える
- ・複数のことを同時に指示されることが苦手な人に一つずつ伝える
- ・言葉で言われるより目で見て分かる情報の方が理解しやすい人にメモで伝える 等

### ● 気づく力とつなぐ力

本人の生きづらさが生じる前、あるいは生じたときに、早期に本人の発達障害に気づき、本人や保護者・家族に寄り添う視点を持って受け止める力が求められます。

また、その気づきをその後の適切な支援につなげるために、抱えこまず誰かに相談し、次につなぐ力が求められます。

#### イ 障害児・者への相談支援機関

##### ● 本人の特性に着目した、総合的なアセスメント力

本人を取り巻く様々な要因（本人や家族の特性、生育歴、周辺環境等）を捉え、総合的に見立てるアセスメント力が求められます。

##### ● 困り感に寄り添う力と、介入する力

本人や家族の困り感や生きづらさに寄り添う力が重要です。

併せて、必要時に、課題解決に向けた適切な介入を行っていく力が求められます。

なお介入にあたっては、総合的なアセスメントに基づき、そのタイミングや方法等を個別に見極める必要があります。

##### ● 本人や家族の困り感の整理と、適切な支援機関につなぐ力

本人や家族の困り感や生きづらさの内容を整理し、必要に応じて適切な支援機関につないでいく力が求められます。

##### ● 本人の持てる力を活かすための支援力

本人の障害特性を個別に見立て、持てる力を引き出すことができるような支援を行う力が求められます。

#### ウ 発達障害への専門性の高い相談支援機関

##### ● 支援者に対する支援を行う力

それぞれの支援者に求められる支援力を高めるための、研修等を行うことが求められます。

また、地域に出向いて、事業所へのコンサルテーションやスーパーバイズを行うなど、実践的で個別性に対応した取組を拡充していくことが求められます。

##### ● 対象児・者に即した支援方法の確立

本答申における対象児・者に対しては、その障害特性に応じた、独自の支援方法が求められます。しかし、その支援方法についてはまだ十分に確立していない部分も大きいため、発達障害への支援を専門的に行う機関がその実践的ノウハウを蓄積しつつ、人材育成に資するよう養成カリキュラムとして組織的に構築していくことが求められます。

### ● この項目の視点（ポイント）

- ✓ 大項目I～Vの取組を進めるまでの基礎として、発達障害への理解を深めること、さらに、多様性を尊重できる社会の実現に向けた意識を、地域社会の中に醸成することが必要です。

### VI-1 地域社会における共生の実現に向けた、社会全体の意識醸成

#### （1）現状と課題

III-1に記載した地域社会全体による包括的な支援体制の基盤として、地域社会における共生（13ページ参照）に向けた意識を醸成していくことが重要です。

近年、「発達障害」への理解が急速に進みつつあります。一方で、一部では、発達障害の特性等が正しく理解されていない、あるいは、多様性の尊重等への理解が不十分な場合があります。その結果、誤解が生まれかねません。

また、その障害特性が一見して分かりづらい場合には、周囲から適切な理解を得ることが一層困難になります。

#### （2）求められること

社会の中では、発達障害の有無にかかわらず、誰もがそれぞれに個性や価値観を有していることを理解し、それらを認め合い、その多様性を尊重することが大切です。

その上で、発達障害の特性について正しい理解を促進することが必要です。

#### ■ 啓発・広報の充実

様々な機会を捉え、社会全体に向けた啓発・広報を充実させる必要があります。

なお、効果的に啓発・広報を行うためには、行政と民間企業等がそれぞれの強みを生かしながら取り組んでいくことが必要です。

#### ア 民間企業等との協働

横浜市は、近年、民間企業等との協働に力を入れています。とりわけ障害福祉に係る普及啓発等も含めた包括連携協定を締結している大企業が数多くあることは、横浜市の特徴と言えます。

この特徴から、行政による発信と併せて、民間企業等主体の啓発・広報も重要となります。一例としては、自社従業員向けの人材育成や、発信力の強い企業（市内に多く存在するメディアやプロスポーツクラブ等を含む）による地域貢献の一環としての啓発イベント等を、横浜市との協働により実施する手法等が考えられます。

## イ 当事者団体・家族団体等の市民との協働

横浜市の障害福祉は、当事者団体・家族団体等と行政の協力によって先進的な施策が進められてきた経緯があります。

こうした経緯を踏まえ、行政だけでは実施困難な幅広い啓発・広報を進めていくために、障害福祉関係者を中心とした市民の主体的活動を横浜市が積極的に支援することが求められます。

### ➤ 「世界自閉症啓発デー」及び「発達障害啓発週間」の取組の充実

横浜市では平成23年度から、世界自閉症啓発デー<sup>※13</sup>及び発達障害啓発週間<sup>※14</sup>に関する取組として、一般社団法人横浜市自閉症協会などと連携しながら、「世界自閉症啓発デーin横浜」と称した市民向け啓発活動（講演会やブルーライトアップ等）を毎年実施しています。

こうした取組を継続的に実施するとともに、その内容を充実させていくことが求められます。

### ■ 「合理的配慮」と「環境の整備（基礎的環境整備）」

地域社会における共生を目指し、その人に合った「合理的配慮<sup>※15</sup>」を個別に提供すること、さらに、その基礎となる「環境の整備（基礎的環境整備）<sup>※16</sup>」を行うことが求められます。

#### ※13 世界自閉症啓発デー

国際連合が平成19年に毎年4月2日と定めた、世界各国で自閉症をはじめとする発達障害への理解を深めるための日。

#### ※14 発達障害啓発週間

厚生労働省が、毎年4月2日から8日までと定めている、発達障害への理解を深めるための週間。

#### ※15 合理的配慮

障害者の人権を保障し、また社会参加の機会を確保するために、それぞれの障害特性に合わせて提供される、必要かつ適当な配慮のこと。

#### ※16 環境の整備（基礎的環境整備）

合理的配慮を提供する上での、基礎となる環境を整えること（施設構造の改善、設備の整備、関係職員に対する研修の実施等）。

平成28年4月に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の中では、行政機関等及び事業所に対して、障害のある人から、社会的障壁を取り除くために何らかの対応を求める意思が示された際に、負担が重すぎない範囲で合理的配慮を提供すること（事業所においては、提供に努めること）を求めている。併せて、合理的配慮を行うために必要な環境の整備に努めることを求めている。

## VI-2 特に教育・就労の場面における、本人を取り巻く周囲への理解促進

### (1) 現状と課題

VI-1で記載したように、「発達障害」への理解が急速に進みつつある一方で、障害特性等が正しく理解されていない、あるいは、多様性の尊重等への理解が不十分なまま、「発達障害だから」とラベリングしてしまうことがあります。

その結果、教育や就労の場面において、本人が持てる力を活かすことができなかったり、生きづらさを抱えたりすることが少なくありません。

#### ○ 教育の場

##### ➤ 小学校・中学校・高等学校

市立小中学校及び特別支援学校では、「交流及び共同学習※17」（市特別支援学校においては「副学籍交流」）による交流教育を実施し、障害理解促進に取り組んでいます。

しかし、学校・家庭・地域間において、そのねらいや方法などの共有や共通理解が十分に図られていないことから、交流及び共同学習の深まりにつながらない現状があります。

##### ➤ 高等教育機関（大学等）

「学生相談室」等で、発達障害のある学生の支援を行う大学等が増えています。

しかし、全ての教職員や学生が、発達障害の特性や合理的配慮の提供方法について理解しているとは言えない状況です。

また、就職や卒業後の社会参加に向け必要な支援を受けられない場合があり、本人が十分に準備をできないことがあります。

#### ○ 就労の場

企業等の中で、発達障害の特性や合理的配慮の提供方法が理解されていないことや、発達障害者の受け入れ態勢が整っていないこと等により、本人の苦手なことが目立ってしまったり、持てる力を十分に活かすことができなかったりする場合があります。

#### ※17 交流及び共同学習

幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校等が行う、障害のある子どもと障害のない子ども、あるいは地域の障害のある人とが触れ合い、共に活動すること（平成31年3月 文部科学省「交流及び共同学習ガイド」より）。

## (2) 求められること

### ■ 多様性の尊重

多様な人々が多様な価値観を持って一緒に学んだり、働いたりすることができる社会の実現が求められます。

そのためにはまず、誰もがそれぞれに特性を持ち、「得意なこと」、「苦手なこと」があるということが理解され、尊重されることが重要です。

### ■ 障害理解の促進と、合理的配慮の展開

教育機関・企業等に対し、発達障害の特性に関する正しい理解を促進することが必要です。

さらに、本人及び教育機関・企業等が、本人の「得意なこと」、「苦手なこと」を理解し、個別化された合理的配慮や工夫を提供することで、社会生活上のつまずきを減らしていくことが求められます。

#### ○ 教育の場

##### ➤ 小学校・中学校・高等学校

交流及び共同学習においては、交流実施前の準備段階で、一人ひとりの実態に応じた適切な交流及び共同学習に向け、学校・家庭・地域間での共通理解の場を設けることが必要です。

また教員は、児童生徒を「発達障害では」とラベリングするのではなく、「このような特徴がある子ども」という理解で対応を工夫することが必要です。発達障害に気づき、適切な対応ができるようになるために、座学で基礎を学ぶことに加え、学校現場での継続的な学びが求められます。併せて小中学校においては、特別支援学校教諭免許を保有する教員を増やし、障害理解促進につなげることも必要です。

##### ➤ 高等教育機関（大学等）

大学や「学生支援室」の教職員等が、発達障害者の支援方法や就労時における発達障害者特有の課題についての理解を深め、適切な支援をすることが求められます。

また学生に対し、多様性の尊重や発達障害の特性等に関する理解を促進することが求められます。

#### ○ 就労の場

本人の「得意なこと」と「苦手なこと」を企業等が理解し、「苦手なこと」への合理的配慮等の提供と併せて、本人の持てる力を十分に発揮できる方法を考えていくことが必要です。

また、本人の障害特性を踏まえ、多様で柔軟性のある働き方（勤務日数・時間、業務内容等）の実現を進めていくことが求められます。

なお、これらの実践にあたっては、必要に応じ、発達障害者支援・就労支援・若者自立支援等の様々な専門機関と連携して取り組んでいくことが有効です。

## 4-1 今後の施策展開に向けて

**■ 検討を振り返って**

2-4（10ページ参照）に記載したとおり、「軽度の知的な遅れを伴う、あるいは知的な遅れを伴わない発達障害児・者への具体的な施策の展開」について、市長から横浜市障害者施策推進協議会あてに質問を受けました。これに対し、本協議会の部会である横浜市発達障害検討委員会で検討を進めることとなり、9か月にわたり議論を展開してきました。

近年、大幅に増加している本答申における対象児・者については、従来の障害福祉・教育等施策では十分に対応できていないとの認識の下、施策展開の再構築を図るべく検討を行い、様々な意見が交わされました。また、同検討委員会の委員以外にも、発達障害のある当事者・家族をはじめ、学識経験者や福祉関係者・教育関係者等から意見をいただきました。

**■ 具体的取組の推進と確認及び検証**

本答申に記載した内容については、横浜市が具体的な施策として展開するとともに、地域社会の様々な主体がそれぞれの取組を進めることができます。

なお、取組状況を市民が確認しやすいよう、令和3年度から始まる第4期障害者プラン等へ確実に反映させる必要があると考えます。また、6年間を計画期間とした障害者プランの中で、3年ごとに見直しを行う機会に合わせ、取組状況や取組による効果等について、確認・検証が必要です。

本答申が「絵に描いた餅」にならないよう、同検討委員会においても確認・検証を行っていきます。

これらの取組の推進により、本答申における対象児・者の「生きづらさ」を解消するとともに、誰もが互いの個性を認め合い、多様性を尊重しながら、生き生きと暮らすことのできる社会を実現する役割を、横浜市に期待します。

**「気づきの促進と未来に繋がる支援」を**

*Right time & Bright life*



# 資料編

---

## 内 容

- 1 答申に至るまでの検討経過 (42 ページ)
- 2 横浜市発達障害検討委員会 委員名簿 (44 ページ)
- 3 意見聴取対象者名簿 (45 ページ)
- 4 「軽度の知的な遅れを伴う、あるいは知的な遅れを伴わない発達障害児・者」に関する基礎情報 (46 ページ)
- 5 教育と福祉の一層の連携等の推進について(通知) (50 ページ)
- 6 横浜市の相談支援機関について (54 ページ)

### I 横浜市障害者施策推進協議会

回数	開催日	内容
令和元年度 第1回	令和元年6月18日	市長からの諮問に対し、同協議会の部会である発達障害検討委員会にて検討を進めることを決定
令和元年度 第2回	令和元年10月25日	検討の進捗状況について確認 答申提出時期、及び検討スケジュールについて確認
令和2年度 第1回	令和2年6月29日	答申内容の最終確認・承認

### 2 横浜市発達障害検討委員会

回数	開催日	内容
第48回	令和元年6月26日	市長からの諮問に対し、発達障害検討委員会にて検討を進めることを確認
第49回	令和元年9月18日	関係者への意見聴取にて聴取された意見の共有及び答申（案）の内容に関する検討
第50回	令和元年12月23日	答申（案）の内容に関する検討
第51回	令和2年2月12日	答申（案）の内容に関する最終確認及び検討

※ この他、委員からの意見聴取を適宜実施した。

### 3 関係者への意見聴取

発達障害検討委員会での検討内容を深めるため、令和元年6月から11月にかけ、障害児・者やその家族、及び医療・保健・福祉・教育・労働等分野の関係者（計18名）への意見聴取を実施した。

※ 意見聴取対象者一覧は、資料編3（45ページ）参照。

## 横浜市長より諮問（令和元年5月27日）

【令和元年度 第1回横浜市障害者施策推進協議会（令和元年6月18日）】

諮問に対し、同協議会の専門委員会である発達障害検討委員会にて検討を進めることを決定

【第48回横浜市発達障害検討委員会（令和元年6月26日）】

諮問に対し、発達障害検討委員会にて検討を進めることを確認

## 答申作成に向けた検討（令和元年6月～令和2年6月）

### 【関係者への意見聴取】

障害児・者やその家族、及び医療・保健・福祉・教育・労働等分野の  
関係者（計18名）への意見聴取を実施（令和元年6～11月）



### 【横浜市発達障害検討委員会】

第49回（令和元年9月18日）

第50回（令和元年12月23日）

第51回（令和2年2月12日）

聴取された意見の  
共有及び答申（案）の  
内容に関する検討

答申（案）の  
内容に関する検討

答申（案）の内容に  
関する最終確認  
及び検討

整理

整理



### 【横浜市障害者施策推進協議会】

令和元年度 第1回（令和元年10月25日）

令和2年度 第2回（令和2年6月29日）

検討の進捗状況について確認  
答申提出時期、及び検討スケ  
ジュールについて確認

答申内容の最終確認・承認

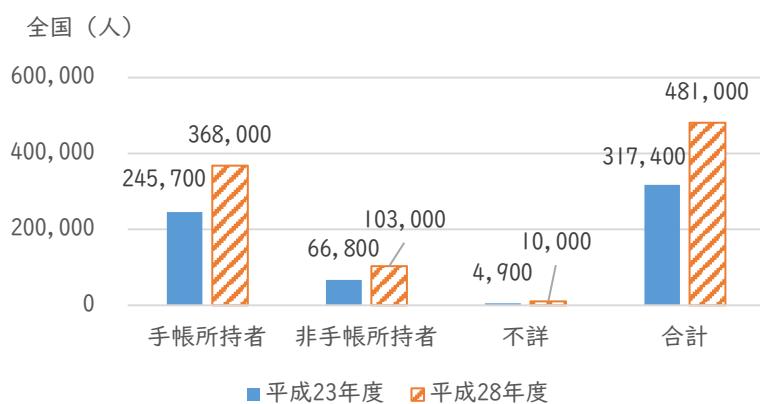
## 横浜市長へ答申を提出（令和2年6月）

		氏 名	所 属
1	学識経験者	渡部 匡隆	横浜国立大学大学院 教育学研究科高度教職実践専攻
2	学識経験者	平田 幸宏	東洋英和女学院大学人間科学部
3	医療従事者	高木 一江	横浜市中部地域療育センター
4	障害児・者の福祉に関する事業に従事する者	小川 淳	横浜市総合リハビリテーションセンター
5	障害児・者の福祉に関する事業に従事する者	寺田 純一	かながわ地域活動ホーム ほのぼの
6	障害児・者の福祉に関する事業に従事する者	安藤 壽子	NPO法人 L' enfantPlaza (らんふあんぷらざ)
7	障害児・者の福祉に関する事業に従事する者	西尾 紀子	横浜市発達障害者支援センター
8	障害児・者の福祉に関する事業に従事する者	池田 彩子	よこはま若者サポートステーション
9	障害児・者やその家族	坂上 尚子	神奈川LD等発達障害児・者親の会 にじの会
10	障害児・者やその家族	中野 美奈子	一般社団法人横浜市自閉症協会

		氏 名	所 属
1	学識経験者	井上 雅彦	鳥取大学大学院 医学系研究科臨床心理学講座
2	学識経験者	日戸 由刈	相模女子大学人間社会学部
3	障害児・者の福祉に関する事業に従事する者	藤嶋 享	神奈川区生活支援センター
4	障害児・者の福祉に関する事業に従事する者	浮貝 明典	NPO法人 PDDサポートセンター グリーンフォーレスト
5	障害児・者の福祉に関する事業に従事する者	鈴木 慶太	株式会社Kaien
6	障害児・者の福祉に関する事業に従事する者	伊藤 美穂	横浜市東部地域療育センター
7	障害児・者の福祉に関する事業に従事する者	遠藤 剛	地域療育センターあおば
8	障害児・者の福祉に関する事業に従事する者	桜井 美佳	横浜市学齢後期発達相談室くらす
9	障害児・者の福祉に関する事業に従事する者	長門 久美子	横浜市井土ヶ谷保育園
10	障害児・者の福祉に関する事業に従事する者	福田 誠	たまプラーザもみじ保育園
11	障害児・者の福祉に関する事業に従事する者	橋木 元生	あけぼの幼稚園
12	障害児・者の福祉に関する事業に従事する者	塚原 健	NPO法人 レクタス
13	障害児・者やその家族	鈴木 仁	YPS横浜ピアスタッフ協会
14	教育関係者	大谷 珠美	横浜市立六浦小学校
15	教育関係者	冢田 三枝子	横浜市立仏向小学校
16	教育関係者	大山 美香	横浜市立仏向小学校
17	教育関係者	林 直美	横浜市立西中学校
18	教育関係者	福田 有志	横浜市立左近山中学校

## I 厚生労働省「生活のしづらさなどに関する調査（全国在宅障害児・者等実態調査）」

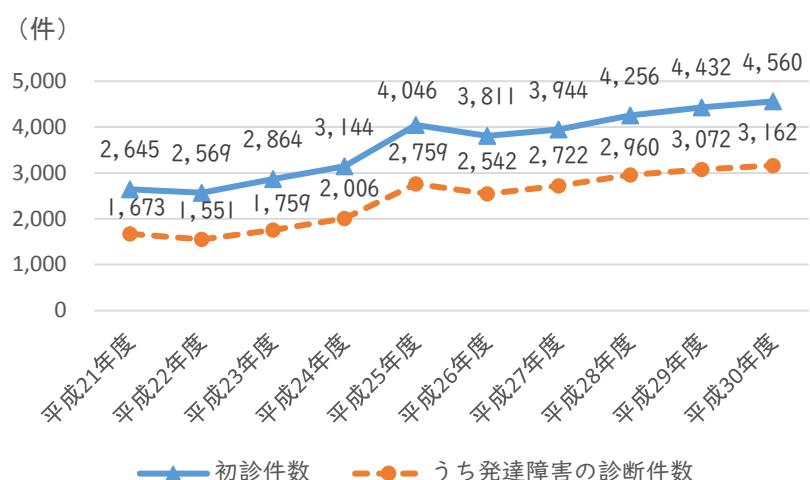
## 発達障害と診断された者の数



## 2 地域療育センター初診件数と発達障害の診断件数

地域療育センター初診件数  
と発達障害の診断件数

※ ここで「発達障害」は、  
知的な遅れの有無を問わない。



## 3 発達障害に関する専門相談支援機関への新規相談者のうち、療育手帳非所持者(平成30年度)

## (1) 学齢後期発達相談室「くらす」



## (2) 発達障害者支援センター



## 4 一般学級に在籍する特別な支援が必要とされる児童生徒数の推移

### 平成30年度「発達障害のある児童生徒に関する調査」より

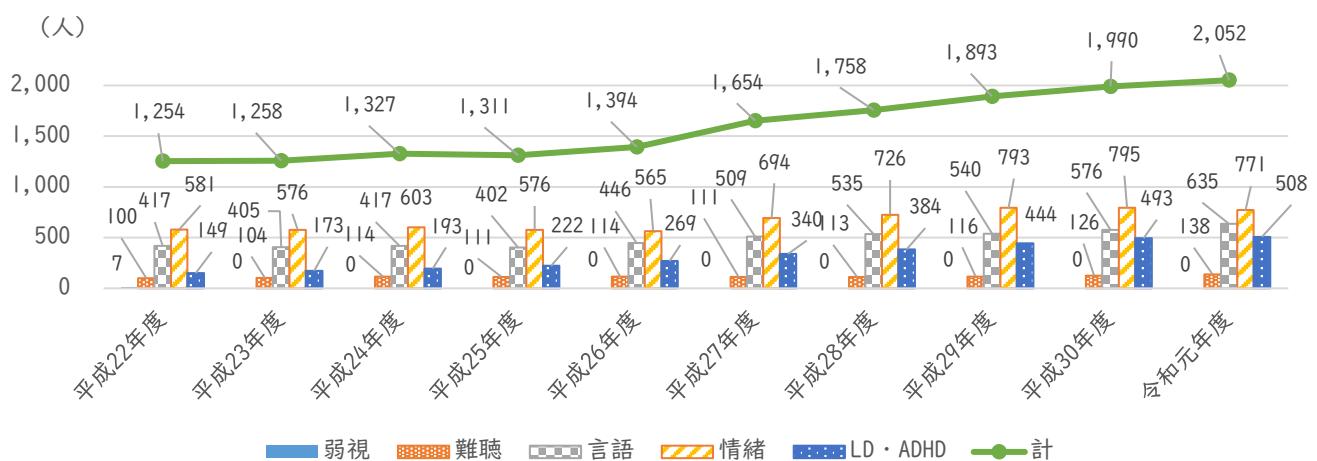
※ 手帳および診断の有無を問わない調査のため、あくまで参考値。



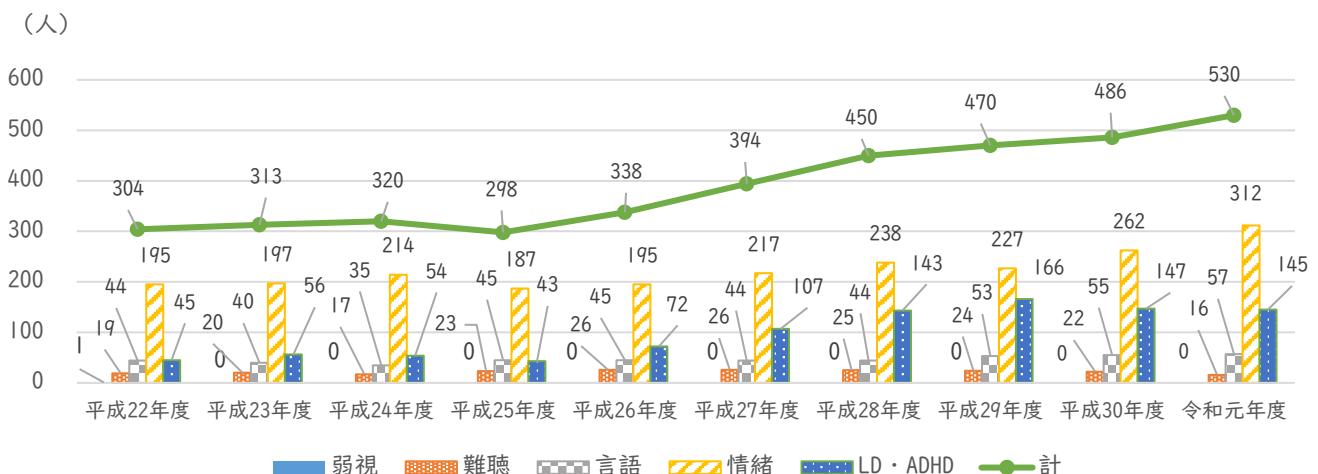
## 5 通級指導教室在籍児童生徒数

### 通級指導教室児童生徒数

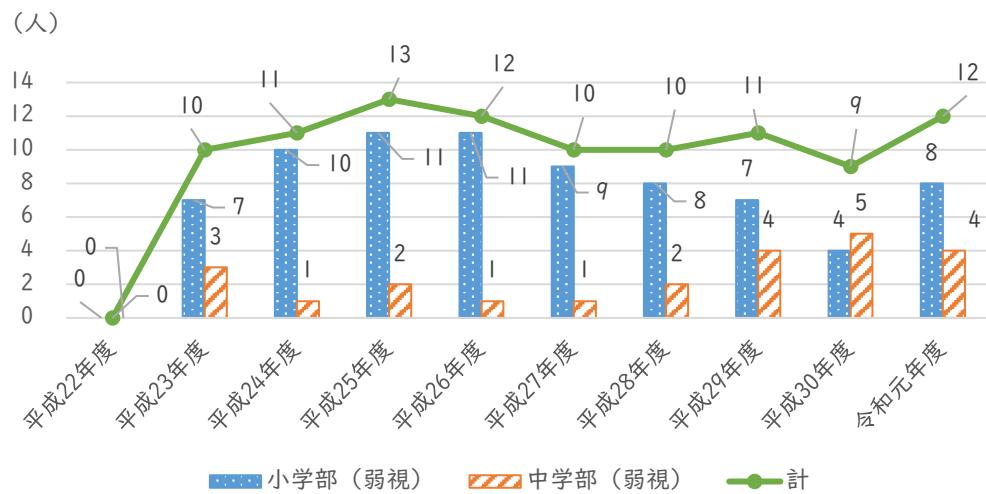
#### 小学校



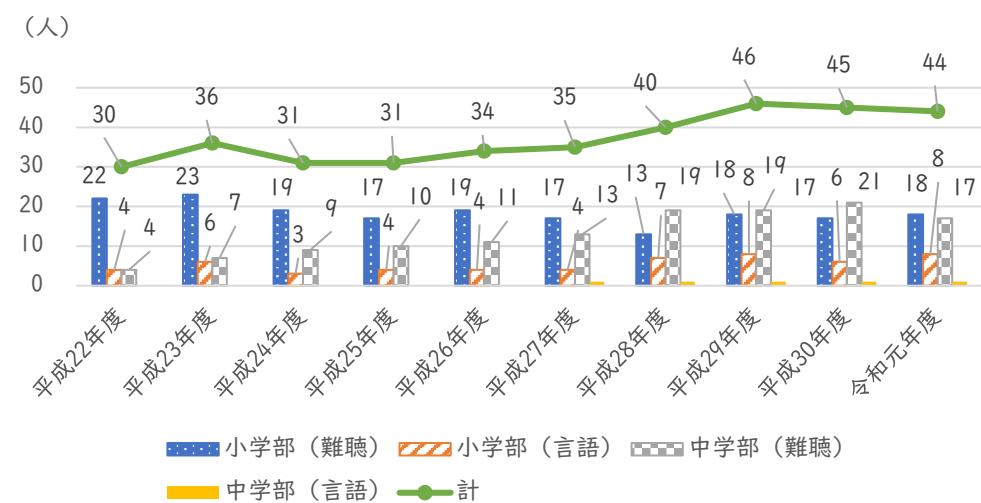
#### 中学校



## 盲特別支援



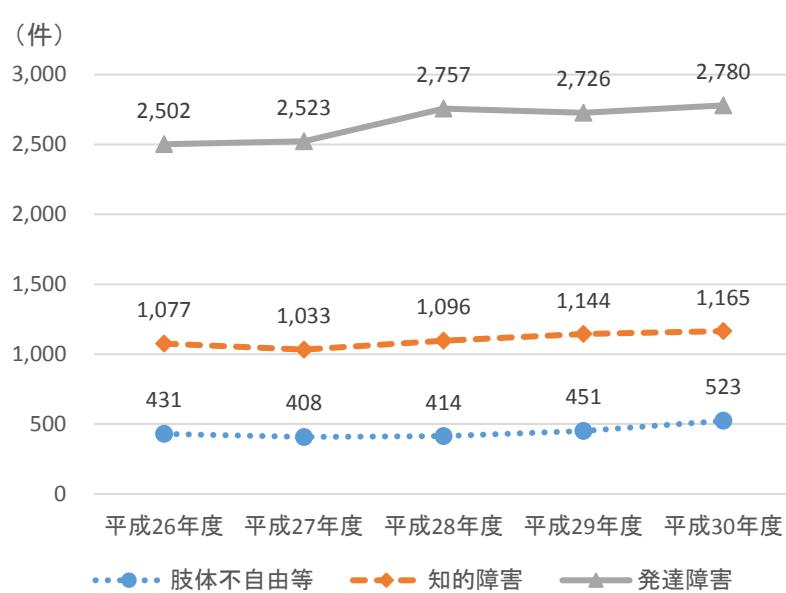
## ろう特別支援



資料編

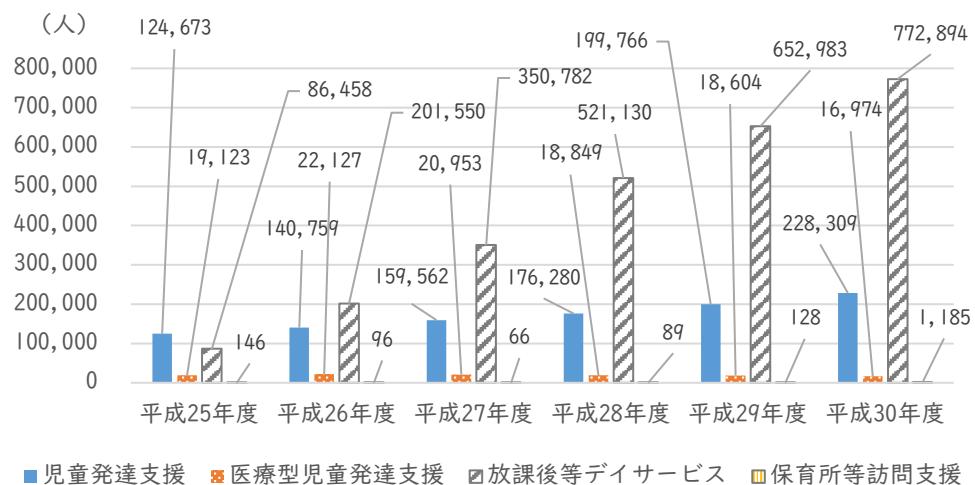
## 6 障害種別就学・教育相談件数

### 障害種別就学・教育相談件数

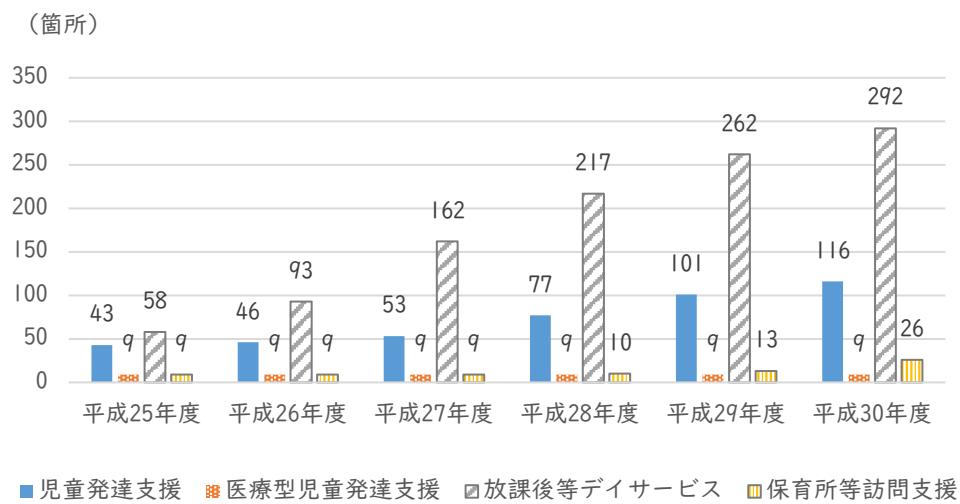


## 7 児童福祉法に基づくサービス

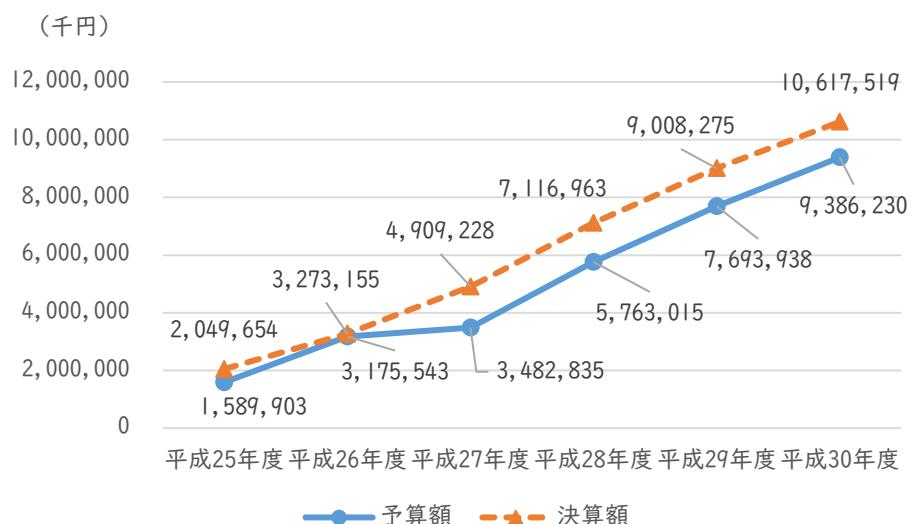
### 延べ利用人数



### 事業所数



### 横浜市における 予算・決算額 (障害児通所支援)



30文科初第357号  
障発0524第2号  
平成30年5月24日

各都道府県知事  
各指定都市市長  
各都道府県教育委員会教育長  
各指定都市教育委員会教育長  
附属学校を置く各國公立大学法人学長  
構造改革特別区域法第12条第1項の 殿  
認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学省初等中等教育局長  
( 公印省略 )  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長  
( 公印省略 )

### 教育と福祉の一層の連携等の推進について（通知）

資料編

教育と福祉の連携については、保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校等（以下「学校」という。）と児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所等（以下「障害児通所支援事業所等」という。）との相互理解の促進や、保護者も含めた情報共有の必要性が指摘されているところであり、各地方自治体において、教育委員会や福祉部局の主導のもと、支援が必要な子供やその保護者が、乳幼児期から学齢期、社会参加に至るまで、地域で切れ目ない支援が受けられる支援体制の整備が求められている。

特に、発達障害者支援については、発達障害者支援法の一部を改正する法律（平成28年法律第64号）が平成28年8月1日から施行されており、「個々の発達障害者の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて、かつ、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体相互の緊密な連携の下に、その意思決定の支援に配慮しつつ、切れ目なく行われなければならない」とされている。こうした課題を踏まえ、文部科学省と厚生労働省では、昨年の12月より、両省による家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクトにて検討を行い、このたび、本年3月に別添1のとおり「家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクト報告」（以下「報告」という。）を取りまとめたところである。

両省においては、報告を踏まえ、今後さらに施策の充実を図ることとしており、貴職におかれても報告の趣旨を踏まえ、下記について積極的な取組をお願いしたい。

なお、各都道府県におかれでは、貴管内市町村（指定都市を除き、特別区を含む。）及び関係機関等に対して、各都道府県教育委員会におかれでは、所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれでは、所管の学校に対して、各都道府県知事及び構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれでは、所轄の学校及び学校法人等に対して、各國公立大学法人学長におかれでは、附属学校に対して、このことを十分周知し、本通知の運用に遺漏のないようご配慮願いたい。

## | 教育と福祉の連携を推進するための方策について

発達障害をはじめ障害のある子供は、教育委員会、福祉部局といった各地方自治体の関係 部局や、学校、障害児通所支援事業所等といった複数の機関と関わっていることが多い。

各地方自治体においては、教育委員会と福祉部局において各制度を所管しているが、双方の垣根を排除し、就学前から学齢期、社会参加まで切れ目なく支援していく体制を整備することが重要であることを踏まえ、以下の取組を促進すること。

### (1) 教育委員会と福祉部局、学校と障害児通所支援事業所等との関係構築の「場」の設置について

学校と障害児通所支援事業所等の管轄部署が異なるため、障害のある子供の情報が双方の現場で共有されにくいことを踏まえ、各地方自治体は、教育委員会と福祉部局が共に主導し、学校と障害児通所支援事業所等との関係を構築するための「連絡会議」などの機会を定期的に設けること。その際、各地方自治体は、別添2の地方自治体の実践事例等を参考に、既存の特別支援教育連絡協議会、発達障害者支援地域協議会及び（自立支援）協議会等の既存の協議会を活用する等、効率的かつ効果的な運営に努めること。

### (2) 学校の教職員等への障害のある子供に係る福祉制度の周知について

例えば、小・中学校から放課後等デイサービス事業所への送迎時において、放課後等デイサービスについての教職員の理解が深まっていないために、対象児童生徒の学校における様子などの情報提供をはじめとする学校の協力が得られにくくことがある。これを踏まえ、各地方自治体において、教育委員会と福祉部局が連携し、放課後等デイサービスや保育所等訪問支援事業を含む障害のある子供に係る福祉制度について、小・中学校や特別支援学校の校長会、教職員の研修会等において福祉部局や障害児通所支援事業所等が説明する機会を確保し、学校の教職員等に対して制度の周知を図ること。

また、特に、保育所、幼稚園、認定こども園等の子供とその保護者が集まる場には、発達障害に関する知識を有する専門家を派遣する、巡回支援専門員整備事業を活用するなどし、発達障害についての知識や対応技術の普及を促すこと。

### (3) 学校と障害児通所支援事業所等との連携の強化について

学校と放課後等デイサービス事業所において、お互いの活動内容や課題、担当者の連絡先などが共有されていない等により、両者の円滑なコミュニケーションが図れず連携ができていない。他方、個々の障害児に対する支援計画については、各学校において個別の教育支援計画を、障害児通所支援事業所等において個別支援計画を作成している。こうした状況を踏まえ、学校と障害児通所支援事業所等間の連携方策について、別添2の地方自治体の実践事例を参考に検討し、学校と障害児通所支援事業所等間の連携の仕組みを構築すること。

## 2 保護者支援を推進するための方策

障害のある子供やその保護者にとって、専門的な相談ができる機関や保護者同士の交流の場が必要であることを踏まえ、各地方自治体においては、以下に示す支援等に取り組むこと。

### (1) 保護者支援のための相談窓口の整理について

乳幼児期、学齢期から社会参加に至るまでの各段階で、必要となる相談窓口が分散しており、保護者は、どこに、どのような相談機関があるのかが分かりにくく、必要な支援を十分に受けられないことがある。これを踏まえ、各地方自治体においては、教育委員会と福祉部局が連携し、別添3に示した相談窓口を一元化している地方自治体の事例等を参考に、教育委員会や福祉部局等の関係部局及び教育センター、保健所、発達障害者支援センター、児童発達支援センター等の関係機関の相談窓口を整理し、保護者が自治体のどこの部署や機関に相談すればよいのかを分かりやすく示すこと。

なお、相談の対応に際しては、以下の2(2)で作成したハンドブックを活用するなど、担当以外の職員であっても適切な窓口を紹介できるようにすること。

#### (2) 保護者支援のための情報提供の推進について

保護者は、相談支援事業所や障害児通所支援事業所等のサービス内容や利用方法が分からず、子供に合う事業所を見つけることに苦労したり、相談窓口がわからず、誰に相談してよいのかわからないことがある。これを踏まえ、各地方自治体においては、福祉制度が分かりやすく、利用しやすいものとなるよう、支援に係る情報や相談窓口が一目で分かるような、保護者向けハンドブックを作成すること。

さらに、各地方自治体がハンドブックを作成する際には、別添4を参考に、障害についての基本的な事項、子供やその保護者が受けられる教育・福祉制度の概要、その自治体において提供される行政サービスの内容や相談機関の概要と連絡先等など、保護者が必要とする内容を盛り込み、継続的にその活用と周知を図ること。

#### (3) 保護者同士の交流の場等の促進について

周囲に子育てに関する悩み等を話せる人がおらず、障害のある子供の保護者が孤立感・孤独を感じてしまい、家にひきこもってしまう場合があることを踏まえ、各地方自治体においては、こうした保護者同士の交流の場を設けるピアサポートの推進や専門的な研修を受けた障害のある子供を持つ保護者（以下「ペアレントメンター」という。）の養成及びペアレントメンターによる相談支援を実施すること。

また、家庭での教育も重要であることから、保護者が発達障害の特性を踏まえた接し方や褒め方等を学び、子供の問題行動を減少できるよう、保護者に対してペアレントプログラムやペアレントトレーニングによる支援を行うこと。

さらに、教育委員会においても、福祉部局と連携しつつ、就学相談、教育相談等の機会を捉え、保護者同士の交流を促進するような取組を促すこと。

#### (4) 専門家による保護者への相談支援について

障害児支援利用計画の作成にあたる相談支援専門員について、障害のある子供や発達障害について専門的知識を有する者が不足していることを踏まえ、各都道府県は、相談支援専門員が受講する、障害のある子供についての知識や経験等を積むことができるような専門コース別研修を積極的に開催すること。

##### 【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局 特別支援教育課支援総括係 齊藤 TEL:03-5253-4111(内線 3254)	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 障害児・発達障害者支援室 発達障害者支援係 当新 TEL:03-5253-1111(内線 3038)
--	--

別添1. 家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクト報告（平成30年3月29日 家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクトチーム）

別添2. 教育と福祉の関係部局・機関の関係構築の場として、既存の会議を活用した事例及び学校と障害児通所支援事業所等との連携の実践事例

- ① 徳島県
- ② 大阪府箕面市

別添3. 相談窓口一元化の実践事例

- ① 東京都日野市
- ② 新潟県三条市

別添4. 保護者支援のためのハンドブック作成にあたってのポイント

（参考1）栃木県宇都宮市の例：

「発達障がいを正しく理解しよう！（乳幼児期編）」リーフレット、パンフレット

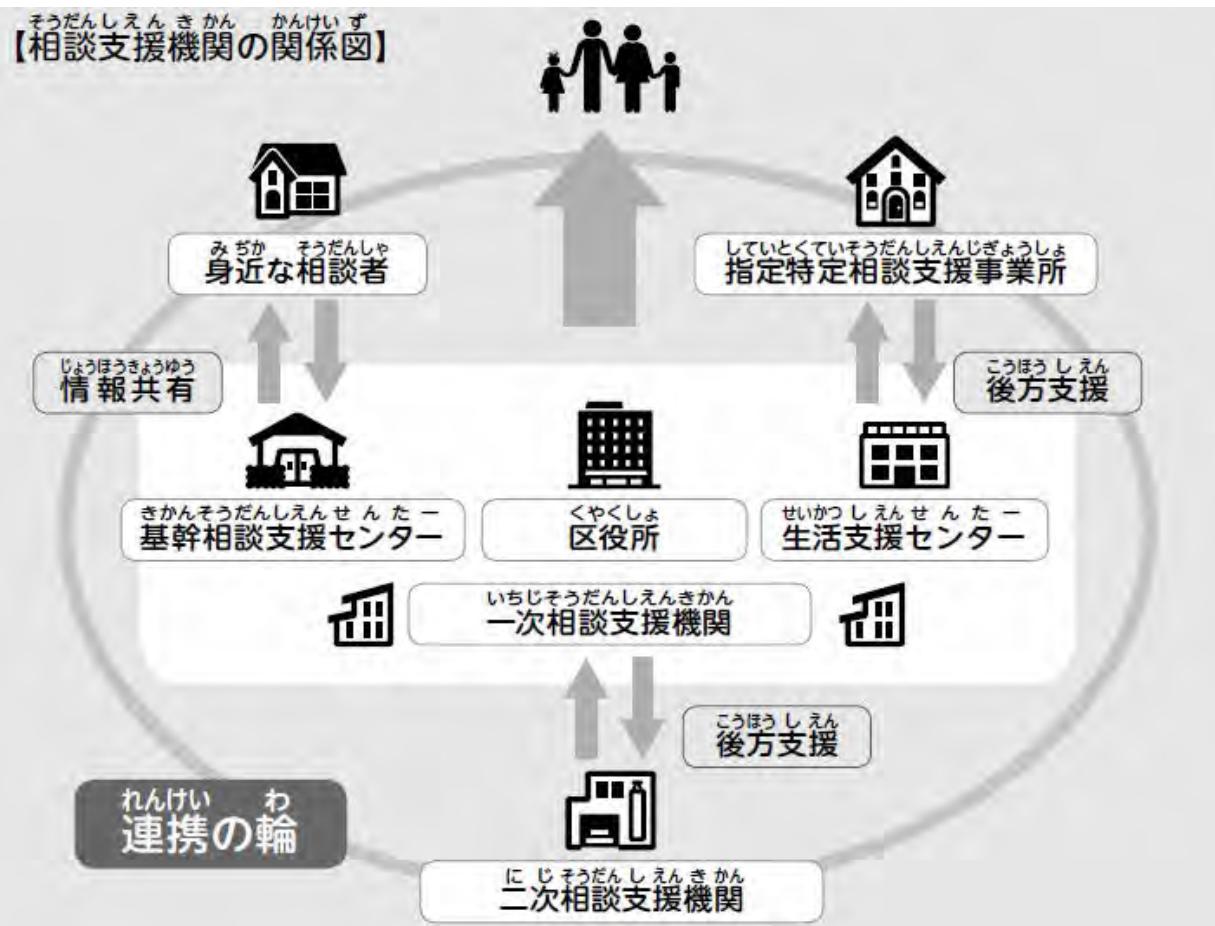
<http://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/kurashi/shogai/hattatsu/1004265.html>

（参考2）富山県の例：

「ひとりじゃないよ（学齢期）発達障害支援ハンドブック」ハンドブック

[http://tym-ariso.org/not\\_alone.html](http://tym-ariso.org/not_alone.html)

横浜市健康福祉局・こども青少年局・教育委員会事務局「第3期 横浜市障害者プラン改訂版」より抜粋



資料編

分類	割り	機関
みぢか そだんしゃ 身近な相談者	ひごろのかかわりの中で、何気ない かいわふく そだん 会話に含まれている相談に きづひつようおうてきそ 気付き、必要に応じて適した相 だんしえんきかん 談支援機関につなげます。	がっこう しせつ いりょうきかん きんりんじゅみん さーびす提供事 むらしゃぐる一ぶほーむ さまうじょ ちいきけあぶらざ 業者、グループホーム、作業所、地域ケアプラザ、 しょうがいしゃえんせんたーくしゃかいふくしまうぎかい 50うといよがい 障害者支援センター、区社会福祉協議会、中途障害 しゃちいきかつどうせんたー びあうだんせんたー 者地域活動センター、ピア相談センターなど
していとくていそだん しえんじぎょうしょ 支援事業所	けいかくそだんしえんりょう 計画相談支援を利用する方の しえんちゅうしんにな 支援の中心を担います。	かくしていとくていそだんしえんじぎょうしょ 各指定特定相談支援事業所
いちじそうだん 一次相談 しえんきかん 支援機関	ちいきそだんしえんせんもんきかん 地域の相談支援専門機関として、 そだんうと どんな相談でも受け止め、 しえんかんがけいかく 支援を考えます。また、計画 そだんしえんりょう 相談支援を利用しない方の しえんちゅうしんにな 支援の中心を担います。	しょうがいしゃちいきかつどうほーむそだんしえんたんとう 障害者地域活動ホーム相談支援担当、生活支援センター、 りゅうべせんたーくふくしほんせんたーじどうそだんじょ 、療育センター、区福祉保健センター、児童相談所、 けうううしえんせんたー 就労支援センターなど
にじそだん 二次相談 しえんきかん 支援機関	せんもんてきこべつきそだんおよじよ 専門的・個別的な相談及び助 けんおひき 言を行います。他の機関と異 せんもんちしき なり、専門知識を生かして一次 そだんしえんきかんとう 相談支援機関等が行う支援を さばくと サポートします。	じょうがいしゃこうせいそだんじょ 障害者更生相談所、こころの健康相談センター、 そうごほけんりょうせんたーそごうりはびりてーしょんせ 総合保健医療センター、総合リハビリテーションセ んたーじゆあいほりいん ンター、十愛病院、横浜療育医療センター、てらん ひろばはなあおはめぞんひがおか 広場、花みずき、青葉メゾン、光の丘、発達障害者 しえんせんたー 支援センター、小児療育相談センター、学齢後期発 たつそだんしつ 達相談室くらす



軽度の知的な遅れを伴う、あるいは知的な  
遅れを伴わない発達障害児・者への  
具体的施策の展開について【答申】

---

令 和 2 年 6 月  
横 浜 市 障 害 者 施 策 推 進 協 議 会

「世界自閉症啓発デー in 横浜」より

令和2年8月21日

こども青少年局障害児福祉保健課

## 地域療育センターの抜本的な見直しについて

地域療育センターの機能を抜本的に見直すため、「地域療育センターあり方検討会」を実施しています。

### 1 「地域療育センターあり方検討会」について

#### (1) 検討会の実施状況

発達障害検討委員会での検討状況を確認しつつ、令和2年2月から7月までに5回の検討会を実施しています。令和2年秋を目途に一定の方向性を取りまとめ、令和3年度より、可能な範囲からの実施を目指します。

#### (2) 検討メンバー

地域療育センター及び横浜市総合リハビリテーションセンター並びに各運営法人の代表 15人

#### (3) 地域療育センターの課題

- ・利用希望児の増加や障害の重度化・多様化、保護者ニーズの変化等から、通園療育を中心とした従来の仕組みでは十分なサービス提供ができない。
- ・「医師の診断を経ないとサービスが提供できない」仕組みを改善するために取り組んでいる支援策が、地域療育センターのサービスとしてきちんと位置付られていない。
- ・これまでもサービスの見直しを図っているが、基本的なサービス提供方法や組織体制は、設置当初から変わっていない。

### 2 検討の方向性

発達障害検討委員会での議論も踏まえ、地域の障害児支援の専門機関としてふさわしい地域療育センターのあり方について、次の方向性で検討しています。

#### (1) インクルーシブ支援の充実と集団療育（通園療育）の見直し

保育所・幼稚園との並行通園児に対し、集団療育や個別フォロー、保護者講座及び保育所等への支援等を組み合わせた効果的な支援を実施します。また、障害が重度である等の理由により保育所等の利用が困難な児童に対しては、地域療育センターにおいて通園療育の機会を確保します。

#### (2) 相談申込後、速やかにサービスが開始できる仕組みの構築

相談申込後の支援メニューを拡充するとともに、医師を含めた専門スタッフにより、障害像の把握と支援計画の立案（総合評価）を行う体制を確立します。また、総合評価に基づき、必要な時期に必要な医療を提供するなど、効果的な支援を行います。

#### (3) 地域療育センターの組織体制の抜本的な見直し

上記のサービス提供を行うため、地域療育センターを新たな組織体制に改めます。

### 3 今後の方向性

第4期障害者プランや中期4か年計画等と連動させ、着実に実施していきます。

令和 2 年 8 月 21 日

こども青少年局障害児福祉保健課

## ペアレント・トレーニングについて

### I 事業内容

事業所等におけるペアレントトレーニング実施の効果検証や普及方法の検討を行うため、ペアレントトレーニングの実績があり、実施による効果について研究成果を持つ「株式会社 LITALICO」と令和元年度より協働研究契約を結び、他の児童発達支援事業所等におけるトレーニングを実施し、その効果について検証をしています。

### 2 令和元年度 実施結果

#### (1) 実施内容

ア 事業所の児童発達支援管理責任者等を対象とした研修の実施

2法人4事業所（児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所）の児童発達支援管理責任者等5名を対象に、3日間のペアレントトレーニング実施者養成研修を行いました。

イ 研修受講者による事業所でのペアレントトレーニングの実施

研修を受講した職員が自身の所属する事業所にて、利用者の保護者に対してペアレントトレーニングを実施し、22名の保護者がトレーニングを受けました。

ウ 研修受講者や保護者に対する効果検証

ペアレントトレーニングを実施した職員や、トレーニングを受けた保護者に対しアンケート等を行いその結果を分析し、実施による効果を検証しました。

#### (2) 事業効果（アンケート等分析）

保護者からは、「ほめられるようになって子どもの表情の変化を実感した」「子どもの様子を冷静に見られるようになった」等の感想が聞かれ、保護者の子どもに対する接し方や子どもの行動にも前向きな変化が見られました。

事業所職員からは、「事業所と保護者との距離が近くなった」「事業所での支援に生かすことができた」等の感想が聞かれ、事業所での保護者支援の質の向上も図られました。

### 3 令和2年度以降の実施予定

#### (1) 事業所の児童発達支援管理責任者等を対象とした研修の実施

実施事業所数を拡大し、約10事業所の児童発達支援管理責任者等20名を対象に、ペアレントトレーニング実施者養成研修を行います。

#### (2) 研修受講者による事業所でのペアレントトレーニングの実施（2か年）

各事業所において保護者へのトレーニングを実施します。今回は実施する保護者を2グループに分け、令和2・3年度の2か年で別々にトレーニングを実施し、トレーニングの有無による比較も行います。

#### (3) 研修受講者や保護者に対する効果検証

職員、保護者に対しアンケートを実施します。2か年で行った比較検討の内容を分析し、より詳細な効果検証を行います。

#### (4) 今後の事業実施に向けた検討

検証結果を元にペアレントトレーニングの普及啓発方法や実施対象など、具体的な内容を検討し、より多くの事業所等で実施していきます。

令和2年8月21日  
健康福祉局障害施策推進課

### 発達障害に係る「特定相談日」の実施方法に関する検討について

発達障害に係る「特定相談日」について、令和3年度以降の実施方法に関する検討を行います。

#### I 「特定相談日」について

##### (1) 実施内容

発達障害者支援センターの職員が各区の福祉保健センターに出向き、一次相談支援機関（区福祉保健センター等）の職員と一緒に相談を受けます。また、関係機関によるミーティングを実施します。

##### (2) 目的

発達障害に関し、身近な地域で相談が受けられる仕組みをつくること。

また、関係機関のネットワークを構築・強化すること。

※ 平成24・25年度の、横浜市発達障害検討委員会の検討内容に基づき実施しています。

（平成25年度からのモデル実施を経て、平成29年度に18区展開）

▶発達障害者に関する相談支援の充実				
事業名	事業内容	平成29年度		目標
		目標	現状	
横浜市障害者支援センター運営事業	発達障害者支援センターの職員が各区に出て、各職員と一緒に相談を受けける特定相談日を設けます。 ＜振り返り＞ 発達障害者が身近な地域で相談を受けられるよう、各区福祉保健センターに特定相談日を設けました。	全ての地区で実施（平成27年度） 18区	全区実施	平成32年度目標

#### 2 「特定相談日」開始以降の、相談支援を取り巻く状況の変化

##### (1) 発達障害に関する相談の状況

一次相談支援機関への、発達障害に関する相談件数の増加が推測されます（次ページ参照）。

➡ 身近な地域で、発達障害に関する相談を受けられる体制が構築されつつあると考えられます。

##### (2) 本市における相談支援体制の変化

「特定相談日」開始以降の、本市の相談支援体制の変化の中で、新たな連携の仕組みが構築されています。

➡ 一次相談支援機関と二次相談機関が連携する機会が増加し、その方法も多様化しています。

(例)

- ・ 基幹相談支援センターの設置（平成 28 年度～）
- ・ 三機関定例カンファレンスの稼働（平成 28 年度～）
- ・ 各区自立支援協議会に相談部会を必置（平成 28 年度～）
- ・ 地域生活支援拠点機能の整備（令和元年度～）

- 二次相談支援機関（入所施設）が、担当ブロックの相談部会に参加。
- 発達障害者支援センターが、自立支援協議会に参加している区もあり。
- 発達障害部会を設置している区もあり。

### 3 実施方法に関する検討

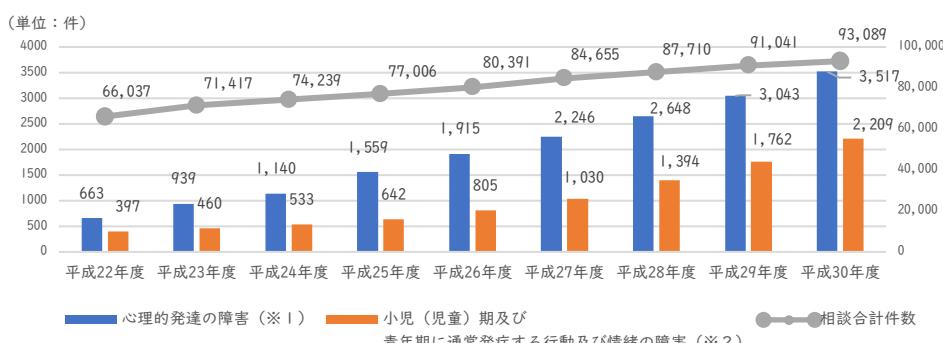
2で示した、相談状況や相談支援体制の変化を踏まえながら、次年度以降の「特定相談日」をより効率的・効果的に運用できるよう、その実施方法等について検討を行います。

#### 【スケジュール（案）】

令和2年7月～9月頃	各区へのヒアリング調査を実施。
令和2年8月21日	第52回発達障害検討委員会（報告）
令和2年9月～11月頃	ヒアリング結果をもとに検討を実施。
令和2年12月頃	令和3年度以降の実施方法について、区へ説明。
令和3年1月～3月頃	各区にて、次年度の実施に向け調整。
令和3年2月19日	第53回発達障害検討委員会（報告）

#### 【参考】一次相談支援機関への、発達障害に関する相談件数について

##### ■ 精神障害者等基礎把握数（各区福祉保健センターが相談等により把握している人数）の推移



（※1）

ICD-10（国際疾病分類第10版）  
上の、F80～89に該当するもの  
(広汎性発達障害等を含む)

（※2）

ICD-10（国際疾病分類第10版）  
上の、F90～98に該当するもの  
(多動性障害等を含む)

（※1・2）の件数： 平成 25 年度 → 平成 30 年度で、約 2.6 倍に増加。

相談合計件数のうち、（※1・2）の割合・・・ 平成 25 年度： 2.8% → 平成 30 年度： 6.2%

## 特別支援教育の取組状況について

### 1 趣旨

本市の特別支援教育の状況、また「個への支援」と「共に学ぶこと」をバランスよく両立し、それらを全ての学校現場に浸透させていくための現在の取組等についてご報告します。

### 2 現状と取組

#### 【小中学校】

##### ■一般学級■

- ① 発達障害のある子どもなど特別な配慮や支援を必要とする児童生徒の増加
- ② 一般学級教員への多様な支援による特別支援教育の理解の向上と指導スキル向上の必要性

##### 【令和2年度の取組】

- ① 特別支援教育コーディネーター（教員）を中心とした校内支援体制の充実、特別支援教育支援員（ボランティア）の活用促進（研修の充実、担い手確保）
- ② 教員に対するキャリアステージに応じた研修の実施、横浜型センター的機能の活用（特別支援学校・通級指導教室・地域療育センター等が小中学校一般学級を支援）、学識経験者や医師等による専門家支援チームの派遣

##### ■個別支援学級■

- ① 在籍児童生徒数の増加とともに、幅広い学年層に様々な障害程度の児童生徒が在籍、併せ有する障害の重度化・多様化
- ② 個別支援学級担任の障害特性の理解と指導スキルの向上の必要性

##### 【令和2年度の取組】

- ① 特別支援教育支援員（ボランティア）の活用促進（再掲）
- ② 特別支援学校教員免許状取得支援  
→特別支援学校教諭免許状取得受講にかかる費用を教育委員会が負担し、免許状取得支援

##### ■通級指導教室■

- ① 通級利用児童生徒の増加を踏まえた指導場所と適切な指導回数・指導時間の確保
- ② 通級担当教員の指導スキルの向上と一般学級教員への支援

##### 【令和2年度の取組】

- ① 通級指導教室の過大規模化への対応として、エリアの見直し、仏向小学校に通級指導教室を新設
- ② 特別支援学校教員免許状取得支援促進（再掲）、協働型巡回指導（通級指導教室の教員が在籍校教員と協働して在籍校で児童に指導）の実施（1校→4校）

##### ■特別支援教室■

在籍において学習や学校生活に困難を抱えるなど、特別支援教室での指導・支援を必要とする児童生徒数の増加とニーズの多様化

##### 【令和2年度の取組】

特別支援教室実践推進校（36校）に非常勤教員を配置し取組を推進、不登校児童生徒への支援に向けた「特別支援教室等活用事業」の実施

#### 【全学級種共通の取組】

##### ニーズへの対応

- ・ 特別支援教育支援員（ボランティア）の活用促進（再掲）
- ・ 医療的ケアが必要な児童生徒への対応として、訪問看護ステーションに委託し看護師を派遣（喀痰吸引・導尿・経管栄養）
- ・ 聴覚障害児支援として、ノートテイクボランティアを派遣
- ・ キャリアステージに応じた研修の充実  
→初任者研修、新たにLD（学習障害）指導担当者向け研修の実施

##### 人材育成

##### ■就学・教育相談■

特別支援教育総合センターにおける就学・教育相談件数の増加（H30:4,468件→R1:4,666件）及び相談内容の多様化・複雑化（発達障害、外国へつながる児童生徒、不登校等）

##### 【令和2年度の主な取組】

- ・ 相談室3室増など環境整備、体制拡充による相談枠の増
- ・ 体制充実とスキルの向上  
言語聴覚士（2人）の配置、勉強会・事例検討等の実施

#### 【特別支援学校】

- ・ 特別支援学校在籍児童生徒が居住地域の小中学校の活動に参加する副学籍交流

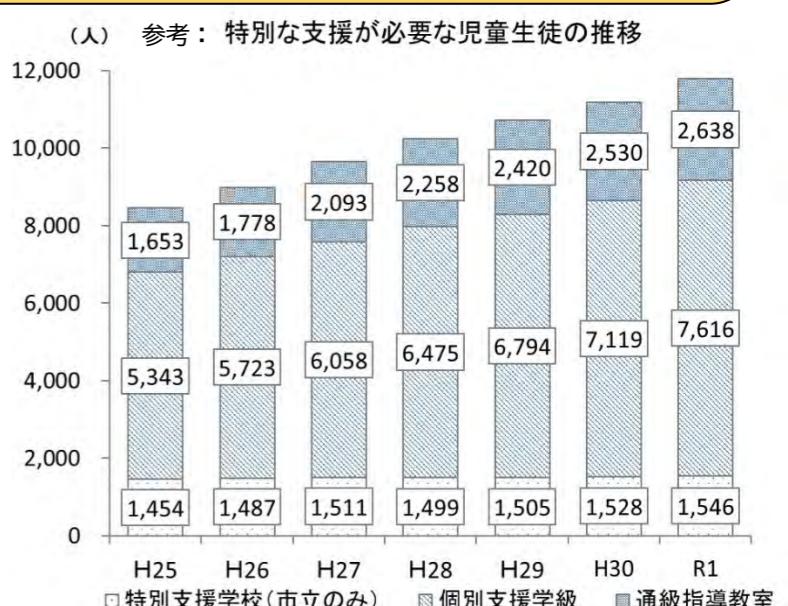
- ① 教員の専門性のさらなる向上 ② 幼児児童生徒のニーズの多様化（例：併せ有する障害の多様化（発達障害等）、人工呼吸器等装着等高度な医療的ケア） ③ 知的障害特別支援学校の過大規模化（高等部生徒の増など）
- ④ 社会の急速な変化に応じた、就労をはじめとする社会参加に向けた教育の充実
- ⑤ 肢体不自由特別支援学校の再編整備 ⑥ 病弱特別支援学校の充実

##### 【令和2年度の取組】

- ① キャリアステージに応じた研修機会の確保 ② 高度医療的ケア対応に向けた看護師増員（肢体不自由校）
- ③ 県教委との協議・連携 ④ ICTを活用した教育の充実、医療・福祉・労働部門など他機関との連携
- ⑤ 肢体不自由特別支援学校再編整備計画に基づく取組 ⑥ 分身ロボット「OriHime」の運用 等

##### 【特別支援学校のその他の取組】

- ・ 設備の修繕・改修など、施設の長寿命化に資する取組
- ・ G I G Aスクール構想を踏まえたICT環境の整備
- ・ スクールバス以外の福祉車両による通学支援策の試行
- ・ 高等特別支援学校等への外部講師の派遣など就労支援



だい き よこ はま し しょう がい しゃ  
第 4 期 横 浜 市 障 害 者 プ ラ ン  
そ 素 あん あん  
案 (案)

# もくじ

## 第1章 計画の概要

1	計画策定の趣旨	.....
2	計画の位置づけ	.....
3	計画の構成	.....
4	国の動向	.....

## 第2章 横浜市における障害福祉の現状

1	横浜市の障害福祉のあゆみ	.....
2	将来にわたるあんしん施策	.....
3	横浜市の各障害手帳等統計の推移	.....
4	第3期障害者プランの振り返り	.....

## 第3章 第4期障害者プランの基本目標と取組の方向性

1	基本目標	.....
2	基本目標の実現に向けて必要な視点	.....
3	生活の場面ごとの取組	.....

様々な生活の場面を支えるもの

生活の場面1	住む・暮らす	.....
生活の場面2	安全・安心	.....
生活の場面3	育む・学ぶ	.....
生活の場面4	働く・楽しむ	.....

## 第4章 障害のある人を地域で支える基盤の整備

1	本章の位置づけ	.....
2	国の動向	.....
3	横浜市の状況	.....
4	今後の方針	.....

## 第5章 PDCAサイクルによる計画の見直し

## 1 計画策定の趣旨

よこはまし しょうがいしさく かか ちゅう ちょうきてき けいかく しょうがいしゃ 横浜市では、障害施策に係わる中・長期的な計画である「障害者プラン」(以下「プラン」といいます。)を、平成16年度に策定しました。その後、21年度に「第2期プラン」、27年度に「第3期プラン」を策定し、障害者が自己選択・自己決定のできる社会の構築という視点を中心に、施策を推進してきました。

このプランは、次の三つの法定計画（策定するよう法令で決められている計画）の性質を持つ計画です。

ひとつめは、障害者基本法に基づく、障害者に関する施策の方向性等を定める基本的な計画である「障害者計画」です。二つめは、障害者総合支援法に基づき、障害福祉におけるサービスごとに、必要な利用の見込み量を定め、その円滑な実施の確保を進めていくことを定める「障害福祉計画」です。三つめは、児童福祉法に基づく、障害児福祉におけるサービスごとに、必要な利用の見込み量を定め、その円滑な実施の確保を進めていくことを定める「障害児福祉計画」です。

第4期プランも、引き続き、横浜市の施策と、国が定める障害福祉サービスの連携を図っていく必要があることから、この三つの計画を一体的に策定します。

しょうがい かか すべて しみん ひと きほんてきじんけん きょうゆう 障害のあるなしに係わらず、全ての市民が、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されることを前提に、障害のあるなしによって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら暮らすことの出来るまちを実現していくことが必要です。

そのため、第4期プランでは、「障害のある人もない人も、相互に人格と個性を尊重し合いながら、地域共生社会の一員として、自らの意思により自分らしく生きることができるまちヨコハマを目指す」を基本目標として掲げました。また、基本目標の実現に向け必要な7つの視点を設定し、本市における障害福祉施策をしっかりと進めていきます。

## 2 計画の位置づけ

### (1) 計画期間

だい き 第3期プランは、平成27年度(2015年度)から令和2年度(2020年度)までの6年間を計画期間として策定しました。

また、中間期である平成29年度末(2017年度末)には、「障害福祉計画」部分について、3年を1期として作成することとしている国の基本指針に基づく見直しのほか、児童福祉法の改正に伴う「障害児福祉計画」の一体的策定を行うとともに、プラン全体の振り返りと後期3年間の

方向性をまとめた改定版を策定しました。

第4期プランについても、第3期プランと同じく、中・長期的なビジョンをもって施策を進めしていくために、計画期間を6年間として策定します。

また、障害福祉計画及び障害児福祉計画の部分については、3年後に見直しを実施します。そのほかにも、プランの進行管理や進捗を評価し、その施策・事業の必要性の検討、事業規模や期間などを見直すとともに、社会情勢やニーズの変化に伴う新しい課題に柔軟に対応するための施策の再構築なども併せて実施します。

年 度 ね んど	平成 ねんど 27年度 (2015 ねんど 年度)	28年度 (2016 ねんど 年度)	29年度 (2017 ねんど 年度)	30年度 (2018 ねんど 年度)	れいわ 令和 がんねんど 元年度 (2019 ねんど 年度)	2年度 (2020 ねんど 年度)	3年度 (2021 ねんど 年度)	4年度 (2022 ねんど 年度)	5年度 (2023 ねんど 年度)	6年度 (2024 ねんど 年度)	7年度 (2025 ねんど 年度)	8年度 (2026 ねんど 年度)						
名 称 し ょう う	だい きよこはましょうがいしゃ 第3期横浜市障害者プラン										だい きよこはましょうがいしゃ 第4期横浜市障害者プラン							
構 成 こう せい	<p>障害者計画 (=施策の方向性と個別の事業等を定める計画)</p> <table border="1"> <tr> <td>障害福祉計画 (=サービス利用の見込み量等 を定める計画)</td> <td>障害福祉計画</td> <td>障害福祉計画</td> <td>障害福祉計画</td> <td>障害児福祉計画</td> <td>障害児福祉計画</td> </tr> </table>										障害福祉計画 (=サービス利用の見込み量等 を定める計画)	障害福祉計画	障害福祉計画	障害福祉計画	障害児福祉計画	障害児福祉計画	障害者計画	
障害福祉計画 (=サービス利用の見込み量等 を定める計画)	障害福祉計画	障害福祉計画	障害福祉計画	障害児福祉計画	障害児福祉計画													

## (2) 他計画との関係性

本市では、個別の法律を根拠とする福祉保健の分野別計画として、「よこはま地域包括ケア計画（横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画）」、「健康横浜21」、「横浜市子ども・子育て支援事業計画」、「横浜市住生活基本計画」、「横浜市教育振興基本計画」があります。これに加えて、本市独自に「横浜市歯科口腔保健推進計画（仮称）」や、「よこはま保健医療プラン」という本市の保健医療施策に関する総合的な計画があります。

また、「横浜市地域福祉保健計画」は、地域の視点から高齢者、障害者、子ども・若者等の対象者や、保健や健康に関する分野別計画に共通する理念、方針及び取組推進の方向性等を明示し、対象者全体の地域生活の充実を図ることを目指しています。また、住民、事業者及び公的機関が協働する基本的な事項を横断的に示すことで、地域における展開を総括する役割を果たします。分野別計画に掲げた事業や地域活動支援は、地域福祉保健計画と相互に取組を進めることで対象者の地域生活の充実を図っていきます。

このように、障害のあるなしに係わらず、地域での生活を支援するためには、人々の暮らしの場である地域において、様々な取組をそれぞれの関係性や相互のつながり、取組全体の方向性、連続性といった視点で捉え、それぞれを関連付けて行うことが必要です。施策の展開にあたっては、関係するそれぞれの分野別計画が、有機的に運動していくことによって、一層の効果があがってきます。

行政分野ごとの専門性を充実させ、質の高い施策を展開していくとともに、関連する分野を意識し、整合性を図りながら一体的に推進していきます。

名称	根拠法
横浜市地域福祉保健計画	社会福祉法
よこはま地域包括ケア計画 (横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画)	老人福祉法、 介護保険法
健康横浜21	健康増進法
横浜市子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法、 次世代育成支援対策推進法
☆横浜市住生活基本計画	住生活基本法
☆横浜市教育振興基本計画	教育基本法
☆横浜市歯科口腔保健推進計画(仮称)	横浜市歯科口腔保健の推進に関する条例
☆横浜市依存症対策・地域支援計画(仮称) ※策定作業中	依存症対策総合支援事業実施要綱(国要綱)
よこはま保健医療プラン	—

☆：第4期プランから新たに取り上げた計画

### 3 計画の構成

第3期プランに引き続き、施策分野別や障害の種別にまとめた行政や支援者の側に立った視点をもとにした構成ではなく、障害のある人が日常生活を送るうえでの視点に立った枠組みを設定しました。

第4期プランでは、日常生活の場面を4つにわけて考えました。また、「普及啓発や権利擁護、人材確保など特定の生活場面に限定できないものが大切だ」という意見を受け、「様々な生活の場面を支えるもの」を1つにまとめました。

こうして、計5つの分野に障害福祉に関する施策・事業を分類しました。

分類	内容
様々な生活の場面を支えるもの	普及啓発、人材確保・育成、権利擁護、相談支援
生活の場面1 住む・暮らす	住まい、暮らし、移動支援、まちづくり
生活の場面2 安心・安全	健康・医療、防災・減災
生活の場面3 育む・学ぶ	療育、教育
生活の場面4 働く・楽しむ	就労、日中活動、スポーツ・文化芸術

また、様々な施策・事業をつなぎあわせ、障害のある人を地域で支えるための基盤を整備する取組として進めている「地域生活支援拠点機能」と「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」については、別にまとめ、将来像とそれに向けた取組を総合的に記載しました。

## 4 国の動向

・第3期プランの計画期間中（平成27年度～令和2年度）にあった国の法改正・

報酬改定などを中心に説明します。

## 第2章 横浜市の障害福祉について

### 1 横浜市の障害福祉のあゆみ

横浜の障害福祉施策には、全国に先駆けて始まった事業や、横浜市独自の取組なども多くあります。こうした施策・事業は、行政だけで進めてきたものではありません。障害のある人たちやその家族、支援者、地域住民と行政が対話を重ね、ともに検討をして、実現に導いてきたという歴史的な流れがあります。

まだ横浜市内に障害のある人を支援する社会資源が乏しかった昭和40年代、障害のある子を育てている保護者たちが、障害のある子の療育・レクリエーションや保護者向けの学習会などを行う「地域訓練会」を自分たちで立ち上げていきました。そして、障害のある子たちが成長し、成人した後に通う日中活動の場として、「地域作業所」をつくりていきます。こうした動きに対して、横浜市は、運営費を助成する仕組みをつくり、活動を支えてきました。その後、地域で暮らし続けられる住まいについて、障害のある人たちやその家族、支援者と行政が対話と検討を重ね、「グループホーム」の制度化へつながっていくことになります。

こうした活動の輪が広がっていくにつれて、その活動場所を確保することが難しくなっていきました。そこで、安定的な地域活動の場を設けるため、地域住民もまじえ、「横浜市障害者地域活動ホーム」（以下「地活ホーム」といいます。）の建設・運営が始まりました。この地活ホームは、昭和55年に1か所目が建設されてから、平成6年には23か所にまで広ります。

障害のある人たちを支える社会資源が増えてきたことによって、生活の場は自宅だけではなく地域へと広がりを見せるようになります。それに伴って、地活ホームに求められる役割も、地域活動の場だけではなく、障害福祉の拠点といえるようなものが必要とされるようになっていきました。こうした流れを受けて、地活ホームでは、平成7年から、夜間の介助や見守りをする「ショートステイ事業」などの機能を増やした「機能強化型地活ホーム」への転換が、行政との対話の中で進められていくことになります。更に、地活ホームの自主的な運営を支えてきた横浜市も、平成11年からは行政施策として、機能強化型地活ホームよりも事業・施設の規模を拡大した「社会福祉法人型地活ホーム」の各区1館設置を進めていくことになります。機能強化型地活ホームへの転換と社会福祉法人型地活ホームの設置は、ともに平成25年に完了し、障害のある人たちの地域生活を支える拠点として機能しています。

地域訓練会が立ち上った頃からこれまでの活動で、障害のある人たちを支える担い手も地域で増えてきました。個人としての活動だけでなく、障害のある人たちの保護者や地域住民が集まって活動をすることも多くありました。そうした活動などをき

っかけとして、小規模ながらも障害福祉の専門性が高い社会福祉法人が数多く立ち上げられたことや、こうした法人が地域の活動を支えることで更に地域での障害福祉が活発になってきたことは、横浜市の特徴であり強みとなっています。

この大きな流れは、ここまで触れてきた身体障害児者・知的障害児者だけでなく、精神障害者にも同じように広がっていました。精神保健福祉分野では、各区役所に専任で配置された医療ソーシャルワーカーが中心となって家族会を立ち上げるなど、発端は行政が主導的でした。しかし、その後、「横浜市精神障害者地域作業所」（以下「精神障害者地域作業所」といいます）やグループホームの設置など、地域で生活するための場づくりに、家族会を含む地域の担い手が行政と共に早い時期から取り組んでいきます。社会復帰の場所として市内初の精神障害者地域作業所が2か所設置されたのは昭和57年、「社会復帰の促進」が法的に位置づけられる5年ほど前のことでした。

地域での活動が活発になるにしたがって、法人型地活ホームの設置に向けた動きと同様に、精神障害者の地域での居場所や地域活動の拠点が必要とされるようになります。平成11年には、精神障害者の地域生活を支える拠点として、各区に横浜市精神障害者生活支援センター（以下「生活支援センター」といいます）が設置されていくこととなります。平成25年には、各区1館設置が完了し、精神障害者への充実した支援を行ってきています。

こうして、現在、横浜市では、区役所に設置された福祉保健センター、法人型地活ホームに設置された基幹相談支援センター、生活支援センターの3機関が一体となり、障害のある人たちの地域生活を支える体制をつくっています。

近年では、国で定める制度や横浜市独自の事業など、障害福祉サービスはかなり充足してきました。しかし、国の事業が充実していく過程で、もともと横浜市が独自に実施してきた事業が利用しづらいものになってしまふこともあります。また、福祉や保健などの分野だけでなく医療も含めた視点や、各制度間の連携などもますます重要になってきています。今後は、既存の支援制度の狭間にある人たちをどう支え、見過ごされがちなニーズをどう汲み取っていくかが課題といえます。

また、これまでとは異なり、行政と共に横浜市の障害福祉を引っ張ってきた障害のある人たちやその家族も、サービスの利用者としての側面が強くなっている傾向があります。そうした人たちの生活を支えるのが行政の役割である一方、横浜市の障害福祉をさらに良いものにしていくためには、対話・協働は必要不可欠なものです。

第4期プランの計画期間中も、過去から大切にしてきた「障害のある人たちやその家族、支援者、地域住民と行政とが協力し合って、障害のある人たちが地域で自立した生活を送るための施策を共に考え、一緒に進めていく」という姿勢を貫いていくこ

と、これまで続けてきた協働のあゆみを止めず進めていくことが、行政に求められています。

## 2 将来にわたるあんしん施策

将来にわたるあんしん施策は、「在宅心身障害者手当」の質的転換策として、平成21年度から進めてきた施策です。

「在宅心身障害者手当」とは、障害のある人への在宅福祉サービスがほとんどなかつた昭和48年につくられた制度です。その後、30年以上経過する中で、障害基礎年金の創設やグループホーム、地域作業所、地活ホーム、ホームヘルプなど、在宅福祉サービスが充実してきました。

このような変化のもと、障害のある人やその家族、学識経験者などが参加する横浜市障害者施策推進協議会で在宅心身障害者手当のあり方について話し合いを重ね、二度把握調査などを行いました。その結果、個人に支給する手当を、障害のある人や家族の多くが切実に求めている「親亡き後の生活の安心」「障害者の高齢化・重度化への対応」「地域生活のためのきめ細やかな対応」などの必要な施策に転換すべきであると確認されました。

これらの声を受けて、本市では在宅心身障害者手当を廃止して、その財源を活用し、特に重要で緊急と思われる課題認識を示すものとして「将来にわたるあんしん施策」としてとりまとめた施策に転換することとしました。これらの施策は第2期プランに明記し、取り組んできました。続く第3期プランにおいても、その考え方を障害福祉施策全体の基本的視点として捉えて様々な施策展開を図ることによって、障害のある人の地域生活を支えてきました。根底に流れる考え方はとても重要で、普遍的なものだと捉えています。

その上で、本人を中心据えて考えると、障害のある人もない人と同じで、ご家族が健在なうちから「自らの意思により自分らしく生きる」ことが、障害のある人のご家族にとっての「親亡き後の生活の安心」につながるのではないか、と捉えることもできます。時代の変化に応じ、「将来にわたるあんしん施策」の本質を見失わぬよう、様々な事業に取り組んでいく責務が私たちには課せられています。

## トピック 「障害」の表記について

「障害」という言葉は、他にも、ひらがなを使った「障がい」、当用漢字使用以前の表記である「障碍」という書き方が使われることがあります。こうした書き方は、「害」という字には悪いイメージがある、という考えがもとになっているようです。

障害のある人が社会的に不利になる原因が「障害者個人の身体能力・機能に障害がある」とする考え方は「医学モデル」、「社会の構造、社会的な障壁に問題がある」とする考え方は「社会モデル」と呼ばれています。共生社会の実現に向けて重要な考え方は、「障害者を取り巻く社会の側に物理的・心理的な壁があることにより、日常生活や社会生活を送ることに支障がある」と捉えることです。例えば、「車いすを使っている人が段差を上れないときは、「その人に障害があるから」とその人の身体能力に着目するのではなく、「そこにスロープがないから」という社会の側の課題として捉え、考えていくことです。

横浜市では、第2期プランを策定するときから、このことについて障害のある人たちと議論を重ね、「障害」という書き方に統一してきました。今後も、これまでと同じように「障害」と表記します。

そして、「障害」の表記とともに、「社会モデル」の考え方を広めることで、社会の障害や障壁を解消できるよう様々な施策を進めていきます。

## 3 各障害手帳等統計の推移

・第3期プランに掲載した身体障害、知的障害、精神障害に加え、発達障害、強度行動障害、医療的ケア児・者について、把握しうる統計データ（推計値を含む）を掲載します。

## 4 第3期障害者プランの振り返り

第3期プランは、「自己選択・自己決定のもと、住み慣れた地域で『安心』して『学び』『育ち』暮らしていくことができるまち ヨコハマを目指す」を基本目標としました。また、全体の構成としては、施策を推進する視点で組み立てた第2期プランについて「どこ

「に何が書いてあるかわかりにくい」という声を受け、障害の種別に関わらず、障害児・者が日常生活を送るうえでの視点に立った枠組みとして、5つのテーマを設定しました。

## (1) テーマ1 出会う・つながる・助け合う

### 【振り返り】

「障害のある人との人の相互理解と、日常から災害等の緊急時まで支え合うことができるまち」を目指し、障害者週間を中心とした普及啓発イベントや、防災訓練での出前講座などの実施、基幹相談支援センターの設置などによる相談支援システムの強化、障害者差別解消法の趣旨を踏まえた通知文書の点字化等情報保障の取組などを推進しました。一方で、障害理解の更なる推進や防災対策を求める声のほか、どこに相談に行ったらよいかわからないなどといった声が挙がっています。

### 【課題】

#### 生活を支える環境整備の充実

障害に対する周囲の理解や配慮を進めるためには、互いの存在に気付き、身近に感じる仕組みづくりが必要です。また、各相談先については、機能の整理や連携など更なる充実が必要だと考えられます。

## (2) テーマ2 住む、そして暮らし

### 【振り返り】

「自ら住まいの場を選択し、住み慣れた地域で安心して暮らし・生活し続けられるまち」を目指し、親生き後の暮らしを支える後見的支援制度の全区展開や、行動障害のある人を支えるための支援力向上研修の開催、グループホームの設置のほか、地域生活支援拠点機能の全区での整備などを推進しました。

### 【課題】

#### 住まい・暮らしの充実

住み慣れた地域・住みたい地域での暮らしや、グループホームでの暮らし、高齢化・重度化への対応、退院後や施設からの地域移行など、本人の希望や状態等に応じた多様なニーズに応えられるよう、住まい・暮らしに関する支援の充実や環境整備が求められています

### (3) テーマ3 毎日を安心して健やかに過ごす

#### 【振り返り】

「毎日を安心して過ごし、地域の中で健やかに育ち、共に生きていくことができるまち」を目指し、障害特性等を理解し、適切な医療を提供できるよう知的障害者専門外来を5病院で開設し、医療的ケア児・者等の関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置、公共交通機関・学校のバリアフリー化や、障害者差別解消法の趣旨を踏まえた各取組などを推進しました。

#### 【課題】

##### 安心・安全に暮らせる生活環境の充実

医療受診環境の向上や、障害特性を踏まえた心身の健康対策等をライフステージに応じて推進するため、医療・福祉・教育関係者の連携強化が必要です。また、災害時には、要援護者への必要な配慮が行われるよう環境整備を進めるほか、自助・共助の仕組みの構築や公助の役割を明確化する必要があります。

### (4) テーマ4 いきる力を学び・育む

#### 【振り返り】

「乳幼児期から学齢期を通じて、家族や友だち、学校の先生などの大人たちと関わり、語り合い、遊び合い、生きる力を身に付けていくことができるまち」を目指し、地域療育センターの初診待機期間短縮に向けた取組の実施や、教育環境の充実のほか、障害福祉人材確保に向けたPR動画の制作・公共交通機関での一斉放映などを行いました。

#### 【課題】

##### 療育・教育の充実

発達障害児の増加、障害の重度化・多様化を踏まえ、様々なニーズに対応できるよう、地域療育センターを中心とした支援の充実や関係機関の連携、教職員の専門性の向上や教育環境、教育活動の更なる充実が求められています

##### 障害福祉人材確保への対応

労働人口減少の中、必要な福祉サービスを適切に提供するための人材の確保・育成が分野を超えて求められています。

## (5) テーマ5 働く・活動する・余暇を楽しむ

### 【振り返り】

「一人ひとりの適性や希望に合った仕事を見つけることができ、また、外出や趣味・スポーツを楽しむなど、様々な余暇が充実したまち」を目指し、就労支援センター等を中心とした就労支援の促進・定着支援や、障害者施設と企業のコーディネートを担う横浜市障害者共同受注センターの開設、移動情報センターの全区展開、ラポール上大岡の整備などを行いました

### 【課題】

#### 自分らしく過ごすための環境の充実

社会と関わりながら様々な形で過ごすため、就労支援センターを中心とした、就労支援の促進や工賃の向上などのほか、生活介護事業所の設置など希望や状態に合った日中活動場所の設置促進、障害者スポーツ・文化活動のさらなる充実が求められています

# だい しょう だい き しょ う がい しや ぶ ら ん き ほ ん もく ひ ょ う と り く み ほ う こ う せ い 第3章 第4期障害者プランの基本目標と取組の方向性

## き ほ ん もく ひ ょ う 1 基本目標

しょ う がい ひと ひと そ う ご じん かく こ せ い そ ん ち ょ う あ  
障 が い の あ る 人 も な い 人 も 、 相 互 に 人 格 と 個 性 を 尊 重 し 合 い な が ら 、  
ち い き き ょ う せ い し ゃ か い い ち い ん  
地 い く 共 生 社 會 の 一 員 と し て 、  
み ず か い し じ じ ぶ ン い  
自 ら の 意 景 に よ り 自 分 ら し く 生 き る こ と が で き る ま ち ヨ コ ハ マ を 目 指 す

だい き さ く て い じ く ら さ ま ざ ま し ょ う が い ふ く し し き く じ ぎ よ う じ ゅ う じ つ む  
第 3 期 プ ラ ノ 策 定 時 か ら 比 べ る と 、 様 々 な 障 が い 福 祉 施 策 ・ 事 業 は 充 実 に 向 か っ て い る  
と 捉 え て い ま す。 し か し 、 一 方 で 、 平 成 28 年 7 月 に 障 が い 者 支 援 施 設 「 津 久 井 や ま ゆ り 園 」  
で 起 き た 事 件 な ど を 通 し て 、 障 が い の あ る 人 へ の 偏 見 は い ま だ 深 く 、 社 會 の 理 解 も ま だ 十 分  
に は 進 で い な い と い う こ と を 思 い 知 ら さ れ ま し た。

し ょ う が い ひ と せ い い め い せ い か つ お び や で き ご と お な か あ ら た し ょ う が い  
この よ う に 障 が い の あ る 人 の 生 命 ・ 生 活 が 脅 か さ れ る 出 来 事 も 起 き る 中 、 改 め て 、 障 が い  
の あ る 人 の 尊 嚴 と 人 權 を 尊 重 す る こ と の 大 切 さ を 社 會 に 示 し た い と 考 え 、 「 障 が い 者 の  
け ん り か ん じ ょ う や ク へ い せ い ね ん が つ は つか ひ ジ ゆ ん も と き ほ ん もく ひ ょ う せ つ て い  
権 利 に 關 する 条 約 」 ( 平 成 26 年 1 月 20 日 批 准 ) に 基 づ き 、 この 基 本 目 標 を 設 定 し ま し た。

## き ほ ん もく ひ ょ う じ つ げ ん む ひ つ よ う し て ん 2 基本目標の実現に向けて必要な視点

し さ く じ ぎ よ う す す う え ひ つ よ う か な が か た し て ん せ つ て い ひ と  
す べ て の 施 策 ・ 事 業 を 進 め て い く 上 で 必 な い 考 え 方 ・ 視 点 を 設 定 し ま し た。 一 つ ひ と つ  
の 事 業 を 個 別 に 行 う の で は な く 、 共 通 の 視 点 を 持 て 各 事 業 を 進 め て い く こ と で 、 基 本  
もく ひ ょ う じ つ げ ん む は ば ひ ろ と り く み す い し ん き ほ ん  
目 標 の 実 現 に 向 け た 幅 広 い 取 組 と し て 推 進 し て い き ま す。

- 1 障 が い の あ る 人 個 人の 尊 重 と 人 權 の 保 障 の 視 点
- 2 障 が い 状 況 や ライフステージ に 合 わ せ た ニ ー ズ を 捉 え て い く 視 点
- 3 将 来 に わ た る あ ん し ん 施 策 を 踏 ま え た 視 点
- 4 親 な き 後 の 安 心 と 、 親 あ る う ち か ら の 自 立 に つ な げ て い く 視 点
- 5 障 が い の あ る 人 す べ て が 生 き が い を 実 感 で き る よ う に し て い く 視 点
- 6 障 が い 理 解 を 進 め 、 社 會 の 変 容 を 促 し て い く 視 点
- 7 サ ー ビ ス 提 供 体 制 を 持 続 可 能 に し て い く 視 点

### 3 生活の場面ごとの取組

#### 様々な生活の場面を支えるもの

障害のある人もない人も、地域共生社会の一員として生きていくには、互いの存在に気づき、互いを理解し合い、同じ社会に生きている身近な存在だと感じられる仕組みが大切です。そのためには、障害のある人やその家族、障害福祉関係団体などと行政が協力し、障害理解に向けた普及啓発を進めていくことが重要です。啓発活動にはこれまで長年にわたって力を入れてきました。しかし、誰もが生きやすい社会をつくるためこれからも、私たちは不断の努力を続けていかなければなりません。

また、障害ゆえに支援を必要とする人が自分の人生をどう生きていくのかを考えるとご家族が健在であるうちから、「相互に人格と個性を尊重し合い、自らの意思により自分らしい生活を送る」という将来を見据えた取組が重要になります。

障害のある人の生活を支えるには、困った時にいつでも相談できる場所や、どこに相談しても適切に対応できる体制、障害特性に応じて必要な情報を必要な時に得られるような発信なども必要です。

これらの工夫や配慮などによって、日常生活のあらゆる場面で、すべての人が障害のあるなしによる分け隔てがなく互いの人格と個性を尊重しあうことができる社会が生まれると私たちは考えています。さらに、障害のある人が安心して生活を送るには、障害のある人を支える人材の確保・育成や、福祉サービスを提供する側の負担軽減のための新たな取組など、労働人口が減少しても、必要な福祉サービスを適切に提供する体制を維持・強化するための施策が急務となっています。

#### 0-1 普及啓発

##### 現状と施策の方向性

障害のある人もない人も相互に人格と個性を尊重し合う地域共生社会を目指して、横浜市は疾病や障害に対する理解の促進に努めてきました。しかし、今回実施したアンケート調査では、日常生活での困りごととして、障害の種別によっては5割前後の人「周囲の理解が足りない」と答えています。さらに、外出時の困りごととして「人の目が気になる」「いじめや意地悪がこわい」などの項目が上位に来ています。グループインタビューでも、自分たちの障害について、「偏見を持たず正しく知ってほしい」という意見が多く挙げられており、より一層の障害理解が求められています。

行政は、様々な機会を捉え、社会全体に向けた普及啓発を充実させる責務があります。効果的な普及啓発を行うためには、行政だけでなく、障害のある人たちや支援者などの障害福祉関係団体、地域住民や地域に根差した団体、民間企業など、多様な主体が互い

の強みを生かしながら協力して取り組んでいくことが重要です。

そこで、3つの方向性で施策を展開します。

### (1) 互いの存在に気づき、身近に感じる仕組みづくり

「障害者週間」や「世界自閉症啓発デー」など様々なイベントなどをきっかけとして、誰もが障害のある人の存在に気づき、日頃の生活の中で互いに関わって身近に感じる仕組みづくりを進めていきます。また、障害のある人が健康づくり活動や地域活動に参加し、日常的なふれあいの中で地域の誰もがお互いを理解し受け止める機会を増やすなどの取組を進めます。

### (2) 障害に対する理解促進

障害の特性や障害者に対する配慮の理解促進のため、各種媒体や様々な機会を通じて疾病や障害の情報を発信するとともに、当事者や家族、障害福祉関係団体等による普及啓発活動への支援や地域福祉保健計画の取組を通した住民同士の交流の推進など、地域住民の障害に対する理解を進めていきます。

### (3) 学齢期への重点的な普及・啓発

地域共生社会の実現に向け、幼児期・学齢期から障害児・者と共に取り組む様々な活動や体験などの機会を通して、児童・生徒や、その保護者の障害理解を進めています。

## 取り組み

### (1) 互いの存在に気づき、身近に感じる仕組みづくり

事業名	事業内容	中間期 目標	目標
「地域共生社会」の実現に向けた取組等の推進	地域のあらゆる方が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域暮らし、生きがいをともに創り、高めあうことができる「地域共生社会」の実現に向けた「障害者週間」などの取組を実施・推進していきます。	すいしん 推進	すいしん 推進
各区の普及・啓発活動の促進	各区の住民に対して、疾病や障害等に対する理解を深めるための研修や啓発活動の支援を行います。	すいしん 推進	すいしん 推進

(2) しょうがい たい りかいそくしん  
障害に対する理解促進

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	ちゅうかんき 中間期 もくひょう 目標	もくひょう 目標
とうじしゃ や しょうがいふくし 当事者や障害福祉 かんれんしせつ しみんだんたいとう 関連施設、市民団体等 による普及・啓発活動 ふきゅう けいはつつどう への支援 しえん	セイフティーネットプロジェクト よこはま しょうがいふくしかんれんしせつ しみんだんたい 横浜や障害福祉関連施設、市民団体 とう しょうがいりかい 等による障害理解のための研修や こうえん ちいきかつどう しえん きょうどう 講演、地域活動を支援・協働するな ど、様々な普及・啓発を推進します。	すいしん 推進	すいしん 推進
しょうがいしゃほんにんおよ 障害者本人及び家族 による普及・啓発活動 ふきゅう けいはつつどう の推進 すいしん	しゃかいさんかすいしん ちゅうしん 社会参加推進センターが中心となり しょうがいしゃほんにん かぞくおよ かくだんたい り、障害者本人、家族及び各団体と れんけい きょうどう しょうがいりかい そくしん む 連携・協働し、障害理解の促進に向 ふきゅう けいはつつどう すいしん けた普及・啓発活動を推進します。	すいしん 推進	すいしん 推進
しつべい しょうがい かん 疾病や障害に関する じょうほう はっしん 情報の発信	ホームページなどの媒体を活用して、 しつべい しょうがい かん じょうほう し えん 疾病や障害に関する情報や支援に かか かつどう しょうかい し みん とうじしゃ 関わる活動を紹介し、市民や当事者・ かんけいしゃ りかいそくしん つと 関係者の理解促進に努めます。	すいしん 推進	すいしん 推進

(3) がくれいき じゅうてんてき ふきゅう けいはつ  
学齢期への重点的な普及・啓発

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	ちゅうかんき 中間期 もくひょう 目標	もくひょう 目標
がくれいきじどうおよ ほごしゃ 学齢期児童及び保護者 しょうがいりかいはつ への障害理解啓発	がくれいきじどう ほごしゃ しょうがいじしゃ 学齢期児童と保護者が、障害児・者と こうりゅう しょうがい りかい ふか 交流したり、障害について理解を深 めたりする機会の確保に努めます。	すいしん 推進	すいしん 推進
ふくがくせき 副学籍による交流 きょういくおよ きょうどうがくしゅう 教育及び共同学習	とくべつし えんがっこう ざいせき じどうせいと 特別支援学校に在籍する児童生徒が、 きょじゅうち しょう ちゅうがっこう じどうせいと いつ 居住地の小・中学校の児童生徒と一緒に しよ まな きかい かくだい はか 一緒に学ぶ機会の拡大を図るなど、 きょうどうがくしゅう すす 共同学習を進めます。	すいしん 推進	すいしん 推進

0-2 じんざいかくほ いくせい  
人材確保・育成

現状と施策の方向性

横浜市は、様々な団体や地域住民の方々とも協力しながら、障害福祉施設や障害福祉サービスなどの社会資源の整備を進めてきました。しかし、現在では多くの業界で

人材不足が社会問題となっており、障害福祉分野でも、サービス提供事業者の多くは、現場で働く人材の確保に苦慮しています。また、人材を確保できても、定着させることが難しく、将来を担う人材の育成もままならないという声が挙がっています。障害福祉分野での雇用を安定させることは喫緊の課題といえます。

しかし、横浜市の労働人口も減少が見込まれる中で、人材の確保・定着・育成を進めるのは容易ではありません。障害福祉分野の魅力発信などこれまで取り組んできた施策だけでは不十分なのはもちろんですが、人材確保策を進めるだけでなく、事務の効率化や業務負担の軽減なども含め、障害福祉分野での働き方を見直す必要があります。

今回実施したアンケート調査では、将来の障害福祉にとって特に重要なものとして「必要なときに十分な介助が受けられること」という回答が1位でした。また、グループインタビューでも、支援者やサービスの担い手の団体だけでなく、障害のある人たちからも「人材の確保に力を入れてほしい」という意見が挙げられています。こういった声に応え、障害福祉サービスの提供を将来にわたって安定的に続けていくために直面する課題に対応するには、民間事業者や関係機関等と行政が協働し、継続的に取り組んでいくことが必要です。

そこで、2つの方向性で施策を展開します。

### (1) 障害福祉従事者の確保と育成

民間事業者等関係機関との協働により、障害福祉分野で働く魅力の発信、求人支援、雇用支援、専門性向上等に係る研修実施などの人材育成支援を検討・実施します。

### (2) 業務効率化に向けたロボット・A I · I C T 等の導入検討

煩雑な事務作業などの業務効率化や介護業務の負担軽減などを進めるため、ロボット・A I · I C Tなどの導入検討を進めます。

## とりくみ 取組

### (1) 障害福祉従事者の確保と育成

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	ちゅうかんき 中間期 もくひょう 目標	もくひょう 目標
しょうがいふくしえんじんざい 障害福祉支援人材の 確保	しょうがいふくし しごと みりょく はっしん 障害福祉の仕事の魅力を発信し、 きゅうじん こよう しえん おこな 求人や雇用の支援を行うことで しゃかいふくしえんじんざい かくほ 社会福祉支援人材の確保につなげ いきます。	すいしん 推進	すいしん 推進

<p>障害特性に応じた支援のための研修</p>	<p>発達障害や行動障害を有する方、医療的ケアが必要な方等に対し、専門的な支援を行うことのできる人材を育成するための研修を実施します。</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>すいしん 推進</p>
<p>障害福祉施設職員等への支援</p>	<p>障害者のQOLの向上を目指して、障害特性やライフステージに応じた障害の重度化の緩和、生活習慣病の予防等の普及啓発を図るため、障害福祉施設における衛生管理、栄養管理に関する研修、連絡会等を実施します。</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>すいしん 推進</p>
<p>障害福祉施設等で働く看護師の支援</p>	<p>障害福祉施設等で働く看護師の定着に向けた支援を行うとともに、人材確保の方策について検討します。</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>すいしん 推進</p>
<p>就労支援センター職員の人材育成</p>	<p>多様なニーズに対応できるよう、就労支援スキルを向上させるため、研修の実施など、人材育成を進めます。</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>すいしん 推進</p>
<p>就労促進を目的とした事業所職員向け研修</p>	<p>障害者雇用を行っている企業での「就業体験」の研修を通じて、事業所職員の就労支援スキルの向上、就労に向けた意識付けにつなげます。</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>すいしん 推進</p>
<p>医療従事者研修事業</p>	<p>病気や障害のある小児及び重症心身障害児・者の支援に必要な知識・技術の向上を図り、障害特性を理解した医療従事者を育成するための研修を実施します。</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>すいしん 推進</p>
<p>ガイドヘルパー等研修受講料助成</p>	<p>ガイドヘルパー等の資格取得のための研修受講料の一部を助成し、人材確保を図ります。</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>すいしん 推進</p>

ガイドヘルパースキル アップ研修	より質の高いサービスが提供できるよう、移動支援事業の従業者を対象に研修を実施します。	すいしん 推進	すいしん 推進
社会参加推進センターによる団体活動支援機能の充実	障害者本人の活動を支える人材の育成を進めるとともに、同じ障害がある人たちの交流やコミュニケーションの機会を拡充し、各団体活動を促進する取組を推進します。	すいしん 推進	すいしん 推進

## (2) 業務効率化に向けたロボット・A I ・I C T等の導入検討

事業名	事業内容	中間期目標	目標
業務効率化に向けたロボット・A I ・I C T等の導入検討	煩雑な事務作業などの業務効率化や介護業務の負担軽減などを進めるため、ロボット・A I ・I C Tなどの導入検討を進めます。	検討・実施	すいしん 推進

### 0-3 権利擁護

#### 現状と施策の方向性

「障害のある人もない人も、相互に人格と個性を尊重し合いながら、地域共生社会の一員として、自らの意思により自分らしく生きるまち」を実現するためには、障害者の権利擁護について積極的に取り組み、一人ひとりの人権が十分に尊重される仕組みを構築することが必要です。平成26年1月の障害者権利条約の批准や、障害者差別解消法の施行など、障害者の権利擁護に関する様々な法整備が進められてきましたが、それだけでは十分ではありません。法の趣旨などを私たち一人ひとりが理解し、社会をより良く変えていく取組が求められています。

また、必要な情報が得られること、自分自身の意思を決めること、決めた意思を伝えられることなど、自身の権利を守るために必要不可欠なことを行う際、障害ゆえに支援が必要な人たちを支える仕組みも無くてはならないものです。

そこで、4つの方向性で施策を展開します。

#### (1) 虐待防止の取組の浸透

障害者虐待の具体例などの市民向け広報や障害福祉サービス事業者を対象とした研修等を通じて、障害者虐待が重大な人権侵害であることや予防や早期発見の

じゅうようせい けいはつ ぎやくたいばうし とりくみ しんとう はか  
重要性などを啓発することで、虐待防止の取組の浸透を図っていきます。

## (2) 成年後見制度の利用促進

けんりょうご ひつよう ちてきしようがいしゃ せいしんしようがいしゃ ぞうか たいおう ちいき あんしん  
権利擁護を必要とする知的障害者や精神障害者の増加に対応し地域で安心した  
せいかつ おく せいねんこうけんせいで けいはつ りょう そくしん すず  
生活を送ることができるよう、成年後見制度の啓発や利用の促進を進めていきます。

## (3) 障害者差別解消法に基づく取組

しょうがい りゆう きべつ かいしょう む しゆうち はか しょうがいしゃさべつ かん  
障害を理由とする差別の解消に向けて周知を図るとともに、障害者差別に関する  
そうだん ふんそう ぼうしどう たいせい じゅうじつ  
相談、紛争の防止等のための体制を充実させます。

## (4) 情報保障の取組

しかくしようがいしゃ ちょうかくしようがいしゃおよ ちてきしようがいしゃとう じょうほうていきょう さだ  
視覚障害者、聴覚障害者及び知的障害者等への情報提供について定めた、  
ぎょうせいじょうほうはっしん てってい ひつよう はいりょ けんとう おこな  
行政情報発信のルールを徹底するとともに、必要な配慮について検討を行っていき  
ます。

### とりくみ 取組

## (1) 虐待防止の取組の浸透

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	ちゅうかんき 中間期 もくひょう 目標	もくひょう 目標
しょうがいしゃぎやくたいいたいさくじぎょう 障害者虐待対策事業 (普及・啓発) ふきゅう けいはつ	しみん む 市民向けのリーフレット作成等により広報を行います。また、虐待や不適切支援をなくしていくため、障害福祉サービスの事業者等を対象とした研修を実施します。	すいしん 推進	すいしん 推進

## (2) 成年後見制度の利用促進

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	ちゅうかんき 中間期 もくひょう 目標	もくひょう 目標
よこはまし しみんこうけんにん 横浜市市民後見人 養成・活動支援事業 ようせい かつどうしえんじぎょう	ちいき 地域における権利擁護を市民参画で進めるため、よこはま成年後見推進センターが全区で市民後見人の養成を実施し、区役所、市・区社会福祉協議会、専門職団体等が連携した活動支援の体制を構築します。	すいしん 推進	すいしん 推進

法人後見支援事業 ほうじんこうけんしえんじぎょう	よこはま成年後見推進センターが、これまでの法人後見受任実績を踏まえて、市内の社会福祉法人等への法人後見実施に向けた支援を行います。	すいしん 推進	すいしん 推進
成年後見制度 の 普及 せいねんこうけんせいど けいはつ 啓発	成年後見制度がより利用しやすいものとなるよう、関係機関と調整して当事者及び家族、支援団体等への説明会などを実施します。	すいしん 推進	すいしん 推進
権利擁護事業 けんりょうごじぎょう	権利を守るための相談や契約に基づく金銭管理サービスなどの日常生活の支援を、区あんしんセンターが、契約に基づいて実施します。	すいしん 推進	すいしん 推進

指標名 しひょうめい	令和3年度 れいわ ねんど	令和4年度 れいわ ねんど	令和5年度 れいわ ねんど
成年後見申立て及び報酬助成件数 せいねんこうけんもうし た ょうしゅうじょせいけんすう	240件 けん	270件 けん	300件 けん

(3) 障害者差別解消法に基づく取組

事業名 じぎょうめい	事業内容 じぎょうないよう	中間期 ちゅうかんき 目標 もくひょう	目標 もくひょう
市民への普及・啓発 しみん ふきゅう けいはつ	障害を理由とする差別の解消に当たっては、市民の方々に关心と理解を深めていただくことが何よりも大切であることから、市民向けの広報及び啓発活動を効果的に実施します。	すいしん 推進	すいしん 推進
相談体制等の周知 そうだんたいせいとう しゅうち	障害者差別に関する相談、紛争の防止等のための体制を周知します。また、相談及び紛争の防止等を地域において推進するための地域協議会を開催します。	すいしん 推進	すいしん 推進

市職員対応要領の周知	本市職員が適切な対応を行ってい くための指針として策定した市職員 対応要領を周知し、差別的取扱いと なり得る事例や、合理的な配慮の 好事例等の浸透を図ります。	すいしん 推進	すいしん 推進
------------	---	------------	------------

#### (4) 情報保障の取組

事業名	事業内容	中間期 目標	もくひょう 目標
情報発信時の合理的配慮の提供	行政情報発信時 の 視覚障害者、聴覚障害者及び知的障害者等への合理的配慮を行います。	すいしん 推進	すいしん 推進
代筆・代読サービス	視覚に障害のある人が日常生活の中で代筆または代読が必要なときには支援者によるサービス提供を行います。	けんとう 検討 ・ じっし 実施	すいしん 推進

指標名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者の派遣 (派遣人数)	11,000人	11,000人	11,000人
要約筆記者の派遣 (派遣人数)	1,900人	1,900人	1,900人
手話奉仕員養成研修事業 (養成人数)	172人	172人	172人
手話通訳者・筆記者養成研修事業 (養成人数)	90人	90人	90人
盲ろう者向け通訳・介助員養成研修 事業 (養成人数)	30人	30人	30人

#### 0-4 相談支援

現状と施策の方向性

障害のある人が、地域で自立した生活を送ることができる社会の実現に向けて、どこに相談しても適切に課題解決が行えるよう、相談支援機関の充実や連携強化といった体制整備を進めてきました。しかし、今回実施したグループインタビューやアンケート調査の

結果では、依然として、困ったときどこに相談したらいいかわからない、相談した内容が共有されず何度も同じ説明をしなければならない、などの声も挙がっています。

障害のある人が「自らの意思により自分らしく生きる」ためには、相談支援は非常に重要な役割を持っています。わかりやすい情報提供や、障害福祉サービスの利用調整、本人が自ら解決する力を高めていくための支援、家族支援、困っている人に寄り添う伴走型支援など、様々な機能や役割、障害のある人の特性やライフステージなどに応じて、分担・連携をしながら、本人の希望する暮らしを実現できるよう支えていきます。

そこで、障害のある人を地域全体で支えていく相談支援機能の充実を図るとともに、相談支援機関の連携強化や相談支援システムの整理、相談支援従事者の人材育成や当事者による相談の活用促進を進め、相談支援の充実を図っていきます。

### とりくみ 取組

事業名	事業内容	中間期 目標	目標
障害者相談支援事業	区福祉保健センター、基幹相談支援センター、精神障害者生活支援センターの3機関を中心に地域生活支援拠点の機能を充足させながら、相談支援事業の周知、啓発を図ります。	すいしん 推進	すいしん 推進
障害者相談支援事業	市域と区域での人材育成に関する取組を整理し、相互に連動させた効果的・効率的な人材育成体系を整備します。	すいしん 推進	すいしん 推進
障害者相談支援事業	市自立支援協議会、ブロック連絡会、区自立支援協議会を連携・連動させ、地域づくりに効果的に取り組める体制を整備します。	すいしん 推進	すいしん 推進
当事者による相談の充実	社会参加推進センターに設置するピア相談センターでの当事者相談の周知を図り、当事者による相談支援を推進します。	すいしん 推進	すいしん 推進
既存の相談窓口（地域ケアプラザ等）による連携	日頃の関わりの中で、何気ない会話に含まれている相談を身近な相談者としてとらえ、必要に応じて、一次及び二次相談支援機関につなげます。	すいしん 推進	すいしん 推進

なんびょうかんしゃとう 難病患者等への ひつよう 必要な じょうほうていきょう 情報提供	なんびょうかんしゃとう 難病患者等に対して必要な情報提供を おこなうこと等により、難病患者等の障害 ふくし 福祉サービス等の活用が促されるよう検討 します。	ひつよう じょうほうていきょう 難病患者等の障害 ふくし 福祉サービス等の活用が促されるよう検討 します。	すいしん 推進	すいしん 推進
はつたつしおがいしゃしえん 発達障害者支援 センターエン 運営 じぎょう 事業	はつたつしおがいしゃしえん 発達障害者支援センターと、地域の支援 きかん 機関との連携の仕組みを整理し、相談支援 たいせい 体制の強化を図ります。	ちいき しえん 発達障害者支援センターと、地域の支援 きかん 機関との連携の仕組みを整理し、相談支援 たいせい 体制の強化を図ります。	すいしん 推進	すいしん 推進
こうじのうきのうしようがい 高次脳機能障害 かか に関わる関係 きかん 機関の連携促進	こうじのうきのうしようがい 高次脳機能障害支援センターと地域の関係 きかん 機関との連携を促進し、身近な地域における こうじのうきのうしようがい 高次脳機能障害に対する支援体制を強化し ます。	ちいき かんけい 高次脳機能障害支援センターと地域の関係 きかん 機関との連携を促進し、身近な地域における こうじのうきのうしようがい 高次脳機能障害に対する支援体制を強化し ます。	すいしん 推進	すいしん 推進

しひょうめい 指標名	れいわ 令和3年度	れいわ 令和4年度	れいわ 令和5年度
ちいき そうだんしえんたいせい 地域の相談支援体制の強化（専門的な しどう 指導・助言）	400件 けん	440件 けん	480件 けん
ちいき そうだんしえんたいせい 地域の相談支援体制の強化（地域の そうだんしえんじぎょうしゃ 相談支援事業者の人材育成の実施）	72回 かい	72回 かい	72回 かい
ちいき そうだんしえんたいせい 地域の相談支援体制の強化（地域の そうだんきかん 相談機関との連携強化の取組）	36回 かい	36回 かい	36回 かい
そぞうてき せんもんてき 総合的・専門的な相談支援	48,000件 けん	49,000件 けん	50,000件 けん
けいかくそだんしえんりようしゃすう 計画相談支援利用者数（年間）	16322人 にん	18805人 にん	21453人 にん
はつたつしおがいしゃしえんちいききょうざかい 発達障害者支援地域協議会の開催件 すう 数	3件 けん	3件 けん	3件 けん
はつたつしおがいしゃしえん 発達障害者支援センターによる相談 けんすう 件数（学齢後期障害児支援事業分を除 く）	3,500件 けん	3,500件 けん	3,500件 けん
はつたつしおがいしゃしえん 発達障害者支援センター及び発達 しおがいしゃちいきしえん 障害者地域支援マネジャーの外部 きかん 機関や地域住民への研修、啓発（学齢 こうきょうじょうがいじしえんじぎょうぶん 後期障害児支援事業分を除く）	55件 けん	55件 けん	55件 けん

医療的ケア児・者等に対する関連分野 の支援を調整するコーディネーター の配置(人)	6人	6人	6人
---	----	----	----

## トピック 「発達障害のある人への支援」

発達障害者支援法の施行は、平成17年4月。横浜市は、それ以前から市内の法人に自閉症に特化した相談支援室を委託し(のちの発達障害者支援センター)、法施行と同時期には、学識経験者や福祉・医療関係者、当事者やその家族で構成される「発達障害検討委員会」を設置し、発達障害のある人への課題解決の議論を行ってきました。

この15年間、ライフステージごとの現状と課題に対応するため、乳幼児期・学齢期・成人期に分けて議論するとともに、ライフステージを通じた切れ目のない支援に向けた検討も行ってきました。

横浜市では現在、「発達障害者支援センター運営事業」「地域支援マネジャーによる障害福祉サービス事業所等への支援」「障害特性に応じた支援のための研修(行動障害のある方への支援を行うことのできる人材を育成するための研修)」「サポートホーム事業(生活アセスメント付き住宅での一人暮らし支援)」「地域療育センター運営事業」「学齢後期障害児支援事業(中学生・高校生年代の発達障害児等への相談支援)」等、発達障害児・者支援に関する、多くの事業や取組を推進しています。

近年では、「発達障害」という言葉が社会的にある程度認知され、発達障害児・者への市民の理解も広がってきています。一方で、発達障害者支援法の施行から10年が経過し、時代の変化に対応したよりきめ細かな支援が求められること、また、共生社会の実現に向けた新たな取組(障害者権利条約の批准に向けた一連の法整備など)が進められていることを背景とし、平成28年に同法の改正が行われました。

また横浜市では、発達障害検討委員会のこれまでの議論や福祉・教育機関の相談状況等において、発達障害、特に「軽度の知的な遅れを伴う、あるいは知的な遅れを伴わない発達障害児・者」に対して、従来の障害福祉・教育等の施策では、十分対応できていない現状が見えてきました。

令和元年、この課題に対応する支援策の再構築が求められているとの認識

よこはまし はったつしょうがいしえんけんとういいんかい じょうぶきかん しょうがいしゃしさく  
から、横浜市として、発達障害支援検討委員会の上部機関である障害者施策  
すいしんきょうぎかい かだいかけつ む ぐたいてきしきく てんかい しもん おこな  
推進協議会へ、課題解決に向けた具体的施策の展開について諮詢を行ひ、  
れいわ ねん がつ とうしん う と  
令和2年6月に答申を受け取りました。

れいわ ねん ど はじ だい き あら しきく てんかい  
令和3年度から始まる第4期プランでは、新たな施策を展開していくこと  
になります。乳幼児期の発達支援を担う地域療育センターにおける療育  
たいせい ばっぽんてき みなお しえんきかん れんけい やくわりぶんなん せいりとう とりくみ  
体制の抜本的な見直しや、支援機関の連携・役割分担の整理等の取組とともに  
しゃかいぜんたい はったつしょうがい りかい ふか とりくみ たようせい  
に、社会全体に発達障害への理解を深めるための取組、さらに、多様性を  
そんちゅう しゃかいふうど じょうせい すす  
尊重できる社会風土の醸成を進めていきます。

### <令和2年6月 答申概要>

- 1 気づきの促進と未来につながる支援 (Right time & Bright life)  
きづきの促進と未来につながる支援 (Right time & Bright life)  
ようしょうき ほんにん しゆうい けいど ちてき おくれ ともな ちてき  
幼少期には、本人・周囲とも、軽度の知的な遅れを伴う、あるいは知的  
おくれ ともな はったつしょうがい き な遅れを伴わない発達障害に気づかないことがあります。そのため、  
そきはつけん そきりょういく ひと てきせつ じ き てきせつ しえん  
早期発見・早期療育だけでなく、その人にとって適切な時期に適切な支援  
じゅうよう かんが りねん そくしん みらい  
につなげることが重要だと考えます。この理念を「気づきの促進と未来  
しえん らいと たいむ あんど ぶらいと らいふ あらわ  
につながる支援 (Right time & Bright life)」と表します。
- 2 地域社会全体の、包括的な支援体制を構築  
ちいきしゃかいぜんたい ほうかつてき しえんたいせい こうちく  
今回対象とした発達障害児・者は、発達障害の特性についての理解や  
こんかいたいしょ はったつしょうがい じ しゃ はったつしょうがい とくせい  
合理的配慮を得られないことに起因する生きづらさを、障害児・者を主た  
ごうりてきはいりよ え きいん い しょうがい じ しゃ しゅ  
る支援対象としない支援機関等（保育所、幼稚園、学校、就労先等）に  
しえんたいしょ しえんきかんどう ほいくしょ ようちえん がっこう しゅうろうさきどう  
相談することも多いと考えられます。そのため、地域社会全体で包括的な  
そうだん おお かんが ちいきしゃかいぜんたい ほうかつてき  
支援体制を構築する必要があります。
- 3 「0次支援」の重要性  
ぜろ じ しえん じゅうようせい  
障害児・者への相談支援機関等による適切な対応につながるためにには、  
じゅうがい じ しゃ しう しえんたいしょ しえんきかんどう ほいくしょ ようちえん がっこう  
障害児・者を主たる支援対象としない支援機関等（保育所、幼稚園、学校、  
しゅうろうさきどう みじか ちいき なか ほんにん かぞく かか い き  
就労先等）が、身近な地域の中で、本人や家族が抱える生きづらさに気づ  
き、受け止めることが重要です。

## トピック 「計画相談支援の課題と今後の取組」

平成27年4月から、障害福祉サービス等を利用する場合には、サービス等利用計画の提出が必須となっています。サービス等利用計画には、指定特定相談支援事業所(計画相談支援事業所)の相談支援専門員が作成するものと、本人が自ら作成するセルフプランの2種類があります。計画相談支援は前者を指し、相談支援専門員が、本人やご家族の生活全体の希望や目標、それに向けた支援方針や解決すべき課題などを共に考え計画を作成し、定期的に確認・振り返り(モニタリング)を行います。

横浜市では計画相談支援の実施率が令和元年度末時点で約50%に留まっています。その理由のひとつとして、事業所及び職員の不足から、利用につながっていないことが考えられます。今後、制度のさらなる周知や、実施する人材の確保・育成、市及び各区自立支援協議会との連携などを通じて、計画相談支援が必要な方に行き届くよう、引き続き推進に取り組みます。

## トピック 「横浜市の依存症対策」

### 1 従来からの取組

横浜市では、従来から、アルコールをはじめとした依存症への対応は、区における精神保健福祉相談やこころの健康相談センターで実施してきました。また、医療機関とともに、市内における依存症の自助グループや回復支援施設等の民間団体が様々な支援を行ってきました。

### 2 国の動きを踏まえた横浜市における取組の拡充

近年、アルコール・薬物・ギャンブル等の総合的な依存症対策について、国におけるアルコールやギャンブル等の基本法の制定、基本計画の策定、事業体系を示した依存症対策総合支援事業実施要綱を踏まえ、こころの健康相談センターにおいて、普及啓発の強化、家族教室の対象者の拡大、依存症専門相談や回復プログラムの開始など、取組を拡充しています。

また、民間団体や関係機関との連携体制の強化も進め、令和2年3月に、こころの健康相談センターを、国が設置を求める『依存症相談拠点』に位置づけました。令和2年度から開始した連携会議では、幅広い関係者と支援に関する情報共有を行うなど、関係者間のネットワークづくりを進めています。

### 3 横浜市依存症対策地域支援計画（仮称）の策定

アルコール・薬物・ギャンブル等の依存症に悩むご本人やご家族への支援に着目し、関係者と支援の方向性を共有することで、包括的な支援の提供を目指すため、依存症対策総合支援事業実施要綱に基づく地域支援計画を策定します。令和2年度から策定に向けた検討を始め、令和3年度中に策定する予定です。依存症全体の取組方針に加え、アルコール・薬物・ギャンブル等の各依存症の現状や課題を整理し、支援内容等を盛り込む予定です。

近年、在宅の障害者を支える福祉サービスや相談支援機関などの社会資源は増えてきていますが、障害のある人が、地域の中で希望に合った暮らしを選択することが、まだ十分できているとは言えません。障害の状況も様々ですし、高齢化・重度化によるニーズの変化もあります。障害のある人が、自分が住みたいと思う地域で希望に合った暮らしを安心して続けるには、福祉サービスや社会資源を充実させることが重要です。その上で、できる限り自分の意思で「住まいの場」を選択できることが理想です。

しかし、自分の意志で選択するためには、どこに自分が希望する住まいがあるのか、どのような支援があれば希望どおり暮らせるのか、情報を得たり、体験したりすることが必要です。

そのため、多様な「住まいの場」を確保し、提供できる情報や体験の機会を増やすことで本人の選択肢を広げ、暮らしていくうえでの困りごとに対する支援を充実させるなど、一人ひとりが地域で望む生活を送ることができる環境を整えることが求められています。そこで、民間住宅を含む多様な形態で住まいの選択肢を増やし、また本人に寄り添って支える仕組みなどを、ハード及びソフトの両面から充実させる施策を展開していきます。

## 1-1 す 住まい

### げんじょう しきく ほうこうせい 現状と施策の方向性

住まいは生活の基本です。誰もが、重度化や高齢化による障害状況の変化などに関わらず、可能な限り、自分が住みたいと思う場所で住み続けられることができます。自分の意思で「住まいの場」を選べるようにするには、障害福祉施策だけでなく、住宅施策との連動も図り、多様なニーズに合った「住まいの場」の拡充、情報の集約と提供などを継続的に進めていく仕組みづくりが不可欠です。横浜市は、福祉施策と住宅施策の連携により、不動産事業者等と協力し、平成30年度に横浜市居住支援協議会を設立しました。従来の福祉施策では実施が難しかった分野にも取り組むことができるようになるため、これを活用した支援が望されます。

一方で、入所施設などで生活している人にとって、そのときの「住まいの場」が安心して生活できる場であるように支援していくことも重要です。

そこで、2つの方向性で施策を展開します。

(1) 障害状況に合わせた住まいの選択肢の充実

障害のある人の希望や状況に合わせた多様なニーズに応えられるよう、多様な

形態の住まいの構築を進めていきます。

## (2) 高齢化・重度化を踏まえた住まいの構築

今後も進むとみられる高齢化・重度化を踏まえ、ニーズに対応したグループホームの整備や、在宅生活を支えるバリアフリー改修等を通じて、安心できる住まいの構築を進めています。

### 取り組み

#### (1) 障害状況に合わせた住まいの選択肢の充実

事業名	事業内容	中間期 目標	目標
民間住宅入居の促進	<p>障害者が民間賃貸住宅への入居をしやすくする仕組みとして「住宅セーフティネット制度」を活用していきます。</p> <p>「居住支援協議会」によるオーナーや不動産業者向けの周知や相談窓口での支援等を行います。</p> <p>また、民間住宅あんしん入居事業（家賃等の支払能力があるものの連帯保証人がいないことを理由に民間賃貸住宅への入居を断られてしまう障害者等への支援）については、「住宅セーフティネット制度」との統合を検討します。</p>	すいしん 推進	すいしん 推進
サポートホーム事業	<p>発達障害のある入居者に対し、地域生活に向けた準備のため、生活面のアセスメントと支援を実施する「サポートホーム」の効果を検証するとともに、支援方法を地域の事業所等へ拡大させていきます。</p>	すいしん 推進	すいしん 推進
障害児施設の再整備	<p>老朽化が進んでいる障害児入所施設の再整備を進めます。</p>	けんどう 検討	けんどう 検討

<p>しょうふうがくえんさいせい 松風学園再整 びじぎょう 備事業</p>	<p>にゅうきょしや きょじゅうかんきょうかいぜん 入居者の居住環境改善のため、個室化 とう すす どうえんしきち いちぶ かつよう 等を進めます。また、同園敷地の一部を活用 みんせつしんにゅうしょしせつ せいび して民設新入所施設を整備します。</p> <p>ちゅうかんき ・中間期までに、個室化等の居住環境や せつび かいぜんおよ みんせつしんにゅうしょしせつ こうじ 設備の改善及び民設新入所施設の工事 じっし 実施</p> <p>けいかくきかんちゅう こしつかとう きょじゅうかんきょう せつ ・計画期間中に、個室化等の居住環境や設 び かいぜんおよ みんせつしんにゅうしょしせつ こうじじっし 備の改善及び民設新入所施設の工事実施 かんりりょう 完了</p>	<p>こうじ 工事 じっし 実施</p>	<p>こうじ 工事 じっし 実施 かんりょう 完了</p>
<p>【再掲】障害 ふくししせつとう 福祉施設等で はたら かんごし 働く看護師の しえん 支援</p>	<p>しょうがいふくししせつとう はたら かんごし ていちやく む 障害福祉施設等で働く看護師の定着に向 けた支援を行うとともに、人材確保の方策 について検討します。</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>すいしん 推進</p>

指標名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
共同生活援助(グループホーム) 利用者数(新規設置/年)	200人	200人	200人
共同生活援助(グループホーム) 利用者数(利用人数/年)	5,000人	5,200人	5,400人
福祉施設入所者の地域生活への移行 施設入所者数	1,426人	1,420人	1,414人
施設入所支援 (利用人数/月)	1,426人	1,420人	1,414人
福祉型障害児入所支援 (利用児童数/月)	調整中	調整中	調整中
医療型障害児入所支援 (利用児童数/月)	調整中	調整中	調整中
障害児入所施設における18歳以上 の入所者数	調整中	調整中	調整中
宿泊型自立訓練(利用人数/月)	87人分	87人分	87人分
宿泊型自立訓練(利用人数/月)	2,364人日	2,364人日	2,364人日

りょうようかいご 療養介護	279人	279人	284人
------------------	------	------	------

### トピック 「福祉施設入所者の地域生活への移行の考え方」

障害のある人の希望や状況に合わせた多様なニーズに応えられるよう、多様な形態の住まいの構築を進めることで、福祉施設入所者の状況を十分に踏まえながら地域移行を進めます。

国の第6期障害福祉計画指針に基づき、令和元年度末から令和5年度末までに、地域生活への移行の目標数を87人（令和元年度末時点の施設入所者数の約6%）、施設入所者数は23人（約1.6%）の減少を見込むこととします。なお、市内入所施設の定員数については、新規利用者などへのサービス提供を確保する必要があること、及び市外入所施設の利用者への対応等から、各施設の状況を踏まえつつ、現状を維持することとします。

これまで本市の入所施設は、生涯を送る施設ではなく、「地域生活支援型施設」と位置づけ、障害者が地域で自立した生活を送ることができるよう、支援に取り組んできたところです。入所施設が「通過型施設」としての役割・機能を担い、本人の意向に沿った地域生活への移行が可能となるよう、必要な取組を検討・実施します。また、施設に入所して支援を受けることが真に必要とされている方の把握を行い、適切なサービス提供を確保できること、多様なニーズに応える住まいのあり方を含め、必要な取組を検討・実施します。

### (2) 高齢化・重度化を踏まえた住まいの構築

事業名	事業内容	中間期 目標	もくひょう 目標
身体障害者・高齢者の住宅改造成及び模様替え	市営住宅に入居している障害者等の要望に対し、トイレや浴室への手すりの取付などの住宅改造を実施します。	すいしん 推進	すいしん 推進

こうれいか 高齢化 たいおう 対応のグループ ホームの検討・ かくじゅう 拡充	げんざい じっし 現在、実施している高齢化・重度化対応グル ープホーム事業を踏まえ、持続的に実現可能 な制度の検討を行っていきます。今後も進 んでいくことが見込まれる障害者の高齢 化・重度化に対応していくため、高齢化・重 度化対応グループホームを拡充していきま す。	すいしん 推進	すいしん 推進
こうれいか 高齢化・重度化 たいおう 対応バリアフリ ー改修事業 かいしゅうじぎょう	りよう ショウガイシヤ グループホームを利用する障害者が高齢に なり、それに伴う身体機能の低下等により、 従来のホームの設備で生活することが困難 となる場合でも、居住しているホームで 安心して生活し続けることができるよう、バ リアフリー等改修に係る経費を補助しま す。	じっし 実施	じっし 実施

## 1-2 暮らし

### 現状と施策の方向性

障害のある人が希望に合った暮らしをしていくためには、障害福祉サービスや社会資源を充実させることが重要です。障害の状況によって必要な支援は異なりますが、障害状況が変わったとしても必要な障害福祉サービスを安定して提供していかなければなりません。特に、地域で生活していく上で、障害のある人の生活を支える核として整備を進めてきた様々な拠点の機能を充実していくことが大切です。行動障害、医療的ケアなど専門的なニーズがある人も安心して暮らしていくような支援も欠かせません。さらに、自身の障害によって子育てや介護に不安がある人の困りごとを受け止めていくことも必要とされています。

また、長期入院中の人や施設入所中の人人がグループホームでの生活や一人暮らしに移ることができるよう、地域移行・地域定着や退院促進などの取組も継続して進めていかなければなりません。地域で活動する様々な団体・サービス提供事業所や医療機関を含め、障害のある人の生活を地域全体で支えていく体制づくりが求められています。

その中で、障害のある人が自立した生活を送ることができるようになるために、本人が生活力を身につけて安心して暮らすことができるよう、本人の持つ力を引き出す支援の必要性も見逃せません。意思決定を支え、日常生活を送る上で想定されるトラブルなどの

予防や対応を学ぶ機会を設けることや、本人の希望や思いに寄り添う伴走型の相談支援を充実させていくことが大切になります。

そこで、2つの方向性で施策を展開します。

(1) 地域での生活を支える仕組みの充実

障害福祉に関わる社会資源をもとに、既存のサービスを充実させていくことで、地域で安心して暮らすことができる体制づくりを目指します。

(2) 本人の力を引き出す支援の充実

障害の状況が変わっても、自ら希望するところで暮らしていくために、障害児・者やその家族にとって必要なサービスを提供する事業を引き続き実施します。

**取り組み  
取組**

(1) 地域での生活を支える仕組みの充実

事業名	事業内容	中間期 目標	もくひょう 目標
障害者地域活動ホーム事業	<p>在宅の障害児・者とその家族の地域生活を支援する拠点施設として、横浜市が独自に設置しているものです。主なサービスとして、生活介護や地域活動支援センター事業デイサービス型等の日中活動のほか、ショートステイや一時ケア等の生活支援事業を実施しています。施設規模等により、社会福祉法人型障害者地域活動ホームと機能強化型障害者地域活動ホームの2種類に分類されています。</p>	すいしん 推進	すいしん 推進

<p><b>精神障害者生活支援センター事業</b></p>	<p>とうごうしちょうしょう 統合失調症をはじめとした精神障害者の しゃかいふつき 社会復帰、自立及び社会参加を支援するため かくく 各区に1か所設置している精神障害者の ちいきせいかつしん 地域生活支援における本市の拠点施設です。 せいしんほけんふくし 精神保健福祉士を配置し、日常生活に関する せいしんほけんふくし 相談や助言、情報提供のほか、専門医による せいしんほけんふくし 相談や生活維持のためのサービス （食事、入浴、洗濯等）等を提供しています。 く 区や基幹相談支援センターとともに、本市の「地域生活支援拠点」や「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の中核に位置付けられています。</p>		<p>すいしん 推進</p>
<p><b>多機能型拠点の整備・運営</b></p>	<p>つね 常に医療的ケアを必要とする重症心身 じゅうしようしんしん 障害児・者等とその家族の地域生活を支援 じゅうせうじん するため、相談支援、短期入所、生活介護、 じんりょう 診療、訪問看護や居宅介護などを一体的に ていきよう 提供する多機能型拠点の整備を市内6方面 すす に進めます。</p>	<p>しない 市内4 ほうめん 方面 せいび 整備 かんりょう 完了</p>	<p>しない 市内6 ほうめん 方面 せいび 整備 かんりょう 完了</p>
<p><b>行動障害のある方の地域移行や地域生活を支える仕組みづくり</b></p>	<p>こうどうしようがい 行動障害のある方に必要とされる支援体制 かた について、特に地域移行や地域生活を支える ひつよう 機能の検討を進めます。</p>	<p>けんとう 検討</p>	<p>すいしん 推進</p>
<p><b>地域支援マネジメントによる障害福祉サービス事業所等への支援</b></p>	<p>はったつしようがいしゃしえん 発達障害者支援センターに「地域支援マネジメント」を配置し、障害福祉サービス事業所等に対し、行動障害・発達障害に係るコンサルテーションを実施します</p>	<p>すいしん 推進</p>	

<p>地域生活支援拠点機能の充実</p>	<p>障害のある方の高齢化・重度化、親なき後に備えるとともに、地域移行を進めるため。基幹相談支援センター・生活支援センター・区役所の3機関一体の運営により、地域のあらゆる社会資源を有機的につなぐネットワーク型の拠点機能を整備し、地域での居住支援機能の充実を図ります。</p>														
<p>精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築</p>	<p>精神障害のある方の生活のしづらさを地域で支えていくため、医療・保健・福祉の連携のもと、「協議の場」において関係者・関係機関が共通の認識の中で課題解決に向けた取組の検討と実施をしていきます。また、地域ごとの課題に対して特性をふまえた対応ができるよう、これまでの社会資源を十分に活用しながら、ネットワーク機能の見直しや新たなつながりを構築していきます。</p> <p>※この取組のため、精神障害者の障害福祉サービスの利用状況を把握し、基盤整備の過不足等について把握するため、以下の事項について、活動指標として設定します。</p> <p>・共同生活援助の利用者数（精神障害）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調整中</td> <td>調整中</td> <td>調整中</td> </tr> </tbody> </table> <p>・地域移行支援の利用者数（精神障害）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>108人／年</td> <td>120人／年</td> <td>132人／年</td> </tr> </tbody> </table>	令和3年度	令和4年度	令和5年度	調整中	調整中	調整中	令和3年度	令和4年度	令和5年度	108人／年	120人／年	132人／年	すいしん 推進	すいしん 推進
令和3年度	令和4年度	令和5年度													
調整中	調整中	調整中													
令和3年度	令和4年度	令和5年度													
108人／年	120人／年	132人／年													

	<p>ちいakteいちやくしえんりようしゃすう せいしんじょうがい</p> <p>・地域定着支援利用者数 (精神障害)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>れいわ ねndo 令和3年度</th><th>れいわ ねndo 令和4年度</th><th>れいわ ねndo 令和5年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>にn ねn 480人／年</td><td>にn ねn 576人／年</td><td>にn ねn 672人／年</td></tr> </tbody> </table> <p>じりtseikaftえんじよりようしゃすう せいしんじょうがい</p> <p>・自立生活援助利用者数 (精神障害)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>れいわ ねndo 令和3年度</th><th>れいわ ねndo 令和4年度</th><th>れいわ ねndo 令和5年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>にn ねn 60人／年</td><td>にn ねn 75人／年</td><td>にn ねn 90人／年</td></tr> </tbody> </table> <p>じりtseikaft りようしゃすう せいしん ・自立生活アシスタント利用者数 (精神 障害)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>れいわ ねndo 令和3年度</th><th>れいわ ねndo 令和4年度</th><th>れいわ ねndo 令和5年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>にn ねn 323人／年</td><td>にn ねn 323人／年</td><td>にn ねn 323人／年</td></tr> </tbody> </table> <p>よこはま せいしんじょうがいしゃたいいん じぎょうりよう ・横浜市精神障害者退院サポート事業利用 者</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>れいわ ねndo 令和3年度</th><th>れいわ ねndo 令和4年度</th><th>れいわ ねndo 令和5年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>にn ねn 180人／年</td><td>にn ねn 180人／年</td><td>にn ねn 180人／年</td></tr> </tbody> </table>	れいわ ねndo 令和3年度	れいわ ねndo 令和4年度	れいわ ねndo 令和5年度	にn ねn 480人／年	にn ねn 576人／年	にn ねn 672人／年	れいわ ねndo 令和3年度	れいわ ねndo 令和4年度	れいわ ねndo 令和5年度	にn ねn 60人／年	にn ねn 75人／年	にn ねn 90人／年	れいわ ねndo 令和3年度	れいわ ねndo 令和4年度	れいわ ねndo 令和5年度	にn ねn 323人／年	にn ねn 323人／年	にn ねn 323人／年	れいわ ねndo 令和3年度	れいわ ねndo 令和4年度	れいわ ねndo 令和5年度	にn ねn 180人／年	にn ねn 180人／年	にn ねn 180人／年		
れいわ ねndo 令和3年度	れいわ ねndo 令和4年度	れいわ ねndo 令和5年度																									
にn ねn 480人／年	にn ねn 576人／年	にn ねn 672人／年																									
れいわ ねndo 令和3年度	れいわ ねndo 令和4年度	れいわ ねndo 令和5年度																									
にn ねn 60人／年	にn ねn 75人／年	にn ねn 90人／年																									
れいわ ねndo 令和3年度	れいわ ねndo 令和4年度	れいわ ねndo 令和5年度																									
にn ねn 323人／年	にn ねn 323人／年	にn ねn 323人／年																									
れいわ ねndo 令和3年度	れいわ ねndo 令和4年度	れいわ ねndo 令和5年度																									
にn ねn 180人／年	にn ねn 180人／年	にn ねn 180人／年																									
せいしんじょうがいしゃ 精神障害者の かぞくしえんじぎょう 家族支援事業	<p>せいしんじょうがいしゃ かぞく てきせつ かんけい たも 精神障害者とその家族が適切な関係を保つ ため、緊急滞在場所を準備するとともに、 家族が精神疾患について理解を深める機会 を提供します。</p>	すいしん 推進	すいしん 推進																								
いりょうてき あじ 医療的ケア児・ しゃとう しえん 者等の支援のた かんけい き かん めの関係機関の きょう ぎ ば かいさい 協議の場の開催	<p>いりょうてき じ しゃとう ちいき さら 医療的ケア児・者等への地域における更なる 支援の充実に向けて、保健・医療・障害 福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図る ため、横浜市医療的ケア児・者等支援検討 委員会において、課題共有、意見交換、対応 策等の検討を行います。</p>	すいしん 推進	すいしん 推進																								
いりょうてき じ 医療的ケア児・ しゃとう しえん しやようせい 者等支援者養成	<p>うけいれたいせい じゅうじつ はか しょぞく しせつ 受入体制の充実を図るため、所属する施設・ じぎょうじょとう いりょうてき じ しゃとう うけ 事業所等において、医療的ケア児・者等の受 い せつきよくてき おこな しえん ひつよう 入れを積極的に行えるよう、支援に必要な ちしき ぎじゅつ ふきゅうけいはつ おこな しえん しや ようせい 知識・技術の普及啓発を行う支援者を養成 します。</p>	すいしん 推進	すいしん 推進																								

メディカルショ ートステイ事業	医療的ケアが必要な重症心身障害児・者等を、在宅で介護する家族の負担軽減と在宅生活の安定を目的として、一時的に在宅生活が困難となった場合などに、病院での受け入れを実施します。	すいしん 推進	すいしん 推進
--------------------	--	------------	------------

指標名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域生活支援拠点の整備	全区実施	全区実施	全区実施
地域生活支援拠点の整備（地域生活支援拠点が有する機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数）	1回	1回	1回
精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上）	調整中	調整中	調整中
精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳未満）	調整中	調整中	調整中
精神病床における早期退院率（入院後3か月時点）	調整中	調整中	調整中
精神病床における早期退院率（入院後6か月時点）	調整中	調整中	調整中
精神病床における早期退院率（入院後1年時点）	調整中	調整中	調整中
精神障害にも対応した地域包括ケアシステム（保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数）	3回(市域) 定期(区域)	3回(市域) 定期(区域)	3回(市域) 定期(区域)
精神障害にも対応した地域包括ケアシステム（保健、医療及び福祉関係者による目標設定及び評価の実施回数）	1回	1回	1回
発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数（学齢後期障害児支援事業分を除く）	1,000件	1,000件	1,000件

きょたくかいご 居宅介護	127,601 じかんぶん 時間分	129,642 じかんぶん 時間分	131,716 じかんぶん 時間分
	8,070人 にん	8,417人 にん	8,778人 にん
じゅうどほうもんかいご 重度訪問介護	89,044 じかんぶん 時間分	99,640 じかんぶん 時間分	111,497 じかんぶん 時間分
	544人 にん	613人 にん	691人 にん
どうこうえんご 同行援護	16,360 じかんぶん 時間分	17,112 じかんぶん 時間分	17,899 じかんぶん 時間分
	856人 にん	894人 にん	934人 にん
こうどうえんご 行動援護	13,544 じかんぶん 時間分	15,792 じかんぶん 時間分	18,413 じかんぶん 時間分
	855人 にん	1,072人 にん	1,344人 にん
たんきにゅうしょ ふくしがた 短期入所 (福祉型) (/月)	1,100人分 にんぶん	1,120人分 にんぶん	1,140人分 にんぶん
	5,500人日 にんにち	5,600人日 にんにち	5,700人日 にんにち
たんきにゅうしょ いりょうがた 短期入所 (医療型) (/月)	400人分 にんぶん	410人分 にんぶん	420人分 にんぶん
	2,000人日 にんにち	2,050人日 にんにち	2,100人日 にんにち
にっちゅういち じ しえん 日中一時支援 (/月)	240人分 にんぶん	240人分 にんぶん	240人分 にんぶん
	800回 かい	800回 かい	800回 かい
にちじょうせいかつようぐきゅうふ たいよ 日常生活用具給付・貸与 (/年)	86,000件 けん	86,000件 けん	86,000件 けん
ちいきいこうしえん 地域移行支援 (/年)	120人分 にんぶん	132人分 にんぶん	144人分 にんぶん
ちいきていちやくしえん 地域定着支援 (/年)	600人分 にんぶん	720人分 にんぶん	840人分 にんぶん

横浜市精神障害者退院サポート事業 （／年）	じぎょう 180人	にん 180人	にん 180人
--------------------------	--------------	------------	------------

## トピック 「行動障害のある人への地域移行及び地域生活に向けた取組」

横浜市では、行動障害のある人が身近な地域の中で安心して生活できる仕組みづくりのため、横浜市障害者施策推進協議会の部会の中で、障害のある人の家族や外部有識者などによる検討を行って方向性を定め、様々な施策を実現・推進してきました。

平成28年度から、障害福祉サービス事業所等の職員を対象に、行動障害に係る支援力向上を図るために「強度行動障害支援力向上研修」を開催しています。この研修は、市内法人が協働し、「オール横浜市」として実施しています。

また平成28年度から、発達障害者支援センターに「地域支援マネジャー」を配置し、障害福祉サービス事業所等を訪問して、行動障害・発達障害に関して支援者がより良い支援を提供するためのアセスメントや助言を実施しています。

今後、こうした取組を継続的に実施するとともに、行動障害のある人の地域移行や地域生活を支える仕組みづくりについて、さらに検討を進めています。

## (2) 本人の力を引き出す支援の充実

事業名	事業内容	中間期目標	目標
障害者自立生活アシスタント	地域で単身等で生活する障害者に対して、自立生活アシスタントが、その障害特性を踏まえて、具体的な生活場面での社会適応力を高める助言を中心とした支援を行います。国の実施事業との関係を整理しながら推進していきます。	すいしん 推進	すいしん 推進
後見的支援制度	障害者本人や家族に寄り添う「伴走型相談支援」として日頃から関わることで、親なきあとも安心して暮らすことができる地域での見守り体制を構築します。	すいしん 推進	すいしん 推進

消費者教育事業	障害者や家族及び支援者が、商品・サービスの利用及び契約に関わるトラブル等を学ぶことにより、安心した日常生活を送れるよう、意識啓発を図ります。	すいしん 推進	すいしん 推進
---------	--	------------	------------

指標名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	80人分	100人分	120人分
自立生活アシスタント	690人分	690人分	690人分

### 1-3 移動支援

#### 現状と施策の方向性

今回実施したアンケート調査で、「日常の生活に介助が必要」とした人のうち50%以上の人々が、外出する際に介助が必要だと回答しています。外出の際のニーズは以前から高く、横浜市でも障害のある人の移動を支える制度を拡充してきました。本人の希望に沿った移動支援に関する情報を整理して提供できる体制として設置した移動情報センターは、平成29年度から全区で展開しています。また、グループインタビューなどでは、日常生活を送る上で必要不可欠な外出に限らず、趣味や余暇、観光など様々な外出について移動支援を求める声がありました。

このような多様なニーズに応えるためには、移動時の付き添い支援、経済的負担の軽減など、障害のある人に合わせた適切な支援を行なう必要があります。地域の窓口となる移動情報センターの運営推進やガイドヘルパー等担い手の発掘・育成の強化等を通じ、移動支援の充実に向けた取組を進めています。

#### 取組

事業名	事業内容	中間期 目標	目標
移動情報センター運営等事業の推進	移動支援に関する情報を集約し、一人ひとりにあった適切な情報を提供することや、移動支援を支える人材の発掘・育成を行なう移動情報センターを全区に設置し、市内のどの地域でも移動支援の仕組みを効果的に利用できるようにします。	そだん 相談 けんすう 件数 3,300件	そだん 相談 けんすう 件数 3,600件

【再掲】ガイドヘルパー等研修受講料助成	ガイドヘルパー等の資格取得のための研修受講料の一部を助成し、人材確保を図ります。	すいしん 推進	すいしん 推進
【再掲】ガイドヘルパースキルアップ研修	より質の高いサービスが提供できるよう、移動支援事業の従業者を対象に研修を実施します。	すいしん 推進	すいしん 推進
難病患者外出支援サービス事業	一般の交通機関を利用して外出に困難を伴う、車いす等を利用する難病患者に福祉車両による送迎サービスを提供します。	すいしん 推進	すいしん 推進
在宅重症患者外出支援事業	車いすによる移動が困難でストレッチャ一対応車を使用せざるを得ない難病患者が、通院等の際、所定の患者等搬送用自動車を利用した場合に、その移送費の一部を助成します。	すいしん 推進	すいしん 推進
福祉有償移動サービス事業	移動に介助が必要な身体障害者等を対象に、登録されたNPO法人等による、自家用自動車を利用した移動サービスを促進します。	すいしん 推進	すいしん 推進
重度障害者等への移動支援事業の拡充	公共交通機関での外出が困難な重度障害者等に対して、移動支援事業の拡充を図ります。	すいしん 推進	すいしん 推進

指標名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援事業 (移動介護・通学通所支援)	781,554 時間分	797,185 時間分	813,128 時間分
	6,479人分	6,673人分	6,873人分

## 1-4 まちづくり

### 現状と施策の方向性

これまでの取組によって、公共施設やターミナル駅などにおけるハード面の整備状況については、今回実施したグループインタビューでも高い評価を得ることができました。一方で、公共交通機関の施設や、公共施設などから離れた地域は、バリアフリーが進んでいないという声もありました。こうした意見の中には、建物や設備のことだけでなく、障害理解などのソフト面の取組が進んでいないといった指摘も含まれています。

こうした意見を踏まえ、障害のある人もない人も過ごしやすいまちづくりを推進するためには、これまで取り組んできた以上に、福祉や交通、建築など様々な分野で、市民・民間企業・行政などの多様な主体が、さらなる連携を図ってバリアフリーを推進するとともに、一人ひとりが障害を理解し、必要な配慮を知ったうえで、誰もが支え合う地域共生社会をつくるという意識を持つことが重要です。

そこで、施策として、市民・事業者・行政が協力して、誰もが安全に安心してまちを移動し、様々な施設を利用できる環境をハードとソフトとを一体的に整えるなど、福祉のまちづくりをさらに推進していきます。

### 取組

事業名	事業内容	中間期目標	目標
福祉のまちづくり推進事業	「横浜に関わる全ての人がお互いを尊重し、助け合う、人の優しさにあふれたまちづくり」を実現するため、ハードとソフト（環境整備や福祉教育など）を一体的に取り組み、福祉のまちづくりを推進します。	すいしん 推進	すいしん 推進
公共交通機関のバリアフリー化	誰もが移動しやすい環境整備の一環として、鉄道駅舎へのエレベーター等の設置及びノンステップバスの導入促進を図ります。	すいしん 推進	すいしん 推進
バリアフリーの推進（バリアフリー基本構想の検討・作成）	バリアフリー法に基づき、駅周辺の重点的かつ一体的なバリアフリー整備を推進するため、区ごとにバリアフリー基本構想を作成します。 ・策定済み地区の見直しや、未策定地区の新規作成等	すいしん 推進	すいしん 推進

バリアフリーの すいしん 推進（バリアフリ ー 歩行空間 の せいび 整備）	駅周辺のバリアフリー化を推進するため、 バリアフリー基本構想に基づき、道路のバリ アフリー化を、引き続き、進めます。	すいしん 推進	すいしん 推進
横浜市公共サイ ンガイドライン の運用推進	公的機関により設置される歩行者用案内・ 誘導サインの規格や表示内容等の統一を図 るためのガイドラインの運用を推進します。 また、公共サインの掲載基準等について必 要に応じて見直しを検討し、より歩行者にわ かりやすいサイン整備を進めていきます。	すいしん 推進	すいしん 推進
エレベーター 設置事業	エレベーターの整備など、学校施設のバリア フリー化を進め、障害児が学びやすい環境 を整備します。	すいしん 推進	すいしん 推進

今回実施したアンケート調査では、将来に不安を感じることとして「健康や体力が保てるかどうか」ということが最も多く挙げられています。障害児・者やその家族にとって、健康や老後のことが大きな課題であると考えられます。そこで、障害のある人もない人も誰もが健康づくりに取り組みやすくなる施策を検討し、地域で安心して暮らせるよう、一人ひとりその人なりの健康づくりを支えていきます。さらに、医療従事者が障害理解を深めることなどにより必要な時に適切な医療を受けられる環境を充実させていきます。

また、地域で安全に暮らすためには、防災・減災の観点も欠かせません。障害の種別やあるなしに関わらず地域で支え合い、助け合うことができるような関係づくりが必要です。そのため、障害特性に応じた情報提供や、防災訓練などを通した地域への障害の理解啓発を進め、自助・共助の取組を支援し、震災・風水害など様々な災害に対応するものが求められています。

## 2-1 健康・医療

### 現状と施策の方向性

今後、障害者自身の高齢化・重度化もさらに進むと予測される中、障害の重度化の緩和、生活習慣病の予防及び合併症や重症化の予防は、地域の中で暮らし続けていくうえで非常に重要です。今回のアンケート調査では、およそ半数の人が、健康・医療について必要なこととして「十分な睡眠と栄養」「適度な運動」と回答しています。これは、第3期横浜市障害者プランで取り組んできた生活習慣病予防などの普及啓発の成果が出ているとも考えられます。一方、同アンケート調査で「運動はしていない」と回答した人は半数を超えていました。健康づくり・介護予防などをどのように取り組めばよいのか、伝えきれていないのが現状だといえます。

また、受診が必要になったとき、医療機関に受診しやすい環境も重要です。グループインタビューでも、ちょっとした体調不良や歯科検診などは、自身の障害についてよくわかっている近隣の医療機関で受診したいという意見が聞かれました。障害を専門とする医療機関だけではなく、障害のことをよく理解して対応ができる医療機関が増えていくことは、障害のある人にとっての安心になります。いざというとき速やかに対応できる医療環境を整えることと併せ、普及啓発や研修など、医療従事者に対して障害のことをより深く知ってもらうことにも引き続き取り組んでいく必要があります。

そこで、3つの方向性で施策を展開します。

## (1) 障害者の健康づくりの推進

運動、歯・口腔や食生活など健康増進の基本要素となる分野について、障害者団体とも協力しながら、健康増進計画と連動させて検討・推進します。また、障害者に必要な体力づくりやリハビリテーションが地域で行えるよう、人材育成も含めた環境の整備を進めます。

## (2) 医療環境の充実

障害のある人に、適切な医療を提供できるよう、難病患者や医療的ケア児・者等への支援の充実や、医療機関・医療従事者に対する障害特性への理解を深める研修などを通じて、医療環境の充実に努めます。  
また、精神科救急医療については、土曜日・日曜日・祝日などの病院が救急医療体制を取ることが困難な日及び時間帯における受入病床を確保し、体制が充実されるよう努めます。

### 取組

## (1) 障害者の健康づくりの推進

事業名	事業内容	中間期目標	目標
障害者へのスポーツを通じた健 康・体力作り 支援	障害特性を理解した障害者スポーツ文化センターのスタッフ等が、障害者が体力作りや余暇活動を身近な場所で行えるよう、地域の人材育成も含めた環境整備を進めます。	すいしん 推進	すいしん 推進
【再掲】障害福祉施設職員等 への支援	障害者のQOLの向上を目指して、障害特性やライフステージに応じた障害の重度化の緩和、生活習慣病の予防等の普及啓発を図るため、障害福祉施設における衛生管理、栄養管理に関する研修、連絡会等を実施します。	すいしん 推進	すいしん 推進

## トピック 「医療的ケア児・者への支援」

医療技術の進歩を背景として、病院を退院後、人工呼吸器や胃ろう、吸引などの医療的ケアを日常的に受けながら在宅で生活をされている人（以下では「医療的ケア児・者」と言います）が増えています。

医療的ケア児・者の家族には、夜中も人工呼吸器の管理や痰の吸引などが必要なために長い時間は眠れなかったり、介護や見守りのために時間的な制約があったりして、大きな負担がかかっている人が多くいます。

また、医療や福祉などで必要とするサービスも専門的なものが多いことから、調整役を務められる人が少ないため、家族が自分で調整することを強いられています。情報が少ない中で、なかなか適切なサービスが見つからなかつたりすることが課題となっています。

加えて、風邪や予防接種などのときに近所で受診しようとしても受診できるクリニックが見つからなかったり、希望どおり医療的ケア児・者に対応できるサービスや施設が少なかつたりすることも課題です。

そのため、医療的ケア児・者が地域で生活するのに必要な医療・福祉・教育などの支援を総合的に調整する体制をつくり、サービス利用を充実させようと「医療的ケア児・者等支援促進事業」を実施しています。現在取り組んでいることは、

① 医療的ケア児・者とその家族、地域の支援者や関係機関とのつなぎ役として必要な支援を総合的に調整する「横浜型医療的ケア児・者等コーディネーター」の養成・配置

② 施設・事業所などで積極的に支援を行うため必要な知識・技術の普及・啓発を行う「横浜型医療的ケア児・者等支援者」の養成

③ 医療・福祉・教育等の関係機関が一堂に会して、地域での支援の充実に向けて議論する「横浜市医療的ケア児・者等支援検討委員会」の開催

④ 医療的ケア児・者や地域の施設・事業所などの実態を継続的に把握する仕組みづくり

の4つです。

この取組により、地域の支援者や関係機関とのネットワークをつくり、医療的ケア児・者が安心して生活ができるようにしていきます。

(2) 医療環境の充実

事業名	事業内容	中間期 目標	もくひょう 目標
難病患者一時入院事業	医療依存度の高い難病患者が介助者の事情により、在宅で介助を受けることが困難になつた場合、一時的に入院できるようにします。	推進	すいしん 推進
歯科保健医療 推進事業（心身障害児・者歯科診療）	通常の歯科診療では対応が困難な心身障害児・者に対する歯科治療の確保を、引き続き、図ります。	すいしん 推進	すいしん 推進
【再掲】メディカルショートステイ事業	医療的ケアが必要な重症心身障害児・者等を、在宅で介護する家族の負担軽減と在宅生活の安定を目的として、一時的に在宅生活が困難となった場合などに、病院での受け入れを実施します。	すいしん 推進	すいしん 推進
難病患者在宅 療養計画策定・評価事業	在宅難病患者に対し、保健・医療・福祉の各サービスを適切に提供するために、関係者が合同でサービス内容を検討します。	すいしん 推進	すいしん 推進
医療機関連携事業	障害児・者が身近な地域で適切な医療が受けられる環境づくりを推進するため、障害特性等を理解し適切な医療を提供できる医療機関を増やします。	すいしん 推進	すいしん 推進
重度神経難病患者在宅支援システムの構築	発病から数年で急速に進行する神経難病患者に対する在宅支援システムを、専門医療機関・在宅リハビリテーション等の保健・医療関係者と障害福祉サービス事業等との連携により、構築します。 ・ALS患者に加え、筋ジストロフィー症者のライフステージに合わせた生活障害支援を目的に、在宅リハビリテーションを活用する流れを構築します。	こうちく 構築	こうちく 構築

<p><b>在宅療養児の 地域生活を支えるネットワーク れんらくかい 連絡会</b></p>	<p>障害児・者の医療（入院・在宅）に関する医療関係者を中心、福祉・教育関係者を対象として、在宅支援に必要な情報交換や人的交流を通じて、障害理解を促進します。</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>すいしん 推進</p>
<p><b>重症心身障害児・者の在宅生活を支えるための支援体制の充実</b></p>	<p>重症心身障害児・者の在宅生活を支えるための医療体制をはじめとする検討を行い、支援体制の充実を図ります。</p>	<p>けんとう 検討</p>	<p>すいしん 推進</p>
<p><b>重度障害者等入院時コミュニケーション支援事業</b></p>	<p>入院先医療機関の医師・看護師等との意思疎通が十分に図れない障害児・者を対象に、入院前にコミュニケーション支援員を派遣します。</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>すいしん 推進</p>
<p><b>健康ノート</b></p>	<p>障害児・者が自分の住む地域の医療機関で受診する際に活用できる「健康ノート」について、入手しやすくなるよう検討し、より活用できるようにします。</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>すいしん 推進</p>
<p><b>【再掲】医療従事者研修事業</b></p>	<p>疾病や障害のある小児及び重症心身障害児・者の支援に必要な知識・技術の向上を図り、障害特性を理解した医療従事者を育成するための研修を実施します。</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>すいしん 推進</p>
<p><b>【再掲】障害福祉施設等で働く看護師の支援</b></p>	<p>障害福祉施設等で働く看護師の定着に向けた支援を行うとともに、確保の方策について検討します。</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>すいしん 推進</p>
<p><b>精神科救急医療対策事業</b></p>	<p>精神疾患の急激な発症や精神症状の悪化などで、早急に適切な精神科医療を必要とする場合に、精神保健福祉法に基づく診察や病院の紹介を行うとともに、必要な医療施設を確保すること等により、引き続き救急患者の円滑な医療及び保護を図ります。</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>すいしん 推進</p>

<p>せいしんしつかん がっぺい 精神疾患 を 合併</p> <p>しんたいきゅうきゅう する 身体救急</p> <p>かんしゃ きゅうきゅう い 患者 の 救急医</p> <p>りょうたいせい び じ 療 体制整備事</p> <p>ぎょう 業</p>	<p>せいしんしつかん がっぺい 精神疾患を合併する身体救急患者を適切</p> <p>いりょうきかん えんかつ はんそう な医療機関へ円滑に搬送できるよう、</p> <p>きゅうきゅういりょうたいせい こうちく 救急医療体制を構築します。</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>すいしん 推進</p>
--	---	--------------------	--------------------

## 2-2 防災・減災

### 現状と施策の方向性

横浜市では、災害発生時に要援護者の安否確認等が迅速に行えるよう、日頃からの地域の支え合いの取組を支援する災害時要援護者支援事業などを推進してきました。その成果として、災害時要援護者支援の取組を実施している自治会・町内会の割合は毎年高まっています。

また、今回のアンケート調査でも、およそ半数の人が「自分の避難先を確認している」「災害時の水や食料を準備している」と答えています。一方で、現在の避難所へ辿り着くことができるか、避難所で周りの人や知らない人とうまく過ごしていくか、自分の障害のことを理解してもらえるなどの不安を持っている人は今回のアンケート調査でも4割以上に上りました。

障害特性に応じた情報提供や、障害のある人も参加した地域防災拠点での訓練の実施など、災害に備えた自助・共助の取組は継続して推進する必要があります。

行政として、平時から災害に備えた必要な対応について啓発を行ふとともに、防災訓練などを通じて障害者が日頃から困っていることや一人ひとりに必要な支援について地域に理解していただくなど、自助・共助の取組を支援し、震災・風水害など様々な災害に対応できるよう検討する必要があります。

事業名	事業内容	中間期 目標	もくひょう 目標
災害時要援護者支援事業	災害時に自力避難が困難な要援護者の安否確認や避難支援等の活動が円滑に行われるよう、災害時要援護者名簿や避難支援に必要な情報を地域に提供し、日頃からの地域における自主的な支え合いの取組を支援します。	すいしん 推進	すいしん 推進
障害者・支援者による災害時等の障害理解促進	セイフティーネットプロジェクト横浜や関係機関等と連携し、各区で実施される地域防災拠点訓練等で障害者理解を促進します。	すいしん 推進	すいしん 推進
災害時等の自助力向上に向けたツールの作成及び普及・啓発	風水害を含めた災害時に備え、自助力の向上のためのツールの検討・作成と、本市ウェブサイト等を活用した普及・啓発を行っていきます。	すいしん 推進	すいしん 推進
災害時における自助・共助の情報共有の推進	横浜市障害者推進協議会や各団体の会議体にて、災害時における自助・共助について情報共有を行います。	じっし 実施	じっし 実施
障害種別応急備蓄物資連携事業	障害特性に応じた応急備蓄物資について、引き続き保管できるよう、普及・啓発を実施します。	じっし 実施	じっし 実施

## トピック 「セイフティーネットプロジェクト横浜（S-net横浜）の活動」

「セイフティーネットプロジェクト横浜（S-net横浜）」とは、横浜市内の15の障害福祉関係団体と機関による組織です。障害のある人やその家族が主体となって、自分たちのできることから活動することを大切にしながら、地域の人々へ様々な障害についての理解を深めてもらい、障害のある人が地域で安心して暮らしていくよう、活動しています。

### ■ 「コミュニケーションボード・カード」の活用促進

文字や言葉によるコミュニケーションが苦手な人が、ボードやカードに描かれた絵や記号を指することで、意思を伝えやすくする「コミュニケーションボード・カード」を作成し、普及啓発を行っています。

※ これまでに作成した「お店用」「救急用」「災害用」のボードやカードについては、次のURLから自由にダウンロードして使えます。

<http://www.yokohamashakyo.jp/siencenter/safetynet/cboard.html>

### ■ 出前講座の実施

障害のある人や家族、支援者が、地域の人たちと災害時の備えと一緒に取り組めるような関係を作っていくために、「避難場所での自閉症や知的障害のある人への支援」などをテーマとした講座を行っています。

### ■ 「黄色と緑のバンダナ」の取組の推進

災害時、配慮が必要であることがわかりにくい障害のある人も、必要な支援を受けることができるよう、「配慮が必要な人は【黄色】」「支援ができる人は【緑色】」のものを身に着けようという取組を進めています。

障害のある子どもは、育ちと暮らしに個別の課題を抱えています。子どもとしての育ちを支えるとともに、発達段階に応じた適切な支援が必要です。

横浜市では、障害のある子どもとその家族を支援するため、障害の早期発見・早期療育の仕組みづくりを進め、地域療育センターの機能の充実を図るとともに、療育と教育の連携に取り組んできました。

昨今、横浜市における統計では、子どもの人口が減少傾向にある中、障害のある子どもは増加しています。一方で、保育所や幼稚園では障害のある子どもの積極的な受入れが進むとともに、障害児通所支援事業所が増加するなど、障害のある子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。

引き続き、障害児に関わる機関が連携し、障害のある子どもがそれぞれの生活の場面で、きめ細かな支援が受けられることが必要です。

教育の場では、すべての子どもが一貫して適切な指導・支援を受け、必要な合理的配慮が提供されることが大切です。そのため、すべての教職員が特別支援教育に対し理解を深め、校内支援体制を充実させていくことが必要になります。

そして、「療育、保育、教育、就労支援等の連携による切れ目のない一貫した支援が多様な人間関係を育み、社会生活の経験を積むことにつながる」という視点で、施策を開拓する必要があります。

### 3-1 療育

#### 現状と施策の方向性

横浜市では、子どもの人口が減少傾向にある中、障害のある子どもは増加しています。とりわけ、軽度の知的障害児や知的に遅れのない発達障害児の増加が顕著になっています。

地域療育センターにおいても利用希望者の増加だけでなく障害の重度化やニーズの多様化に対応するため、新たな療育の仕組みを構築していくことが求められています。

また、障害のある子どももない子どもも分け隔てなく、共に育ち、学ぶという理念の浸透や、保護者の就労をはじめとしたライフスタイルの変化の影響で、保育所・幼稚園に通う障害児が増加している他、児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所が増加し、障害のある子どもが利用できるサービスも拡充しています。

さらに、学齢後期（中学生・高校生年代）における発達障害に関する相談件数等も増加しており、支援体制の充実が必要です。

障害児やその家族の様々なニーズに的確に応え、地域での生活を支えるため、障害児を取り巻く環境の変化に合わせ、支援体制の見直しを行ふとともに、それぞれの機関がサ

ービスの質の向上に取り組み、これまで以上に各機関が連携して支援に取り組む必要があります。

そこで3つの方向性で施策を展開します。

### (1) 地域療育センターを中心とした支援の充実

0歳から小学校期の障害がある子どもやその保護者等に、相談から評価及び療育までの一貫した支援を行います。  
相談の初期段階から、療育センターの持つ知識や経験に基づく適切な評価、療育計画の作成及び支援を行います。また、保育所や幼稚園等と地域療育センターを併用する障害児が増加していることから、並行通園を前提とした集団療育、保育所や幼稚園への支援を充実します。

### (2) 切れ目のない支援体制の充実

地域療育センター等と保育所・幼稚園及び、自主的な活動である地域訓練会との連携により、乳幼児期から学齢期まで、切れ目のない一貫した支援を目指します。  
国の考え方に基づいて、福祉と教育と各家庭が連携して障害児を支援する体制の整備や保護者に対する支援に取り組みます。  
障害児相談支援事業所を増やし、希望する全ての人が障害児相談支援を受けられる体制をつくることにより、障害児が将来望む暮らしを実現するために、必要なサービスを継続的に選択することができる相談支援体制を目指します。

### (3) 学齢障害児に対する支援の充実

学齢期の障害児が、放課後や夏休みなどにのびのびと過ごしながら療育訓練や余暇支援を受けられるよう、放課後等デイサービスなどの居場所の確保を進めるとともに、そのサービスの質の向上を図ります。また、引き続き、放課後キッズクラブなど、放課後児童育成事業における受け入れも推進します。  
学齢後期（中学生・高校生年代）の発達障害児が、自立した成人期を迎えるための相談支援体制を拡充します。

とりくみ  
取組

(1) 地域療育センターを中心とした支援の充実

事業名	事業内容	中間期 もくひょう 目標	もくひょう 目標
地域療育センター運営事業	<p>障害がある、またはその疑いのある児童に、専門性の高い評価や支援計画に基づき、集団療育や保育所・幼稚園、学校への巡回訪問、保護者支援等を行います。</p> <p>また、区福祉保健センターの療育相談へのスタッフ派遣等を行います。</p>	すいしん 推進	すいしん 推進
指標名	令和3年度 れいわ ねんど 600人 にん 4,800人日 にんにち	令和4年度 れいわ ねんど 650人 にん 5,200人日 にんにち	令和5年度 れいわ ねんど 700人 にん 5,600人日 にんにち
保育所等訪問支援	190か所 にん 3,800人 にん 297,000 にんにち 人日	200か所 にん 4,000人 にん 314,900 にんにち 人日	210か所 にん 4,000人 にん 327,500 にんにち 人日
児童発達支援 (地域療育センター実施分を含む)	調整中 ちょうせいちゅう	調整中 ちょうせいちゅう	調整中 ちょうせいちゅう
児童発達支援のうち、主に重症心身障害児を支援する事業所 (地域療育センター実施分を含む)	調整中 ちょうせいちゅう	調整中 ちょうせいちゅう	調整中 ちょうせいちゅう
医療型児童発達支援 (地域療育センター実施分を含む)	9か所 にん 185人 にん 18,000人日 にんにち	9か所 にん 185人 にん 18,000人日 にんにち	9か所 にん 185人 にん 18,000人日 にんにち
居宅訪問型児童発達支援	1か所 にん 30人 にんにち 60人日	1か所 にん 30人 にんにち 60人日	1か所 にん 30人 にんにち 60人日

(2) 切れ目のない支援体制の充実

事業名	事業内容	中間期 目標	目標
地域訓練会運営 費助成事業	障害児の保護者等が自主的に組織し、地域で機能回復訓練や保育を行う、地域訓練会の運営費を助成します。	すいしん 推進	すいしん 推進

指標名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害児相談	126か所	137か所	149か所
	がくれい 学齢 8,800人	がくれい 学齢 9,700人	がくれい 学齢 10,700人
	みしゅうがく 未就学 3,800人	みしゅうがく 未就学 4,000人	みしゅうがく 未就学 4,200人
ペアレントトレーニング実施者養成 研修	15か所	30か所	30か所

(3) 学齢障害児に対する支援の充実

事業名	事業内容	中間期 目標	目標
学齢後期障害児 支援事業	学齢後期(中学生・高校生年代)の発達障害児等が安定した成人期を迎えるよう、児童や家族等からの相談に専門的な指導、助言を行います。 また、関係機関と連携し、発達障害に起因する問題の解決に向けた支援を行います。	4か所	4か所

指標名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
子ども・子育て支援等(保育所、放課後児童健全育成事業所等)における障害児の受け入れ体制の整備	すいしん 推進	すいしん 推進	すいしん 推進
放課後等デイサービス事業	410か所	460か所	510か所
	8,800人	9,700人	10,700人
	1,128,000 人日	1,274,700 人日	1,440,500 人日

放課後等デイサービス事業のうち、主に重症心身障害児を支援する事業所	調整中	調整中	調整中
	調整中	調整中	調整中
	調整中	調整中	調整中
放課後等デイサービス事業のうち、主に重症心身障害児を支援する事業所のある区の割合	100 %	100 %	100 %
発達障害者支援センターによる相談件数（学齢後期障害児支援事業分）	6,000件	6,000件	7,200件
発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発（学齢後期障害児支援事業分）	25件	25件	30件

### 3-2 教育

#### 現状と施策の方向性

市全体の児童生徒数が減少する中、特別な支援が必要な子どもたちは増加しています。一般学級に在籍し特別な指導や支援を必要とする子どものための通級指導教室や、個別支援学級の在籍児童数の増加はこの10年間で1.7倍になっています。また、特別支援学校では障害の多様化・重度化・重複化への対応が求められています。

障害の状態や特性などが異なる子ども一人ひとりのニーズに対応した適切な指導・支援を充実させていくには、教職員が特別支援教育に対して理解を深め、専門性を向上させることができます。さらに、医療的ケアを必要とする子どもへの対応や多様なニーズに応じた学びの場の提供、保護者の負担軽減に向けた取組が求められています。

また、グループインタビューなどでは、学齢期の支援だけでなく、療育から教育、教育から就労といったライフステージの継ぎ目の部分で、切れ目がない一貫した支援を行うことを求める声が挙げられました。

こういった現状を踏まえ、3つの方向性で施策を展開します。

- (1) 療育と教育の連携による切れ目のない支援  
 地域療育センターや特別支援学校等の専門性を活用した学校支援の実施や、保育・療育機関と就学先の情報の共有化など、引き続き、療育と教育の連携による切れ目のない一貫した支援を行います。
- (2) 教育環境・教育活動の充実  
 第3期横浜市教育振興基本計画に基づき、すべての子どもにあらゆる教育の場で、一貫した支援、適切な指導支援や必要な合理的配慮を提供するとともに、すべての教職員が特別支援教育に対して理解を深め、校内支援体制の充実を図ります。
- (3) 教育から就労への支援  
 特別支援学校等と就労支援機関の連携をより一層強化し、就労支援・職場定着支援の充実を進めていきます。

### とりくみ 取組

- (1) 療育と教育の連携による切れ目のない支援

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	ちゅうかんき 中間期 もくひょう 目標	もくひょう 目標
よこはまがた 横浜型センター 的機能の充実	地域療育センターや特別支援学校、通級指導教室等の担当者が、小・中学校や児童生徒、保護者からの相談に対応するなど、特別な支援が必要な児童生徒を支援します。	すいしん 推進	すいしん 推進
しゅうがくせつめいかい 就学説明会	特別支援教育を希望する幼児の就学に関する説明会を開催します。	すいしん 推進	すいしん 推進
しゅうがく 就学・教育相 談の体制強化	一人ひとりの教育ニーズを的確に把握し、迅速で適正な就学・教育相談を行うために関係機関が相互に連携しながら、就学前から卒業後までを見通した相談体制の強化を図ります。	すいしん 推進	すいしん 推進
ほごしあきょうしつかい 保護者教室開 催事業	横浜市立小・中学校、特別支援学校の保護者を対象とした障害に対する正しい知識の啓発を進めます。	すいしん 推進	すいしん 推進

わたくしりつようちえんどう 私 立 幼稚園等 とくべつしえんきょういくひ 特別支援教育費 ほじょじぎょう 補助事業	わたくしりつようちえんどう ざいえん しょうがいじ たい 私 立 幼稚園等に在園している障害児に対 きょういく しょうがい しゅるい ていど わう する教育が、障害の種類・程度などに応じ てきせつ おこな けいひ いちぶ て適切に行われるよう、その経費の一部を せつちしゃ ほじょ しょうがいじ きょういく やくだ 設置者に補助し、障害児の教育に役立てま す。	すいしん 推進	すいしん 推進
--	--	------------	------------

## (2) 教育環境・教育活動の充実

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	ちゅうかんき 中間期 もくひょう 目標	もくひょう 目標
ちょうかくしょうがいじ 聴覚障害児 しえんじぎょう 支援事業	よこはましりつしょうちゅうがっこうざいせき ちょうかくしょうがい 横浜市立小・中学校に在籍する聴覚障害 じどうせいと じょうほう のある児童生徒にノートテイクによる情報 ほしょうじっし の保障を実施します。	じっし 実施	じっし 実施
とくべつしえんきょういく 特別支援教育 コーディネーターの機能強化と スキルアップ	とくべつしえんきょういく 特別支援教育コーディネーター養成研修 じゅこうかつどう とくべつしえんきょういく を受講して活動している特別支援教育コー ディネーターを対象に、さらなるスキルア ップを目指して、事例研究などを中心とし た研修を進めると共に、関係機関との連携 を強化し、専門的な資質を高めます。	すいしん 推進	すいしん 推進
とくべつしえんがっこう 特別支援学校に おける I C T きのうきょうか 機器の活用	たんまつ かくしゅしえんそうち かつよう タブレット端末や各種支援装置の活用につ とくべつしえんがっこうぜんこう じっせんけんきゅう おこな いて、特別支援学校全校で実践研究を行 ます。	すいしん 推進	すいしん 推進
あいしーていー I C T を活用 した教育環境 の充実	ここのじどうせいと じょうがい じょうきょう じゅうぶん 個々の児童生徒の障害の状況を十分に ふがくしゅうじょう せいかつじょう さまざま こんなん たい 踏まえ、学習上、生活上の様々な困難に対 あいしーていー かつよう しどう しえん じゅうじつ し、I C Tを活用した指導や支援を充実さ せるとともに、緊急時におけるオンライン きんきゅうじゅうじゅう どうが はいしん 授業や動画コンテンツ配信などについて、 けんとうじっし 検討、実施します。	じっし 実施	すいしん 推進
とくべつしえんがっこう 特別支援学校の じゅうじつ 充実	ざいせき じどうせいと じょうがい たようか じゅうどか 在籍児童生徒の障害の多様化・重度化・ じゅうふくか ふ きょういくかんきょう じゅうじつ 重複化を踏まえ、教育環境の充実に取り く組みます。	すいしん 推進	すいしん 推進

医療的ケア体制 整備	小・中・義務教育学校や特別支援学校における医療的ケアの実施体制を整備します。	整備	整備
校内研修 の 実 施	一般学級においても特別な支援を要する児童生徒が増加し、支援のニーズが多様化している状況を踏まえ、すべての教員が障害の状態や特性に応じた指導・支援を行えるよう、ケーススタディを重視した研修を充実させます。	実施	実施
特別支援教育 支援員事業	小・中・義務教育学校で障害により学習面、生活面や安全面への支援が必要な児童生徒に対し、特別支援教育支援員を配置します。	配置	配置
重度訪問介護 利用者の大学 修学支援事業	重度訪問介護を利用する重度障害者が大学修学するための支援を実施します。 ・計画期間中に、重度障害者が修学するために必要な支援体制が構築され、進学を希望した場合に安心して修学ができる状態になります。	推進	推進

### (3) 教育から就労への支援

事業名	事業内容	中間期 目標	目標
特別支援学校 就労支援事業	企業就労を目指す生徒の実習先開拓や職場定着支援を行うため、高等特別支援学校（若葉台特別支援学校知的障害教育部門を含む）に就労支援指導員を配置します。	推進	推進

障害のあるなしにかかわらず、「働く」ことは、自立した生活や生きがいにつながる、暮らしの大切な要素です。企業での障害者雇用が進み、社会状況の変化に合わせて、多くの業種や短時間での雇用など、働き方の選択肢は広がっています。また、障害福祉サービス事業所等での仕事は、働く人の得意を生かせる、様々な内容に変わってきています。

ライフステージの変化などに合わせて、どこで何をして働くか、どう働き続けるかは人それぞれ違ってきます。「働きたい」「働き続けたい」という思いに寄り添った支援を充実させていくとともに、多様な働き方を広く紹介し、障害者就労についての理解を深めていく必要があります。

また、充実した生活を過ごすには、日中活動やスポーツ・文化芸術活動に取り組める環境も大切です。文化芸術を創造し、享受することは、自己実現や生活の質の向上につながることから、身近な場所での様々な機会や場の創出に取り組みます。好きな活動などを通じて、障害のある人とない人とが住む地域や通う地域でのふれあいを望む声も、今回のアンケート調査などから読み取れます。一人ひとりが自分のやりたいことなどに取り組むことができ、それが余暇になり、生きがいにつながっていくよう、機会や場の充実に取り組みます。

## 4-1 就労

### 現状と施策の方向性

第4期障害者プランを策定するために実施した「当事者ワーキンググループ」※に参加した中学生が「なれる職業より、なりたい職業につきたい」という思いを伝えてくれました。働くことは「自らの意思により自分らしく生きる」ことを実現させる、大切な要素の一つなのです。

近年、障害者の就労を取り巻く環境は変化しています。平成30年4月の「精神障害者雇用義務化」などの法改正等を背景に、働く障害者の数は年々増加しています。雇用者数の増加だけでなく、平成27年に国連が採択したSDGs（持続可能な開発目標）の目標の中に、障害者を含むすべての人に「ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）の実現」が掲げられるなど、「どんな仕事をして暮らしていくのか」ということも、今後ますます重要なになってきます。

今回実施したアンケート調査では、全体の30%弱の人が企業などで働く「一般就労」をしています。働いていない人でも、回答者の30%強の人が就労意向を持つなど、多くの人が一般就労を目指す傾向にあります。さらに、現在働いている人のうち約78

ばーせんと ひと なん かたち はたら つづ かんがへん かとう おう % の人は何らかの形で働き続けたいと考えており、ライフステージの変化等に応じた、障害福祉サービス等での就労の場も重要です。

しゅうろう しえん しゅうろう ご きぎょう しょうかいりかい そくしん あんしん はたら つづ 就労の支援はもちろん、就労後も、企業の障害理解の促進など、安心して働き続けるための支援や就労の基盤となる生活面の支援も充実が求められています。

たよう はたら かた ひろ しょうがいしやしゅうろう きぎょう しみん かた りかい ふか また、多様な働き方が広がっている障害者就労について、企業、市民の方の理解を深めるため、様々な機会を設けていく必要があります。

そこで、3つの方向性で施策を展開します。

### (1) 一般就労の促進と雇用後の定着支援の充実

たよう か しゅうろう せいかつめん しえん ふく ていちゃくしえん しょうがいしやこよう ひろ 多様化する就労ニーズや生活面での支援も含めた定着支援、障害者雇用の広がりを踏まえた企業支援の充実など、障害者就労支援センターを中心に、関係機関と連携を図りながら障害者の就労を支えます。

### (2) 幅広い仕事や工賃の向上による生活の充実

はたら ひと はたら ひだ きょうどうじゅちゅうまどぐちとう つう きぎょうとう 働く人それぞれの働きがいを引き出せるよう、共同受注窓口等を通じた企業等からの様々な仕事のあっせん、障害者優先調達推進法に基づく行政機関の優先調達、民間企業等からの受注促進や自主製品の販路拡大に取り組みます。また、様々な発注ニーズに対応できるよう事業所のスキルを高めるなど、受発注双方の底上げを行ふことで、工賃の向上を図ります。

### (3) 多様な働き方や障害者就労に対する理解促進

さまざま ぎょうしゅ きんむけいたい たよう か はたら かた しみん きぎょう かた む 様々な業種や勤務形態など、多様化する働き方について、市民や企業の方に向けて、シンポジウムやセミナー等を通じて広く紹介します。また、ふれあいショップ等の就労啓発拠点を通じて、障害者就労に対する理解促進を図ります。

## とりくみ 取組

### (1) 一般就労の促進と雇用後の定着支援の充実

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	ちゅうかんき 中間期 もくひょう 目標
しゅうろうしえん 就労支援センターを中心とした、地域における就労支援ネットワークの構築	しょうがいしゃ しゅうろう ささ かんけいきかん とくべつ し 障害者の就労を支える関係機関（特別支援学校、就労移行支援事業所、ハローワーク等）との連携・協力体制を構築します。 しゅうろう けいぞく か せいかつめん 就労の継続に欠かせない生活面でのサポートを充実させるため、地域の関係機関と連携し、本人への支援を円滑に進めます。	すいしん 推進

【再掲】就労支援センターによる人材育成	多様な就労ニーズに対応できるよう、就労支援スキルを向上させるため、研修の実施など、人材育成を進めます。	すいしん 推進	すいしん 推進
【再掲】就労促進を目的とした事業所職員向け研修	障害者雇用を行っている企業での「就業体験」の研修を通じて、事業所職員の就労支援スキルの向上、就労に向けた意識付けにつなげます。	すいしん 推進	すいしん 推進
雇用施策と福祉施策の連携による重度障害者等への就労支援（重度障害者等就労支援特別事業）	法定サービスでの対象外となっている重度障害者の経済活動時間中の支援を雇用施策と福祉施策が連携して行う制度を検討し、実施します。	けんとう 検討 ・ じっし 実施	けんとう 検討 ・ じっし 実施

指標名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
福祉施設から一般就労への移行者数	460人	498人	536人
就労移行支援事業の利用者数	1,476人分	1,547人分	1,617人分
就労移行支援の利用者のうち就労移行率が3割以上の事業所の割合	34.2 %	42.1 %	50.0 %
就労定着支援利用者数	1,070人	1,190人	1,397人

## (2) 幅広い仕事や工賃の向上による生活の充実

事業名	事業内容	中間期目標	目標
共同受注センターによる受注促進	企業・行政機関から、事業所の特性を生かした幅広い仕事の受注ができるよう、コーディネートを行います。 市内イベント等への出店や自主製品の紹介等を通じ、販路を拡大するとともに、障害者就労への理解促進を図ります。	すいしん 推進	すいしん 推進

事業所の受注スキルの向上	発注者側のニーズに応えられる商品の開発や作業の受注ができるよう、研修会やモデルケースとなる事例検討などを実施し、事業所の受注スキルの向上を図り、多くの受注につなげます。	すいしん 推進	すいしん 推進
優先調達の推進	横浜市役所からの事業所への優先的な発注をさらに推進します。また、庁内LANなどを活用し、区局等の発注事例を広く周知し、新たな発注につなげます。	すいしん 推進	すいしん 推進

### (3) 多様な働き方や障害者就労に対する理解促進

事業名	事業内容	中間期 目標	目標
障害者就労に関する市民啓発	シンポジウムの開催等を通じ、様々な分野で働く障害者や障害者雇用を進めている企業の「生の声」を伝え、障害者就労に対する理解・関心を高めます。	すいしん 推進	すいしん 推進
障害者雇用に関する企業啓発	障害者雇用を検討している企業に向けて、雇用に関するセミナー等を実施し、合理的配慮の必要性など企業内の障害理解の促進を図ります。	すいしん 推進	すいしん 推進
ふれあいショッピング等を活用した障害者就労に関する理解促進	新たに開業するJR関内駅北口高架下の就労啓発施設及び新市庁舎内のふれあいショッピング等の運営を通じて、就労に関する理解の促進を図ります。	すいしん 推進	すいしん 推進

## 4-2 日中活動

### 現状と施策の方向性

障害のある人が日々の生活を充実したものにするうえで、日中活動場所の拡充が求められています。本人の希望やその人の状態に合った場所を選べるようにするためにには、

専門的な支援ができるか、地域ごとにばらつきが生じていないかなども考慮し、各事業所がそれぞれの特徴を生かした運営ができるような仕組みをつくっていくことが必要です。

また、障害福祉サービスとしての中活動だけではなく、自分が住んでいる地域や日中活動場所に通う地域などで、障害のある人もない人も交流し、地域とのつながりを深めていくことで、互いにとてさらに充実した生活になっていくと考えられます。

そこで、2つの方向性で施策を開発します。

### (1) 日中活動場所の選択肢の充実

障害のある人が希望する活動場所を選択できる方法や、医療的ケアなど専門的な支援が必要な人への支援方法について検討を行い、日中活動場所の選択肢の充実をすすめています。

### (2) 地域でのつながりと広がりの促進

障害のある人が住んでいる地域や日中活動先がある地域で、様々な地域行事や施設のイベント等を通して、障害のない人と一緒に活動したりすることで、地域とつながり、互いに良い影響を与える相乗効果を広げていきます。

## とりくみ 取組

### (1) 日中活動場所の選択肢の充実

指標名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	7,732人分	7,982人分	8,232人分
	128,853人日	133,022人日	137,192人日
自立訓練（機能訓練）	42人分	42人分	42人分
	826人日	826人日	826人日
自立訓練（生活訓練）	359人分	376人分	393人分
	5,812人日	6,088人日	6,363人日
就労移行支援事業【再掲】	1,476人分	1,547人分	1,617人分
	25,099人日	26,303人日	27,507人日
就労継続支援事業（A型）	880人分	919人分	958人分
	17,203人日	17,962人日	18,721人日

就労継続支援事業（B型）	4,605人分	4,857人分	5,109人分
	79,012人日	83,339人日	87,666人日
地域活動支援センター作業所型	130か所	130か所	130か所
	2,600人	2,600人	2,600人
中途障害者地域活動センター	18か所	18か所	18か所
	517人	517人	517人

※この表における単位の考え方は次のとおりです。

- ・「人分」 …月間の利用人数
- ・「人日」 …月間の利用人数×一人一ヶ月あたりの平均利用日数

## 4-3 スポーツ・文化芸術

### 現状と施策の方向性

スポーツや文化芸術に親しむことで毎日の生活が充実する、という人も少なくありません。「今後の自由時間・余暇の過ごし方」を尋ねたアンケート調査では、全体の約4割の人が「映画やコンサート、美術展、図書館、スポーツ観戦に行く」、約2割の人が「習い事」、約15%の人が「趣味のサークル」と回答しました。しかし、希望する過ごし方を実際に行うことができている人は、それぞれ5%以上少ない結果となっています。

このような中で、余暇の過ごし方として、スポーツや文化活動に取り組むことは、外出のきっかけづくりにもなり、生活のさらなる充実にもつながります。以前から、スポーツや文化活動を楽しむ場や機会の少なさ、情報の入手のしづらさを課題として挙げる声があったことも踏まえ、地域の様々な団体や施設等と連携し、活動の場や地域の交流を深める機会の充実に取り組みます。スポーツや文化芸術活動を楽しみたいと思う誰もが、障害のあるなしに関わらず活動に参加できるよう、引き続き、環境を整えていきます。

そこで、2つの方向性で施策を展開します。

#### (1) スポーツ活動の推進

市内2か所の障害者スポーツ文化センターを中心拠点として、身近な地域の様々な団体や施設等で、障害者スポーツの取組が行われるよう積極的に働きかけ、障害者スポーツの場の充実や支える人材の育成に取り組みます。

#### (2) 文化芸術活動の推進

障害のあるなしに関わらず、文化芸術を創造し、享受することができるよう、2014年からこれまで開催してきた『ヨコハマ・パラトリエンナーレ』の取組を生かし、障害

ひと ひと ひと ひと ひと  
のある人とない人の協働によるクリエイティブな活動の場の創出等に引き続き取り  
く組むとともに、障害のある人が身近な場所で文化芸術活動に親しめる環境づくりを  
すすめます。

### とりくみ 取組

#### (1) スポーツ活動の推進

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	ちゅうかんき 中間期 もくひょう 目標	もくひょう 目標
障害者スポーツ の啓発と理解の 促進	とうきょう 東京2020パラリンピックにより高まる関心 たいかいご しょうがいしゃ を大会後の障害者スポーツの普及啓発につ なげるため、障害者スポーツ文化センター よこはまし キョウカイ ちいき さまざま だんたい や横浜市スポーツ協会、地域の様々な団体 とう れんけい しょうがいしゃ 等と連携し、障害者スポーツの裾野を広げ とりくみ しおがい りかいそくしん はか る取組を行うとともに、障害者スポーツを つう しおがい りかいそくしん はか 通じた障害への理解促進を図ります。	すいしん 推進	すいしん 推進
身近な地域における障害者スポーツの推進	ひ つづ しおがいしゃ みぢか ちいき 引き続き、障害者が身近な地域でスポーツ と く かくく に取り組めるよう、各区のスポーツセンター ちゅうとしおがいしゃ ちいきかつどう とう れんけい 一や中途障害者地域活動センター等と連携 ちいき じんざいいくせい すす しおがいしゃ し、地域の人材育成を進めながら、障害者 すいしん はか スポーツの推進を図ります。	すいしん 推進	すいしん 推進

#### (2) 文化芸術活動の推進

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	ちゅうかんき 中間期 もくひょう 目標	もくひょう 目標
障害者の文化芸術活動の支援	かいさい かづこう ささ じん アートイベントの開催や、活動を支える人 ざい いくせい さまざま だんたいとう れんけい ぶん か げい 材の育成、様々な団体等と連携した文化芸 じゅつかつどう ば そうしゅつ と く 術活動の場の創出に取り組みます。	すいしん 推進	すいしん 推進
障害者の文化芸術鑑賞の支援	さまざま だんたいとう れんけい しあがい とくせい おう 様々な団体等と連携し、障害の特性に応じ かんしよう きかい じゅうじつ えんかつ せつりよう た鑑賞の機会の充実、円滑な施設利用の かんきょうせいび かつどう ささ じんざい いくせい ための環境整備、活動を支える人材の育成 とう と く 等に取り組みます。	すいしん 推進	すいしん 推進

<p>ぶんかげいじゅつ 文化芸術による ちいききょうせいしゃかいじつ 地域共生社会実 げんmuとりくみ 現に向けた取組 すいしん の推進</p>	<p>かんけいきかん 関係機関との連携を深め、文化芸術体験や こうえんてんじとうかんしょう 公演・展示等鑑賞の文化芸術活動を通して、障害のあるなしに関わらず誰もが互い たいとうたちばかか に対等な立場で関わりあうことを進める活 どうそくしん 動を促進します。</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>すいしん 推進</p>
<p>かじょうどくしょ 仮称) 読書バリア ほうもと フリー法に基づ く 横浜市計画 の さくていすいしん 策定、推進</p>	<p>どくしょほうもと 読書バリアフリー法に基づく、地方公共 だんたいけいかく 団体の計画として策定し、計画に基づく とりくみすいしん 取組を推進します。</p>	<p>さくてい 策定 すいしん 推進</p>	<p>すいしん 推進</p>

# 第4章 障害のある人を地域で支える基盤の整備

## 1 本章の位置づけ

第3章では、様々な事業を「障害児・者が日常生活を送るうえでの視点に立った枠組み」に沿って取り上げました。

一方で、複合的で多面的な地域課題が表面化する中で、障害のある人を支えていくには、個々の事業による支援だけでは十分とは言えません。地域社会の中で、行政や関係機関、地域住民など多くの担い手が対話・協議を行い、様々な事業・施策・取組が連携することで、基盤を整備・強化していくことが重要です。

第4章では、障害者の生活を地域で支えるための基盤として、「地域生活支援拠点機能」と、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」について、将来像とそれに向かって取組を取り上げます。

## 2 国の動向

国は、平成28年に発表した「経済財政運営と改革の基本方針2016～2020年経済への道筋～」において、「全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り高め合う地域共生社会を実現する」と打ち出しました。その中で、「支え手側と受け手側に分かれることのできる仕組みを構築する」としています。

社会全体のありようとしての「地域共生社会」を実現する仕組みとして、高齢者福祉の分野では「地域包括ケアシステム」が導入されています。「地域包括ケアシステム」は、高齢者のケアとして必要な支援を地域で包括的に提供し地域での自立した生活を支援するもので、障害者や子どもの支援にも応用できると考えられています。そこで、平成28年度に、精神障害者の一層の地域移行を進めるための地域づくりを推進する視点から、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を目指すことが新たな理念とされました。

一方、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障害児者の生活を地域全体で包括的に支える体制が必要とされてきたことから、平成27年度に国は地域生活支援拠点等整備推進モデル事業を立ち上げ、「地域生活支援拠点機能の整備」を進めてきました。「地域生活支援拠点」は、地域に存在する社会資源を有機的に結びつけ効率的・効果的な地域生活支援体制を構築することにより、障害者の生活を地域全体で支

えていこうというものです。

### 3 横浜市の状況

「地域生活支援拠点機能」の整備は、まったく新しい何かをつくるものではありません。これまで、横浜市は、障害のある人もない人も含め、支援者の方々、事業所のみなさん、地域の方々と協力しながら、地域活動ホームや基幹相談支援センター、自立支援協議会などをはじめとする様々な社会資源を整備・推進してきました。こういった既存の社会資源を有機的につないでいくネットワーク型の手法により、「地域生活支援拠点機能」の整備を進めてきています。

また、精神障害特有の生活のしづらさについて、地域における関係者・関係機関が共通の認識を持ち、これまでのつながりの中での機能の見直しや、制度に基づかなる支援も含めたつながり同士の結びつきにより、地域の特性をふまえた多くの課題に 対応できるよう、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に取り組んできました。

次から、具体的な「将来像」と「取組」として、「地域生活支援拠点機能」の整備において取り組む5つの居住支援機能と、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の6つの仕組みを説明します。

#### (1) 地域生活支援拠点機能

##### 機能1 相談

###### 【将来像】

必要な人すべてが相談支援事業所につながっていて、緊急時に必要な情報を関係者・関係機関が適切に共有するなどの取組が展開されています。

また、地域での障害理解が進み、横浜市後見的支援制度など既存の社会資源を活用した緩やかな見守りが機能しています。

###### 【取組】

各区自立支援協議会、研修、集団指導などの様々な場を活用し、相談支援機関に 対し、緊急時のリスク把握や事前の備えの必要性と、各機関が地域生活支援拠点の 担い手であるという認識を持つよう働きかけます。

相談支援機関や障害のある人ご本人に対し、あらかじめ緊急事態を想定し、その予防とスムーズな対応を計画する「緊急時予防・対応プラン」の作成などを促

し、それらを3機関で共有することにより、緊急時の支援が見込めない世帯を把握します。

また、緊急事態が発生しないための予防策や、緊急事態を想定した支援体制を整えるため、相談支援機関同士の情報提供方法や考え方を整理し、共有します。

## 機能2 緊急時の受け入れ・対応

### 【将来像】

短期入所事業所も含め、それぞれの施設の特性に応じた役割分担のもとで、レスパイトや計画的な利用だけではなく、緊急時の利用にも対応できる状態になっています。また、横浜市の拠点施設である18か所の社会福祉法人型障害者地域活動ホーム及び23か所の機能強化型障害者地域活動ホーム並びに6か所の多機能型拠点において、相互連携のもと、他に受け入れ先がない方の利用が促進され、緊急時の受け入れにも対応できています。

### 【取組】

各事業所に対して、地域生活支援拠点の担い手との認識のもと、短期入所事業所の施設種別（入所、通所、病院、診療所等）や、障害者地域活動ホームや多機能型拠点など施設の設置目的に応じた役割を整理し、理解促進及び協力体制の充実を図ります。

また、医療的ケアが必要な人や重症心身障害児・者、強度行動障害があるなどの受け入れ促進、拠点的施設等の定期的な評価及び改善（P D C Aサイクル）を通じた支援の充実を図っていきます。

## 機能3 体験の機会・場の提供

### 【将来像】

区自立支援協議会を中心構築されたネットワークが強固になり、一人ひとりのニーズに合わせた「体験の機会・場」の提供が行われています。また、基幹相談支援センターではグループホームや日中活動系サービス事業所などの「体験の機会・場」の情報が随時更新され、入手・活用できる状態です。

さらに、障害のある人が、暮らしの場や過ごし方の体験をすることで様々な選択肢の中から自身で選べるようになり、一人暮らしを希望する人も暮らしたい地域で自分らしい生活を実現できます。

### 【取組】

事業所情報が基幹相談支援センターへ適時集約される働きかけと、情報提供を行ったための手法を整理・検討します。相談支援機関や基幹相談支援センターでの相談内容等を活用して把握したニーズを踏まえ、様々な住まいの場の拡充と、体験の機会・場を提供しやすくする仕組みを検討します。居住支援協議会を通じて、不動産事業者及び賃貸住宅のオーナー等に、障害理解を促進する研修、サポート体制の構築、入居を拒まない住宅の戸数増への働きかけ等を実施します。宿泊型自立訓練など、生活環境を変える意味での他の社会資源の活用・開発を検討します。

### 機能4 専門的人材の確保・育成

#### 【将来像】

区域では、区自立支援協議会での取組により、人材育成、サービス水準の向上・標準化ができています。また、市域、区域における人材育成の取組を効果的に連動させることにより、発達障害、行動障害、高次脳機能障害、医療的ケア等、様々な分野において専門性の高い支援ができる人材が育成できています。

### 【取組】

区域と市域の研修が効果的に連動するよう、体系的な整理を行うとともに、区域での人材育成を担える人材を市域で育成し、区自立支援協議会が人材育成の場としてさらに機能するよう取り組みます。

また、研修に参加できない人に対する人材育成手法や、二次相談支援機関のコンサルテーション機能の拡充および効果的な運用方法などを検討します。

### 機能5 地域の体制づくり

#### 【将来像】

区障害者自立支援協議会、ロック連絡会、市自立支援協議会の取組が連携・連動し、分野を超えた多様な社会資源が協力することで、障害のある人を地域全体で支える具体的な取組を展開しています。

## 【取組】

ひのきゅうみん ひのきゅうみん ひのきゅうみん ひのきゅうみん ひのきゅうみん  
日ごろの見守りの担い手になる地域住民を含め、障害のある人が地域で安心して暮らすために、それぞれの立場でできることを具体的に伝えることで、障害分野を超えた多様な方々に協力してもらえる関係づくりを進めます。

また、区域での取組や把握された地域課題を全市で共有できる体制を整えています。

## (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム

### 仕組み1 本人や家族が安心して相談できるための仕組み

#### 【将来像】

じょうじょうせいかつ こま じょうがい くる ぱあい そうだん  
日常生活での困りごとや障害により苦しんでいる場合に、どこに相談したらよいのか、わかりやすく情報を受け取ることができます。

そうだん かんけいしゃ かんけいきかん てきせつ きょうゆう ふだん せいかつ いつしょ  
また相談したことが関係者・関係機関に適切に共有され、普段の生活から一緒に考えていくことで、もしもの事態を視野に入れた支援が受けられます。

#### 【取組】

きんきゅう じ ふく はあく きょうゆう てきせつ じょうほうていきょう  
緊急時のリスクを含めたニーズを把握・共有し、適切に情報提供できるよう、  
かんけいしゃ かんけいきかん ちいきほうかつ にな て はたら  
関係者・関係機関それが地域包括ケアシステムの担い手となるような働きかけ  
おこなを行います。

とく みちりょう ちりょう ちゅうだん くる かた かぞく きんきゅう  
特に、未治療や治療を中断したことで苦しんでいる方やその家族をふくめ、緊急  
てき いりょう かくほ たいおう せいしん かきゅうきゅうとう ほんにん のぞ  
的な医療を確保するための対応（精神科救急等）だけではなく、本人が望まない  
にゅういん きんきゅうじたい ちいきていぢやくしえんじぎょう じりつせいかんじょ じりつせいかつ  
入院や緊急事態にならぬよう、地域定着支援事業や自立生活援助、自立生活アシ  
スタンスなどを活用した訪問活動など普段からの支援が途切れることなく提供でき  
る体制づくりを行います。

### 仕組み2 入院が長期化することなく、安心して退院できるための仕組み

#### 【将来像】

びょうき にゅういん ばあい びょうき たいいん ふあん たい  
病気により入院となった場合でも、病気そのものや退院への不安に対するサポート  
う が受けられます。

びょうき ちりょう お ひとじしん のぞ ちいき たいいん せいかつ ひつよう  
また、病気の治療が終われば、その人自身が望む地域に退院し、生活するうえで必要な支援を受けられます。

## とりくみ 【取組】

病気により入院(再入院)となった場合でも、地域移行・地域定着支援事業や退院サポート事業を活用しつつ、医療機関、訪問看護、ピアサポート等と連携し、支援体制をつくっていきます。

## しく 仕組み3 安心した生活を確保するための仕組み

### しょうらいぞう 【将来像】

希望する地域で様々な暮らしの場を自分で選択できます。アパートなどを希望した時も、障害を理由に断られることなく、家事や手続きなど日常生活の困りごとについても必要な時にサポートが受けられる体制ができます。

## とりくみ 【取組】

これまでの社会資源の効果的な活用や拡充、事業所情報の収集・提供の働きかけや手法を検討します。特に引っ越しや退院などの環境変化に伴う手続きや家事、体調変化などの不安に対する継続的なサポートや、日々の困りごとを解決していくためのサポート体制を築いていきます。

また、居住支援協議会を通じて、不動産事業者及び賃貸住宅のオーナー等に対し、サポート体制の構築、障害理解を促進する研修、入居を拒まない住宅の戸数増への働きかけを進めます。

## しく 仕組み4 支援者の知識や技術向上のための仕組み

### しょうらいぞう 【将来像】

精神保健福祉と他の様々な分野の支援者が、個別支援だけの関わりだけではなく、お互いの知識・技術・情報の共有ができます。

## とりくみ 【取組】

区域と市域の研修が効果的に連動するよう体系的な整理を行うとともに、精神保健福祉分野のみならず身体障害・知的障害との重複や高齢、生活困窮をはじめとした多くの分野と精神科医療機関との情報および技術交流の機会を整えています。

## しく じゅうみん しょうがいりかい かん しく 仕組み5 住民への障害理解に関する仕組み

### 【将来像】

ちいき 地域における、ゆるやかな見守りの担い手となる住民が精神障害者の生活のしづらさを理解し、困った時には一緒に協力したり、支援者と相談したりできるような関係が築けています。

### 【取組】

けんしゅう こうえんかい 研修や講演会その他の地域活動等を通じて、それぞれの立場でできることを具体的に伝えることで、精神障害者の生活のしづらさを理解し、様々な方々から協力を受けられる関係づくりを進めます。

## しく たが さき しく 仕組み6 お互に支えあえる仕組み

### 【将来像】

せいしんしようがい 精神障害によって悩み苦しんできた経験を、いま苦しんでいる仲間や家族、支援者に分かち合うことで、支援の「支え手」や「受け手」という枠を超えて、ともに支えあっていけるような体制ができています。

### 【取組】

かんけいき かん ほんにん しえん 関係機関から本人への支援だけでなく、同じ経験や立場をもつ人同士が互いに精神的な支えとなれるような場や機会を整えていきます。

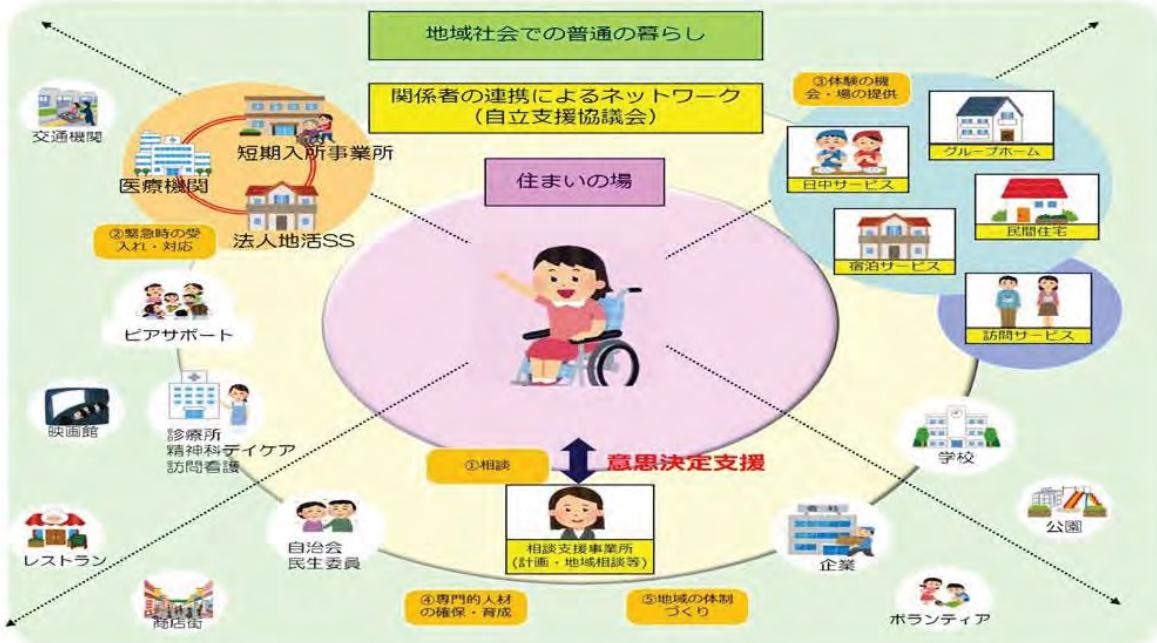
## こんご ほうこうせい 4 今後の方向性

よこはまし くに どうこう そ ちいきせいかつしょんきよてんきのう せいび せいしんこれまで横浜市では、国の動向に沿って、「地域生活支援拠点機能」の整備と「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を個別に検討してきました。しかし、どちらの仕組みも、「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりという面では同じです。

こんご ぐたいてき かだい ひつよう じぎょう とりくみとう めいかく だんかい みはか 今後、具体的な課題や必要とされる事業・取組等が明確になってきた段階を見計らい、一体的な議論を行うことによる相乗効果で、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の取組の推進と「地域生活支援拠点機能」の充実・強化を進めていきます。「第4期横浜市障害者プラン」の基本目標である「障害のある人も無い人も、相互に人格と個性を尊重し合いながら、地域共生社会の一員として、自らの意思に

より自分らしく生きることができるまちヨコハマを目指す」の実現に向けた非常に重要な取組であり、様々な社会資源の担い手との連携・協働と地域とのつながりを深めながら推進していきます。

### 【障害のある方を地域全体で支えるイメージ図】



※「横浜市地域生活支援拠点機能構築のための連携ガイドライン」から抜粋したのですが、  
おおまかな構造は「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」も同様と考えられます。

## 1 PDCAサイクル

「第4期横浜市障害者プラン」は、令和3年度から8年度までの6年間を計画期間としています。そのうち、「横浜市障害福祉計画」及び「横浜市障害児福祉計画」については、3年後の令和6年度に改定を行う予定です。その際、併せてプラン全体の見直しを行う予定です。

見直しにあたっては、第4期プランの策定過程と同じように、障害者やそのご家族、支援者等との意見交換やインタビューを行なうほか、プランの進捗管理については「横浜市障害者施策推進協議会」及びその専門委員会である「障害者施策検討部会」等の議論や、毎年欠かさず開催している市民向け説明会などの場で、各施策・事業の評価・検討を行ないます。

また、社会情勢やニーズの変化に伴う新たな課題にも、柔軟に対応します。

## ●見直しの時期

年度	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	5年度 (2023年度)	6年度 (2024年度)	7年度 (2025年度)	8年度 (2026年度)
名称	第4期横浜市障害者プラン					
構成	障害者計画(=施策の方向性及び個別の事業等を定める計画) 障害福祉計画 (=サービス利用の見込み量等を定める計画) 障害児福祉計画 (=サービス利用の見込み量等を定める計画)					
	見直し	見直し				

## ●PDCAサイクルのイメージ

